



厚生労働省 令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
社会福祉推進事業

# 日常生活自立支援事業等関連制度と 成年後見制度との連携の在り方等についての 調査研究事業

## 報告書

令和3年(2021年)3月



公益社団法人 日本社会福祉士会

## はじめに

日常生活自立支援事業は、あらためて指摘するまでもなく、高齢者や障害者の暮らしを支え、良い暮らしを実現するための大切な役割を期待され、実際、その期待に応えようとしてきた。成年後見制度や生活保護の制度との間で適切な関係、そして分担を図り、日常生活自立支援事業が、今後一層の役割を果たしていくことが望まれる。

令和 2 年度社会福祉推進事業「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」は、日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携という局面に焦点を置き、日常生活自立支援事業の今後における適切な展開へ向け、課題を整理しようとするものである。

この調査研究は、そのために、まず、日常生活自立支援事業の現状に関し、都道府県の段階における取組と市町村の段階における取組との連携・調整や、成年後見制度や生活保護など関連する制度との役割分担の現状について、そこに関わる関係者の認識や意向を整理して明らかにしようとしている。この調査研究の成果が今後の日常生活自立支援事業の展開に実効的に役立てられるようにするため、実態認識にあたっては、必ずしも先進的な事例のみを見るということではなく、幅広く現状を明らかにするという視点にも留意した。

このような現状認識を踏まえ、日常生活自立支援事業が今後においてなお一層重要な役割を担っていくためには、現状における課題が解決されないまま負荷を強いられる結果を避ける見地から、支障となっている課題について解決策の見通しを得、必要な施策を実施していかなければならない。

日常生活自立支援事業については、今後とも、諸課題の理論的な整理に加え、各地の社会福祉協議会の皆さん、成年後見の中核機関の仕事に携わっておられる方々、専門員や生活支援員の人たちが現実を感じている課題を集約して明らかにしていく必要があり、それにより日常生活自立支援事業が更に万般の意義を発揮していくことを願う。

調査研究を進めるにあたりアンケートや意見聴取において多くの方々の協力が得られたことに謝意を表す。

公益社団法人 日本社会福祉士会  
日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携あり方検討委員会  
委員長 山野目 章夫

**日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての  
調査研究事業 報告書 目次**

はじめに

目次

<b>第1章 事業概要</b> . . . . .	<b>3</b>
1 本調査研究事業の目的	
2 調査研究事業概要	
3 委員会体制	
<b>第2章 アンケート調査結果</b> . . . . .	<b>9</b>
<b>第3章 ヒアリング調査結果</b> . . . . .	<b>100</b>
1 ヒアリング調査について	
2 ヒアリング調査結果	
(1) 日常生活自立支援事業制度設計当時の考え方、現状をみた評価等について	
(2) 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携に関する好事例	
<b>第4章 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の適切な連携に向けて</b> . . . . .	<b>140</b>
1 調査結果分析	
・日常生活自立支援制度等関連制度の現状と課題 (Excel表)	
2 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携に向けて	
・関連諸制度との役割分担検討表 (Word表)	
<b>参考資料</b> . . . . .	<b>151</b>
・アンケート調査依頼文書	
・アンケート調査票	
・アンケート調査結果 (本文以外)	
・実施体制 (委員会名簿等)	

## 第1章 事業概要

### 1 事業目的

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）では、「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の強化」「成年後見制度へのスムーズな移行」が進められるべきとされている。

特に日常生活自立支援事業については、終了件数のうち約25%が成年後見制度に移行しており、成年後見制度と関連が深い事業であるが、日常生活自立支援事業利用時の利用者の判断能力の変化への対応や、財産管理等の法律行為の必要性を適切に把握し、適切な制度選択を支援する取り組みがより一層必要であること、成年後見制度の利用がふさわしいと支援者等が検討した場合でも、市町村長申立ての課題や本人が希望しない、申立人が見つからない等により、制度間連携が適切に行われていない等の課題が指摘されている（全国社会福祉協議会「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて」（平成31年3月））。

上記を踏まえ、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況についての実態把握と連携の在り方等について検討を行うとともに、制度間連携に資するツールの開発を行うことを目的に、調査研究事業を実施した。

### 2 事業概要

本事業においては以下の項目を実施した。

- (1) ヒアリング調査の実施（令和2年11月～令和3年3月）
  - ① 制度の在り方と制度連携にかかるヒアリング
  - ② 制度連携・制度移行の好事例および特徴のある取組のヒアリング
- (2) アンケート調査の実施（令和2年11月～令和3年2月）
- (3) 調査分析、制度・連携の在り方、連携方法に関する研究（通年）
- (4) 連携に資するツールの開発（令和3年1月～3月）
- (5) 成果物（事業報告書）の作成（令和3年2月～3月）
- (6) (1)～(5)を検討する委員会の開催（令和2年10月～令和3年3月）  
親委員会（3回）、ワーキング・グループ委員会（3回）

以下、本調査研究事業のスキームを掲載する。

<b>日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との 連携の在り方等についての調査研究事業</b> <small>(厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業 課題番号23番)</small>	
<b>概要</b>	日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況について、調査を通じて実態把握を行うとともに、適切な連携の在り方を検討し、連携に資するツールを開発する。 (事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)
<b>事業内容</b>	本調査研究においては、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況についての実態把握と連携の在り方等について、ヒアリング調査とアンケート調査を実施し、調査結果に基づき検討を行うとともに、制度間連携に資するツールの開発を行う。 <b>(1) ヒアリング調査</b> 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の連携、移行に関わる関係機関等より好事例、困難事例等についてのヒアリング調査を実施する。 <b>(2) アンケート調査</b> 社会福祉協議会等関係機関を対象に、日常生活自立支援事業等と成年後見制度との連携の実際と課題にかかるアンケート調査を実施する。 <b>(3) 調査分析、制度・連携の在り方、連携方法に関する研究</b> 有識者の参画を得てヒアリング調査やアンケート調査を基に課題を分析し、それぞれの制度や連携のあり方、関係の整理について委員会にて研究する。 <b>(4) 連携に資するツールの開発</b> 日常生活自立支援事業等関係事業と成年後見事業にかかる適切な連携に資するツール等を開発し、事業実施報告書ならびにホームページ等にて周知する。
<b>実施体制</b>	親委員会（3回）、ワーキンググループ委員会（3回）を開催。 (ZOOMによるオンライン会議にて実施)

1

### 3 事業内容・事業実施方法

#### (1) ヒアリング調査の実施

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の連携、移行に関わる関係機関より好事例および特色のある取組事例についてのヒアリング調査を10名(機関)に対して実施した。各ヒアリングの概要は第3章に掲載する。

##### ① 制度の在り方と制度連携にかかるヒアリング

日常生活自立支援事業創設当時の制度設計の考え方等について、関わりの深い有識者等にヒアリング調査を実施した。

##### ② 制度連携・制度移行の好事例にかかるヒアリング

制度連携・制度移行の好事例として、制度間連携の工夫やツール開発、特色のある取組を行っている中核機関・社会福祉協議会・社会福祉法人等に対しヒアリング調査を実施した。なお、当初予定していた制度移行・連携の困難事例については、アンケート調査にて課題の把握を行っている。

また、コロナウィルスの感染拡大をうけ、ヒアリング調査は、WEBを通じたオンライン調査等の手法により行った。

## (2) アンケート調査の実施

これまでの先行研究および委員会における検討によりアンケート調査票を作成し、中核機関、権利擁護センター、市町村社協・都道府県社協の日常生活自立支援事業担当者、市町村、都道府県等、関係機関を対象に、日常生活自立支援事業等と成年後見制度との連携の実際と課題にかかるアンケート調査を実施した。調査結果は第2章にて詳述する。

## (3) 調査分析、制度・連携の在り方、連携方法に関する研究

有識者の参画を得て、ヒアリング調査やアンケート調査を基に課題を分析し、それぞれの制度のあり方や連携方法について委員会にて研究した。詳細は第4章にて詳述する。

## (4) 連携に資するツールの開発

日常生活自立支援事業等関係事業と成年後見事業にかかる適切な連携に資するツール等を開発した。詳細は第4章にて詳述する。

# 4 実施体制、事業実施期間

## (1) 委員名簿

本調査研究事業の実施に際し、親委員会（委員23名、3回開催）、ワーキング・グループ委員会（委員11名、3回開催）を設置、本調査研究事業に関する検討・協議を行った。委員名簿は以下のとおりである。

令和2年度 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との  
連携のあり方等に関する調査研究事業 委員名簿

NO	委員会区分	所属	役職	委員氏名 (敬称略・五十音順)	備考
1	親	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク (JDDnet)	理事	今井 忠	
2	親	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	地域福祉課長	海野 芳隆	
3	親	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	会長	久保 厚子	
4	親	日本メンタルヘルスピアサポート専門 員研修機構	理事	櫻田 なつみ	

5	親	同志社大学社会学部社会福祉学科	教授	永田 祐	
6	親	公益社団法人 認知症の人と家族の会	副代表理事	花俣 ふみ代	
7	親	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター	委員	水島 俊彦	
8	親	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	理事長	矢頭 範之	
9	親	公益社団法人 日本社会福祉士会	副会長	山崎 智美	
10	親	早稲田大学大学院法務研究科	教授	山野目 章夫	委員長 (親)
11	親	立川市福祉保健部高齢福祉課 在宅支援係	係長	石垣 裕美	
12	親・WG	新潟大学法学部	教授	上山 泰	委員長 (WG)
13	親・WG	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	地域福祉部長	川井 誉久	
14	親・WG	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会	地域福祉活動 推進部門 管理者	笹川 和哉	
15	親・WG	岩手県保健福祉部地域福祉課	主任主査	佐藤 健	
16	親・WG	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター	センター長	住田 敦子	
17	親・WG	社会福祉法人 全国社会福祉協議会	地域福祉部 部長	高橋 良太	
18	親・WG	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会	法人運営 部長	田邊 寿	
19	親・WG	ノートルダム清心女子大学 人間生活学部	准教授	中井 俊雄	
20	親・WG	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	副局長	中村 健治	
21	親・WG	公益社団法人 日本社会福祉士会	理事	星野 美子	
22	親・WG	大阪市役所 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 相談支援グループ	相談支援担当 課長	森 和俊	
23	親・WG	豊田市成年後見支援センター 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会	センター長 くらし応援 副主幹	八木 将仁	

## オブザーバー

1	厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
2	厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
3	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室
4	法務省民事局
5	最高裁判所事務総局家庭局

## (2) 親委員会及びワーキング・グループ委員会での検討経過（協議事項）

2020年10月より2021年3月までの期間、本調査研究事業を推進するための委員会（日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携あり方検討委員会）について、親委員会3回、ワーキング・グループ委員会3回を開催した。

各委員会における主な議事は表のとおりである。

### 【親委員会】

回	日時	主な協議事項
1	2020年10月31日 【持ち回り開催】	○日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」への期待と調査で明らかにすべきことについて ○調査について（調査設計の整理案、調査票案について）
2	2021年1月25日 【オンライン開催】	○成年後見制度関係施策の動向について ○調査研究事業について ○調査について ・アンケート調査について ・ヒアリング調査について ・成果物について ・スケジュールについて
3	2021年3月29日 【持ち回り開催】	○日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」報告書骨子案について

## 【ワーキング・グループ委員会】

回	日 時	主な協議事項
1	2020年10月31日 【合同委員会・持ち回り】	○日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」への期待と調査で明らかにすべきことについて ○調査について（調査設計の整理案、調査票案について）
2	2020年11月6日 【オンライン開催】	○本調査研究事業について ○第1回合同委員会について ○調査について ・ヒアリング調査について ・アンケート調査について ○今後の検討に向けて ・制度連携の検討とツールの開発、成果物について ・スケジュールについて
3	2021年3月10日 【オンライン開催】	○成年後見制度関係施策の動向について ○調査についてについて ・アンケート調査について ・ヒアリング調査について ○成果物について ○スケジュールについて

※委員会はオンライン（ZOOM）もしくは持ち回りにて開催した。

なお、オンライン（ZOOM）での参加が難しい委員は、日本社会福祉士会会議室（東京都新宿区）より参加した。

## 第2章 日常生活自立支援事業の実態に関するアンケート調査報告書

### 1. 各種調査の概要

#### (1) 調査の目的

日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の在り方の検討や、制度間連携に資するツール開発のため、日常生活自立支援事業に関する基礎データを取りまとめることを目的とする。

具体的には、まず都道府県社会福祉協議会及び関連する都道府県の所管部局向けにアンケート調査を実施し、地域的な取組状況を把握した上で、回答結果のバランスを踏まえていくつかの都道府県を選定し、その管内の基幹的社会福祉協議会及び基礎自治体・中核機関に対し、日常生活自立支援事業の詳細な取組状況、成果、課題認識等を把握することとする。

#### (2) 調査の種類

本調査で行った調査の種類は以下のとおり。

図表 2-1-1 本調査で行ったアンケートの種類

種類	配布数	回収数 (回収率)	実施期間
都道府県社会福祉協議会向けアンケート	47	47 (100%)	令和2年11月～12月
都道府県・政令市	67	62 (92.5%)	令和2年11月～12月
基幹的社会福祉協議会 (※)			
事業者回答票 (A票)	377	163 (43.2%)	令和3年1月～2月
専門員回答調査票 (B票)		161 社協より回答 234 名分	令和3年1月～2月
専門員回答調査票 (B-1票)		144 社協より回答 239 ケース	令和3年1月～2月
専門員回答調査票 (B-2票)		112 社協より回答 108 ケース	令和3年1月～2月
専門員回答調査票 (C票)		143 社協より回答 145 名分	令和3年1月～2月
市区町村 (※)	290	170 (58.6%)	令和3年1月～2月
中核機関 (※)	30	23 (76.7%)	令和3年1月～2月

(※) 調査先選定のプロセス・内容については次ページ参照

### (3) 調査対象とする基幹的社協・自治体・中核機関の選定について

基幹的社協・自治体・中核機関へのアンケート調査については、全国を対象とするのではなく、一定程度地域差等のバランスを踏まえて選定することとした。その選定の視点は次のとおり。

#### 視点1 相談実績・利用実績の視点

日常生活自立支援事業の令和元年度の「契約件数」の都道府県ごとの人口当たりの件数を算出し、その上位と下位を考慮する。

視点2 先行して実施した都道府県社会福祉協議会向けのアンケート結果を踏まえ、管内の基幹的社協において、生活保護が受給要件になっているか否か、福祉サービスの利用を要件としているか否か、について、それぞれ同程度の割合になるように選定する。

#### 【都道府県社会福祉協議会向けアンケート】

##### 1・(3) 利用対象

①利用対象者の条件として、「福祉サービス」を利用することが決まっている（または直近で利用予定がある）こと等を要件としていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

⇒「1. 要件としている」と回答している自治体は 10

##### 1・(5) 生活保護受給者の利用について

生活保護の受給に際し、日常生活自立支援事業を要件としているケースがあるかについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

⇒「1. 生活保護の受給にあたり、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースがある」と回答している自治体は 14

視点3 緊急事態宣言（2020年1月）が発出している地域は除くほか、地域バランスをみて総合的に判断する。

以上の視点を踏まえて、北海道、宮城県、山形県、静岡県、新潟県、福井県、三重県、滋賀県、愛媛県、鹿児島県の10の道県を対象と選定した。

なお、上記を選定する過程において、各都道府県社会福祉協議会との調整に時間を要したことから、自治体・中核機関へのアンケート調査対象とは必ずしも一致しない（基幹的社協として選定されていない岡山県が自治体・中核機関へのアンケート調査対象となっている一方、北海道は自治体・中核機関へのアンケート調査対象となっていない）。

### (4) 調査票の設計について

調査票の設計については、事務局で素案を作成し、それに基づき親委員会、WGのメンバーからの意見を踏まえて修正を反映し作成した。

## 2. 都道府県社会福祉協議会向けのアンケート

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の実施期間

令和2年12月3日～12月18日

#### ② 調査の方法

全国社会福祉協議会から各都道府県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の担当部局向けにメールで送付、メールにて事務局が回収。

#### ③ 回収状況

配布数 47      回収数 47 (回収率 100%)

#### ④ 主な調査内容

明らかにしようとした主な項目は次のとおり。

- ・日常生活自立支援事業の課題認識（支援体制、待機者数、利用料、成年後見との連携に関する認識 等）
- ・日自の運用についての独自ルールの有無  
例；生活保護制度、生活困窮者自立支援事業、成年後見制度等との併用
- ・審査会の頻度、話し合いの内容、アドバイザー、審査会へ申請する基幹的社協の特徴
- ・日常生活自立支援事業の成果・効果の認識

### (2) 主な調査結果

主な調査結果は次のとおり。なお、本報告書の参考資料や日本社会福祉士会 WEB サイトに、調査票、集計結果を掲載している。

## ① 日常生活自立支援事業の実施概要について

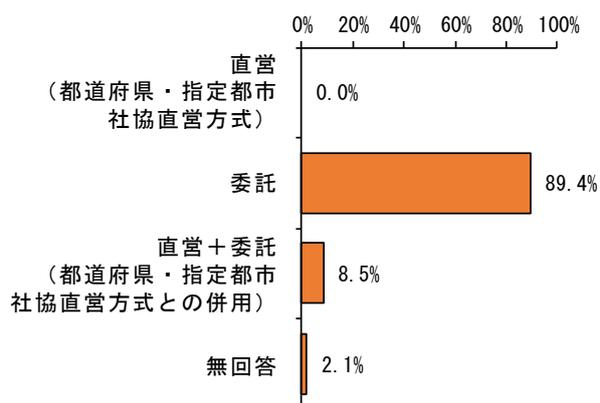
### 1) 日常生活自立支援事業の実施状況

#### 1) - 1 日常生活自立支援事業の実施形態 : 調査票 1-(1)-①、②

日常生活自立支援事業の実施形態として、「委託」は89.4%、「直営+委託」は8.5%だった。また、「委託」「直営+委託」の場合、全市区町村社協実施方式が78.3%、「基幹的社協方式」が23.9%だった。

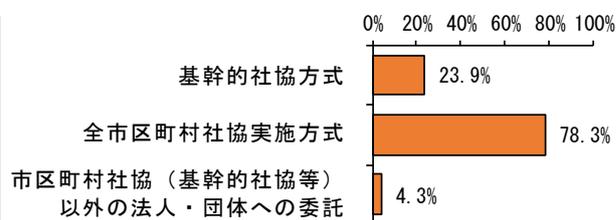
図表 2-2-1 日常生活自立支援事業の実施形態 (n=47)

	件数	%
直営 (都道府県・指定都市 社協直営方式)	0	0.0%
委託	42	89.4%
直営+委託 (都道府県・指定都市 社協直営方式との併用)	4	8.5%
無回答	1	2.1%
合計	47	100.0%



図表 2-2-2 日常生活自立支援事業の実施方式 (n=46) (複数回答)

	件数	%
基幹的社協方式	11	23.9%
全市区町村社協実施方式	36	78.3%
市区町村社協 (基幹的社協等) 以外の法人・団体への委託	2	4.3%
全体	46	100.0%



## 1) -2 利用料 : 調査票 1-(2)-①

「利用料」は「1回の訪問につき利用者が支払う利用料（交通費除く）」の平均が 1,196 円（n=41（無回答除く）、最大値 1,870 円、最小値 500 円）だった。

図表 2-2-3 1回の訪問につき利用者が支払う利用料(交通費除く)( n=41)

金額 (円)	備考	金額 (円)	備考
1,200		1,200	
1,500		1,000	
1,300		1,000	
500	30分	1,200	
1,000		1,200	
1,500		1,100	最初の1時間 その後30分ごとに550円
1,200		1,500	
1,100	1時間	1,870	
1,000		1,500	
1,200		1,500	
1,200		1,000	
1,000		1,500	1時間
1,500		1,000	
1,200		1,200	1時間
1,300	別途事務費月300円	1,200	
1,350		900	
1,000	1時間以内・ 月の累計時間で積算	1,330	
1,000	1時間	1,200	
1,000	1時間	1,200	
1,200		1,200	
1,000			

## 2) 日常生活自立支援事業の利用対象

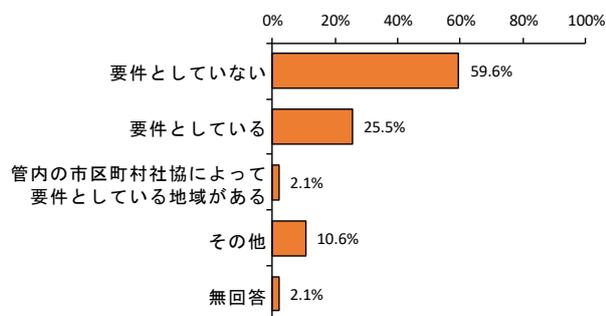
### 2) -1 日常生活自立支援事業の利用対象者の要件

: 調査票 1-(3)-①

利用対象者の条件として、「福祉サービス」を利用することが決まっている（または直近で利用予定がある）こと等を要件としているか聞いたところ、「要件としていない」が 59.6%、「要件としている」が 25.5%、「管内の市区町村社協によって要件としている地域がある」が 2.1%であった。

図表 2-2-4 利用対象者の条件( n=47)

	件数	%
要件としていない	28	59.6%
要件としている	12	25.5%
管内の市区町村社協によって 要件としている地域がある	1	2.1%
その他	5	10.6%
無回答	1	2.1%
合計	47	100.0%



## ■ 前頁の「その他」の主な回答

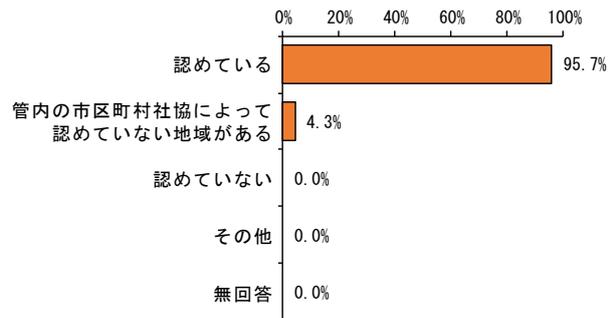
・ 原則要件としているが、必要に応じて利用がなくても承認するケースがある
・ 福祉サービス利用にあたっての援助が基本ではあるが、直近での利用予定がなくとも今後利用の必要があれば対象としている
・ 要件とはしていないが、予定がない場合も、必要に応じて利用に向けた働きかけを行うよう指導している
・ 本事業における「福祉サービス利用援助」サービスを利用すること
・ 将来的な可能性も含めた「福祉サービス利用」を基本

### 2) - 2 生活保護受給者の利用 : 調査票 1-(3)-②

生活保護受給者の利用を認めているか聞いたところ、「認めている」が 95.7%、「管内の市区町村社協によって認めていない地域がある」が 4.3%であった。

図表 2-2-5 生活保護受給者の利用 (n=47)

	件数	%
認めている	45	95.7%
管内の市区町村社協によって認めていない地域がある	2	4.3%
認めていない	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	47	100.0%



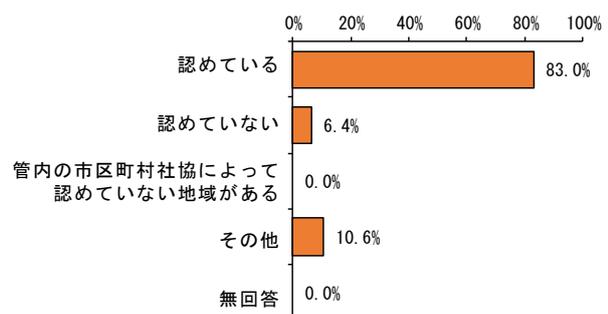
### 2) - 3 「家計改善支援事業」の支援を受けている場合の利用 (併用)

: 調査票 1-(3)-③

生活困窮者自立支援制度による「家計改善支援事業」の支援を受けている場合に利用 (併用) を認めているかについて聞いたところ、「認めている」が 83.0%、「認めていない」が 6.4%であった。

図表 2-2-6 生活困窮者自立支援制度による「家計改善支援事業」の支援を受けている場合の利用 (併用) (n=47)

	件数	%
認めている	39	83.0%
認めていない	3	6.4%
管内の市区町村社協によって認めていない地域がある	0	0.0%
その他	5	10.6%
無回答	0	0.0%
合計	47	100.0%



## ■ 上記の「その他」の主な回答

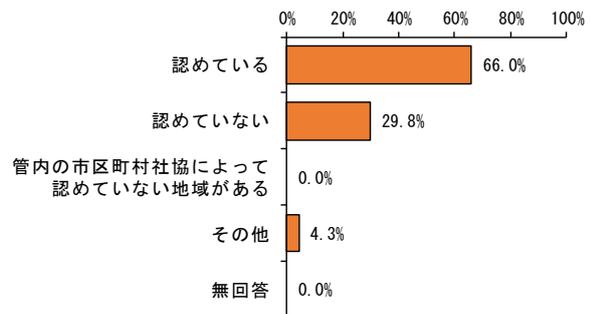
・ 特に決まりはない
・ 把握できていない
・ ●●社協として認めるかどうかの基準を定めておらず、個々の状況による
・ 家計改善支援の有無は確認していないが、重複することはないと考えている
・ 管内の市区町村社協によって認めている地域がある

### 3) 成年後見制度との併用 : 調査票 1-(4)

成年後見制度との併用を原則認めているか聞いたところ「認めている」が66.0%、「認めていない」が29.8%であった。

図表 2-2-7 成年後見制度との併用について (n=47)

	件数	%
認めている	31	66.0%
認めていない	14	29.8%
管内の市区町村社協によって認めていない地域がある	0	0.0%
その他	2	4.3%
無回答	0	0.0%
合計	47	100.0%

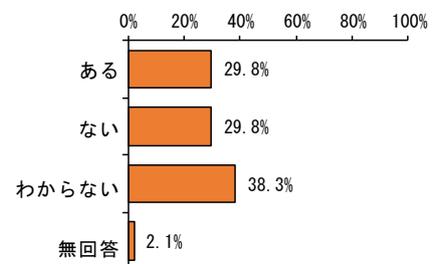


### 4) 生活保護受給者の利用 : 調査票 1-(5)

生活保護の受給に際し、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースの有無について聞いたところ、「わからない」が38.3%、「ケースがある」・「ケースはない」が共に29.8%であった。

図表 2-2-8 生活保護の受給に際し、日常生活自立支援事業を要件の有無 (n=47)

	件数	%
生活保護の受給にあたり、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースがある	14	29.8%
生活保護の受給にあたり、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースはない	14	29.8%
わからない	18	38.3%
無回答	1	2.1%
合計	47	100.0%



## ②「契約締結審査会」の開催状況について

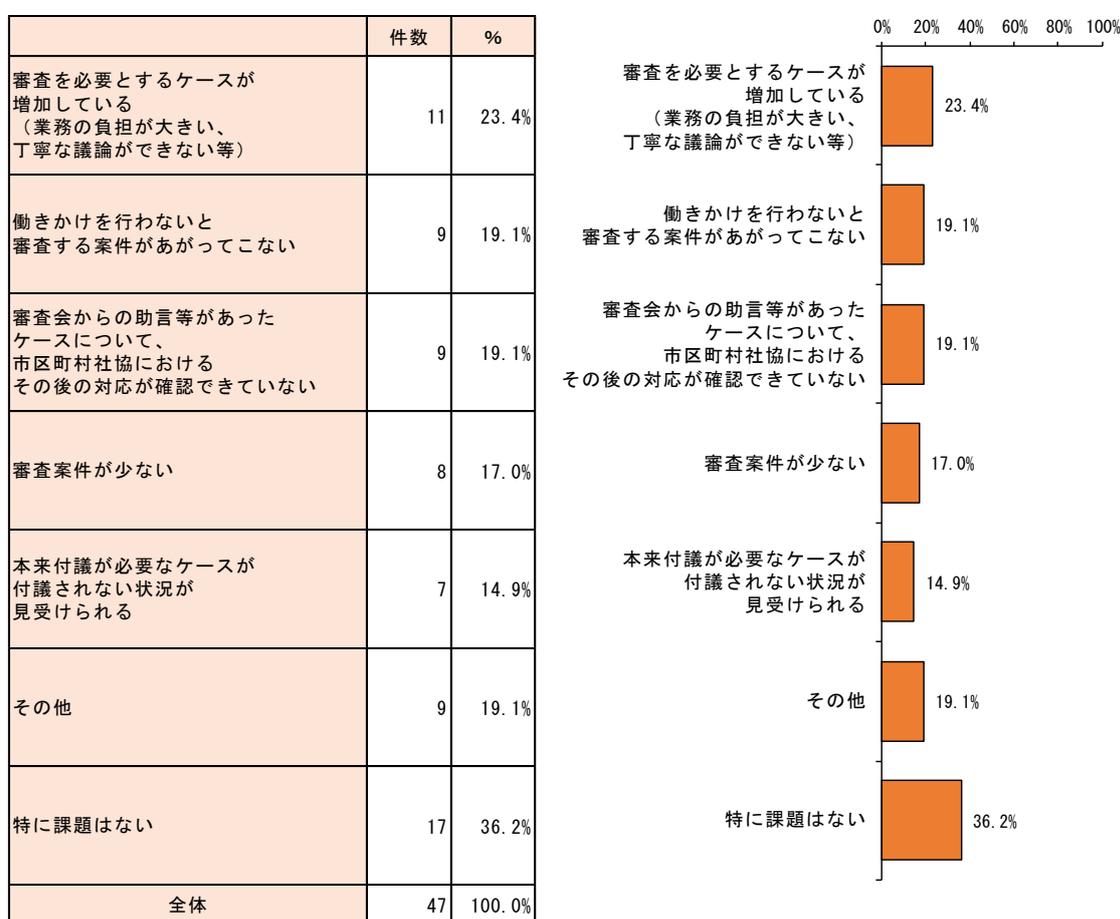
### 1) 契約締結審査会の開催等に関する課題

#### 1) - 1 契約締結審査会の開催等に関して課題となっていること

：調査票 2-(4)-①

契約締結審査会の開催等に関する課題について聞いたところ、「審査を必要とするケースが増加している（業務の負担が大きい、丁寧な議論ができない等）」が23.4%、「働きかけを行わないと審査する案件があがってこない」「審査会からの助言等があったケースについて、市区町村社協におけるその後の対応が確認できていない」が共に19.1%であった。

図表 2-2-9 契約締結審査会の開催等に関する課題（n=47）（複数回答）



#### ■ 上記の「その他」の主な回答

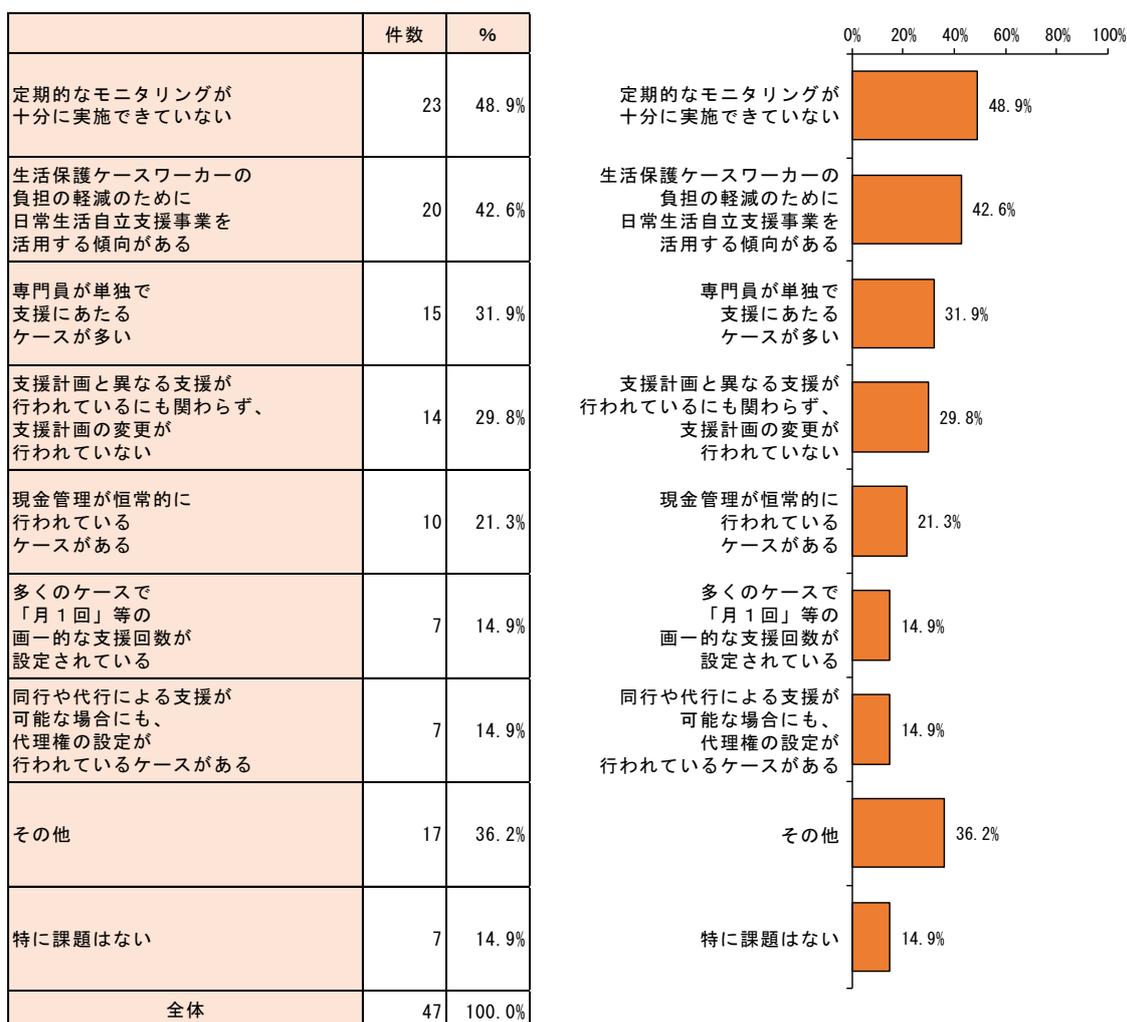
- ・ 審査会において、当日の資料提供及び報告により審査するが、困難ケース等、適切な助言を受けることが困難な場合もあると感じる
- ・ 契約・解約案件のすべてを諮っているため、資料作成の負担が大きい
- ・ 精神医療の専門的知識を有する委員が確保できない

・ 審査会に諮る事項の内容の見直し・検討を予定している
・ 急ぎで審査しなければならないケースの対応
・ 本県では全件審査会にて審査しているが、審査ケースが多いため時間的・事務的に事務局負担が大きい
・ 審査会委員においても、審査会回数が多いため負担が大きい
・ 財源不足により今後も定期的な開催ができるか不透明、コロナウイルス感染拡大の影響でこれまで通りの開催が難しい
・ 専門員が審査会に参加することに抵抗がある。医者や弁護士等と会議を行う事への心理的圧迫感がある様子

### 1) -2 市区町村社協における事業運営上の課題 : 調査票 2-(4)-②

契約締結審査会の開催等を通じて把握された市区町村社協における事業運営上の課題について聞いたところ、「定期的なモニタリングが十分に実施できていない」が 48.9%、「生活保護ケースワーカーの負担の軽減のために日常生活自立支援事業を活用する傾向がある」が 42.6%、「専門員が単独で支援にあたるケースが多い」が 31.9%であった。

図表 2-2-10 市区町村社協における事業運営上の課題 (n=47) (複数回答)



## ■ 上記の「その他」の主な回答

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかの制度やサービスの利用が考えられるケースであっても、関係機関から日常生活自立支援事業を利用させてほしいと、依頼されるケースがある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の不徹底 代理権設定が為されていないにも関わらず代理行為を行っていた</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関や成年後見人等との連携、役割分担等が不明確で、社協の負担が大きい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部、利用者が極めて少なく、広報・事業の周知が不十分と思われる市町村がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が利用を拒否しているが、支援者側が強くサービス利用を勧めるケースがある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来は後見等申立が必要なケースでも関係機関から契約を強く求められる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源不足も影響し、対応困難ケースが生じると職員の負担が増加するため、ニーズに対応した体制の確保が困難となっている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費の確保が難しく、専門員の負担が大きい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の増加傾向に対し人員が少なく業務の負担が大きい地域もある</li> <li>・どこまでを本事業の支援と考えるのか判断が難しい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス等対応課題</li> <li>・金融機関手数料の値上げ</li> <li>・契約に基づかない計画外支援の増大</li> <li>・利用者死亡後の事務対応・預かり物の返還不能</li> <li>・生活支援員人材の確保</li> <li>・資質の向上（本人意思の尊重がおざなりになる指導型の援助、現金出納管理の適正化など）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の欠員補充が困難、金融機関によって協力を得づらい場合がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安易に日常生活自立支援事業との併用を求める後見人等には、本人との関係性を構築することなく事務的に対応しようとする傾向がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の生活課題を抱える世帯支援、ゲームの課金やキャッシュレス決済により支援計画を立てることが難しいなど</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の不足により適切な専門員数を確保できず、1回の審査に諮れるケース数に限りがあ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻回支援、他機関との連携、成年後見制度が必要なケースが利用に至っていない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規契約及び死後事務の取扱いについて、生保ワーカーとの役割分担が不明瞭</li> </ul>

### ③ 成年後見制度への適切な移行について

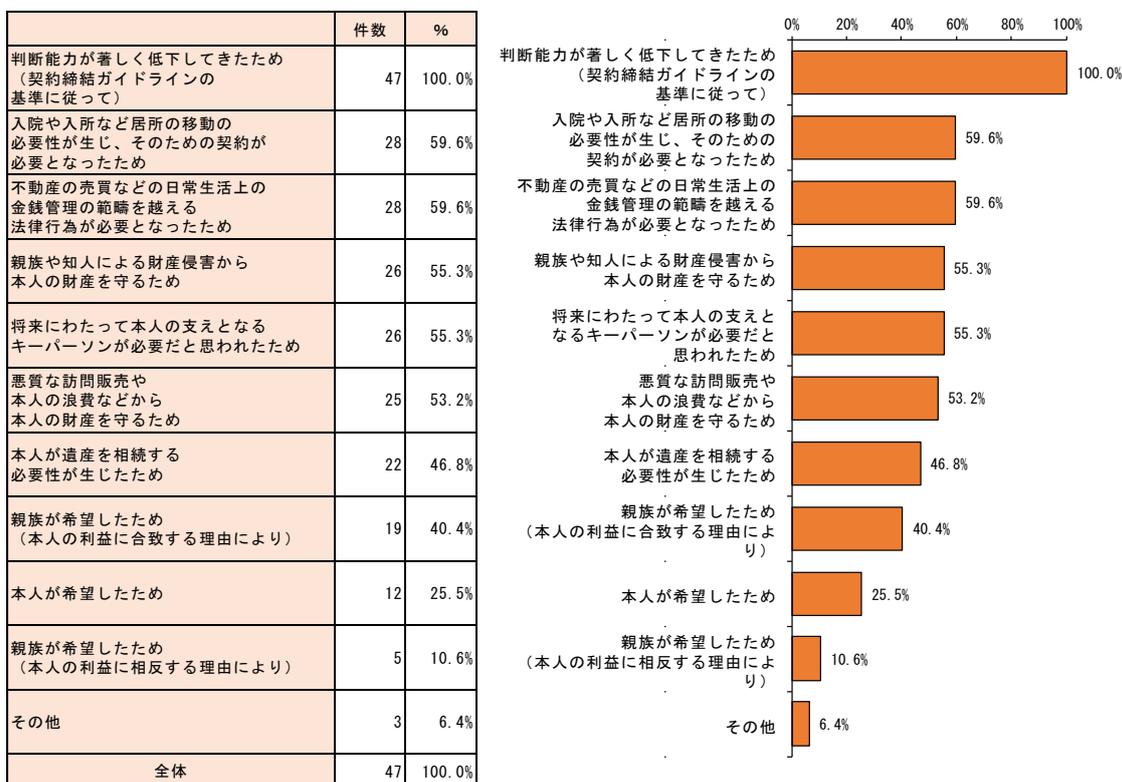
#### 1) 成年後見制度への移行を検討することとなったきっかけ

：調査票 4-(1)

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討することになったきっかけについて（都道府県社協として把握している範囲で）聞いたところ、「判断能力が著しく低下してきたため（契約締結ガイドラインの基準に従って）」が100.0%、「入院や入所など居所の移動の必要性が生じ、そのための契約が必要となったため」「不動産の売買などの日常生活上の金銭管理の範疇を越える法律行為が必要となったため」が共に59.6%、「親族や知人による財産侵害から本人の財産を守るため」「将来にわたって本人の支えとなるキーパーソンが必要だと思われたため」が共に55.3%であった。

図表 2-2-11 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討することになったきっかけ

(n=47)(複数回答)



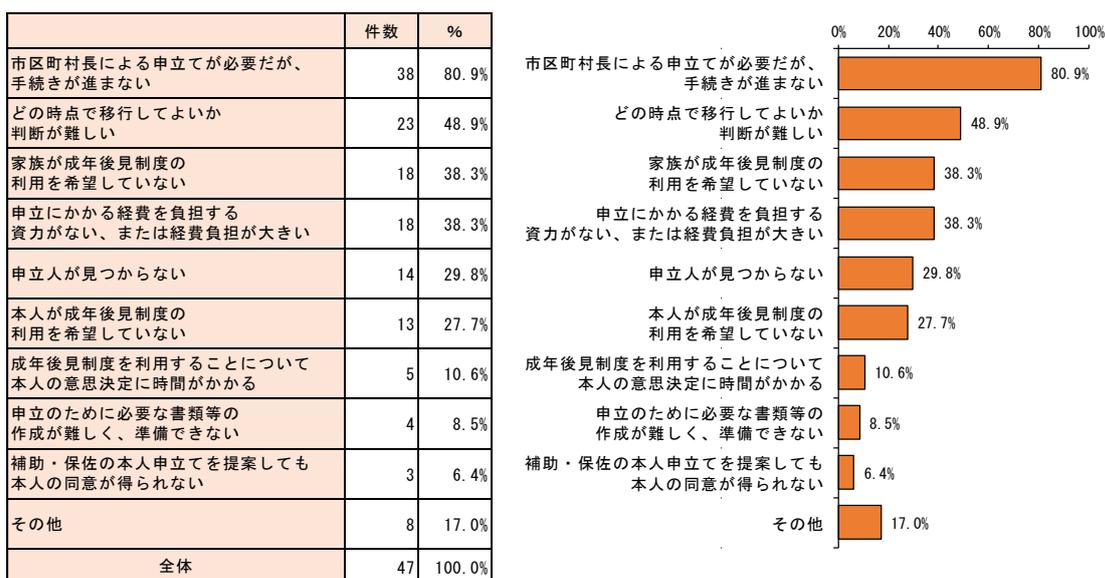
#### ■ 上記の「その他」の主な回答

- ・ 日常生活自立支援事業の支援員では支援困難であったり専門職の支援が必要となった場合
- ・ 本人の希望による身元保証・財産管理契約関係支援機関等への移行
- ・ 身寄りがなく、死亡後の物件返還先を指定できない場合

## 2) 成年後見制度への適切な移行の際の課題 : 調査票 4-(2)

成年後見制度への適切な移行の際の課題について聞いたところ、「市区町村長による申立てが必要だが、手続きが進まない」が80.9%と約8割占めており、「どの時点で移行してよいか判断が難しい」が48.9%、「家族が成年後見制度の利用を希望していない」「申立にかかる経費を負担する資力がない、または経費負担が大きい」が共に38.3%であった。

図表 2-2-12 成年後見制度への適切な移行の際の課題 (n=47) (複数回答) (3つまで回答)



### ■ 上記の「その他」の主な回答

・ 後見人等報酬を負担していくことが難しい
・ 親族調査に時間がかかる
・ 永続的報酬費用の負担が大きく本人及び支援者の意見等から本事業継続を希望
・ 判断能力の低下があるのに支援関係者が移行の必要性を理解しようとししない
・ 市町村社協の法人後見利用が適するが法人後見受任体制が整っていない
・ 後見人の候補者がいない
・ 首長申立における行政と社協の連携、行政の理解不足、周知不足
・ 包括支援センター以外に、移行を支援・サポートする機関が少ない
・ 関係機関同士での理解に差がある

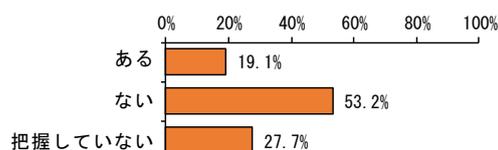
### 3) 成年後見制度への移行についてのルールや指標・支援ツール等の有無

：調査票 4-(3)

成年後見制度への移行についてのルールや指標・支援ツール等の有無を聞いたところ、「ある」が19.1%、「ない」が53.2%、「把握していない」が27.7%であった。

図表 2-2-13 移行についてのルールや指標・支援ツール等の有無 (n=47)

	件数	%
ある	9	19.1%
ない	25	53.2%
把握していない	13	27.7%
合計	47	100.0%



### ④日常生活自立支援事業の現状と効果・課題について

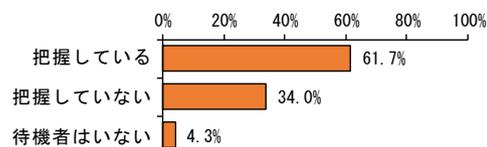
#### 1) 日常生活自立支援事業の待機者数

：調査票 5-(1)

所管する地域において、日常生活自立支援事業の待機者数を把握しているか聞いたところ、「把握している」が61.7%、「把握していない」が34.0%、「待機者はいない」が4.3%であった。また、「把握している」と回答した機関の待機者数の平均は53.5人であった。

図表 2-2-14 待機者数 (n=47)

	件数	%
把握している	29	61.7%
把握していない	16	34.0%
待機者はいない	2	4.3%
合計	47	100.0%



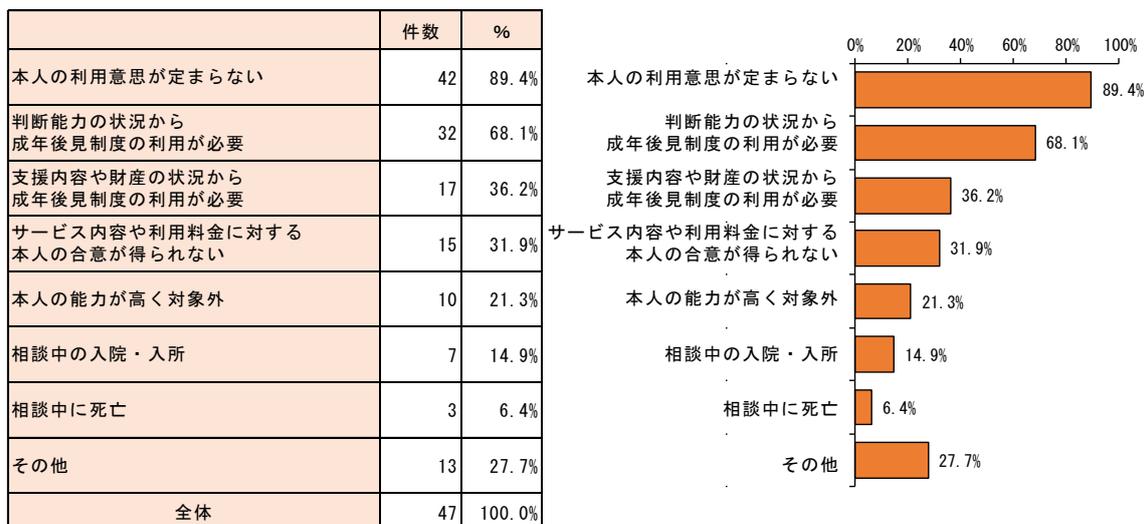
待機者数 (人)	平均	中央値	最小値	最大値
	53.5	42	12	235

#### 2) 日常生活自立支援事業の利用に至らない理由について

：調査票 5-(2)

日常生活自立支援事業の利用に至らない理由について聞いたところ、「本人の利用意思が定まらない」が89.4%と最も高く、次いで「判断能力の状況から成年後見制度の利用が必要」が68.1%、「支援内容や財産の状況から成年後見制度の利用が必要」が36.2%であった。

図表 2-2-15 日常生活自立支援事業の利用に至らない理由 (n=47) (複数回答) (3 つまで回答)



## ■ 上記の「その他」の主な回答

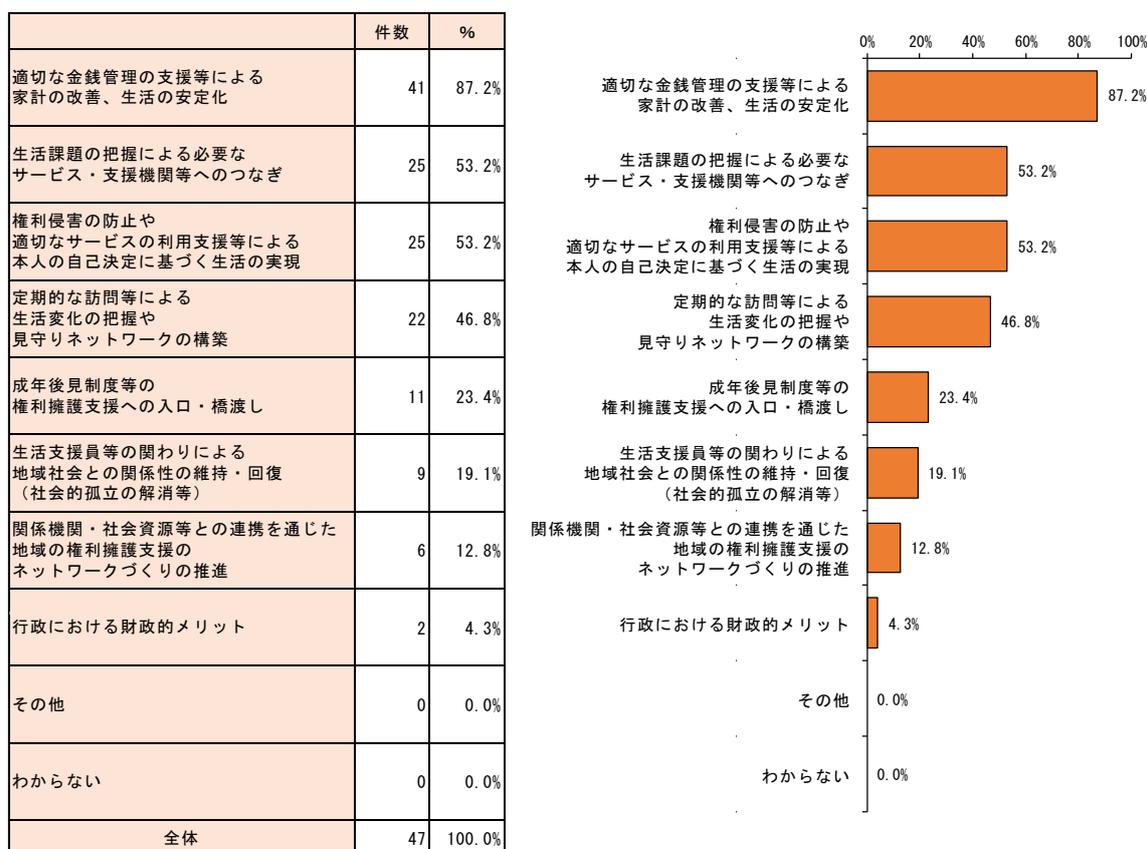
・ 福祉サービスの利用が（予定も）なく、金銭管理のみを希望している
・ 親族が通帳を渡してくれない等
・ 知能が境界層であり、知的障害というカテゴリーに当てはまらず、ケースが顕在化しないため、困難さの実態を把握できない
・ 市町社協によっては職員数等の関係で順番待ちとなっていることもある
・ 判断能力の低下によらない浪費による金銭管理のみの希望
・ 本人の能力が低く対象外となる場合・福祉サービスの利用援助の必要性が低い（＝単なる金銭管理のみ）場合
・ 日常生活自立支援事業よりも、生活困窮者自立支援制度における家計相談支援事業の利用が適切と判断される場合等
・ 金銭管理（通帳）を管理されたくないという明確な意思表示
・ 専門員が本人に関わることで生活状況が改善したり、専門員としての経験（収支表作成や支払の優先順位づけ）からCMなど既存の支援者にアドバイスすることで、結果的に契約の必要がなくなる
・ 身体障害のみで事業の対象外
・ 生活困窮者自立支援制度などの別制度の利用が適切と思われる場合
・ 本事業以外の福祉サービス等の調整が急務の場合
・ 親族の理解が得られない
・ 本人への金銭管理は必要だが福祉サービスを利用していない（見込みがない）

### 3) 日常生活自立支援事業の特性を踏まえた支援の効果

：調査票 5-(3)

日常生活自立支援事業の特性を踏まえた支援の効果について聞いたところ、「適切な金銭管理の支援等による家計の改善、生活の安定化」が87.2%、「生活課題の把握による必要なサービス・支援機関等へのつなぎ」「権利侵害の防止や適切なサービスの利用支援等による本人の自己決定に基づく生活の実現」が共に53.2%、「定期的な訪問等による生活変化の把握や見守りネットワークの構築」が46.8%であった。

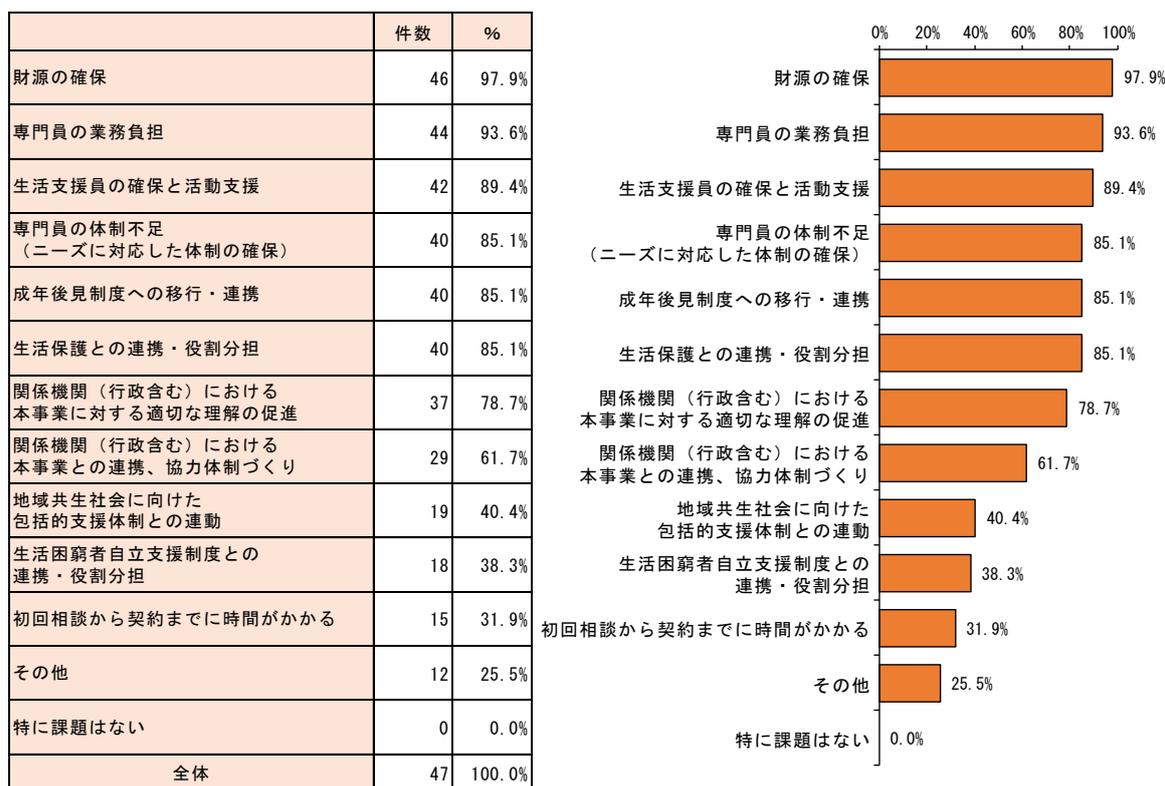
図表 2-2-16 日常生活自立支援事業の特性を踏まえた支援の効果 (n=47) (複数回答) (3 つまで回答)



#### 4) 日常生活自立支援事業を実施する上での課題 : 調査票 5-(4)

日常生活自立支援事業を実施する上での課題について聞いたところ、「財源の確保」が97.9%、「専門員の業務負担」が93.6%、「生活支援員の確保と活動支援」が89.4%であった。

図表 2-2-17 日常生活自立支援事業を実施する上での課題 (n=47) (複数回答)



#### ■ 上記の「その他」の主な回答

・ キャッシュレス化の進展
・ インターネットによる商品購入、キャッシュレス決済への対応
・ 実施主体である本会の職員体制
・ 死後事務対応
・ 金融機関によって協力を得づらい場合がある、保管物品を返還できない場合がある、システムの導入など事務負担の軽減
・ 判断能力が不十分な人の本ニーズに対する市町行政の責任
・ 利用者死亡による終了に伴う預かり物件の返却、電子マネー
・ キャッシュレス化等への対応
・ キャッシュレス決済など新たな支払い方法が誕生し、通帳の預かりだけでは適切な金銭管理が難しい、金融機関の統廃合により窓口での出金が困難になってきているなど、時代の変遷に事業が追いついていない
・ 適正な運営確保(業務監督や内部牽制等)
・ 補助金額が国の基準を大幅に下回っているため、財源が不足している
・ 代理代行の手続きの煩雑さ

### **3. 都道府県・政令市向けのアンケート調査結果**

#### **(1) 調査の概要**

##### **① 調査の実施期間**

令和2年12月3日～12月18日

##### **② 調査の方法**

厚生労働省社会・援護局成年後見利用促進室より各都道府県の成年後見利用促進室向けにメールにて配布、メールにて回収。

##### **③ 回収状況**

配布数 67      回収数 62（回収率 92.5%）

##### **④ 主な調査内容**

明らかにしようとした主な項目は次のとおり。

- ・ 庁内調整状況
- ・ 日常生活自立支援事業の課題認識
- ・ 日常生活自立支援事業の成果・効果の認識

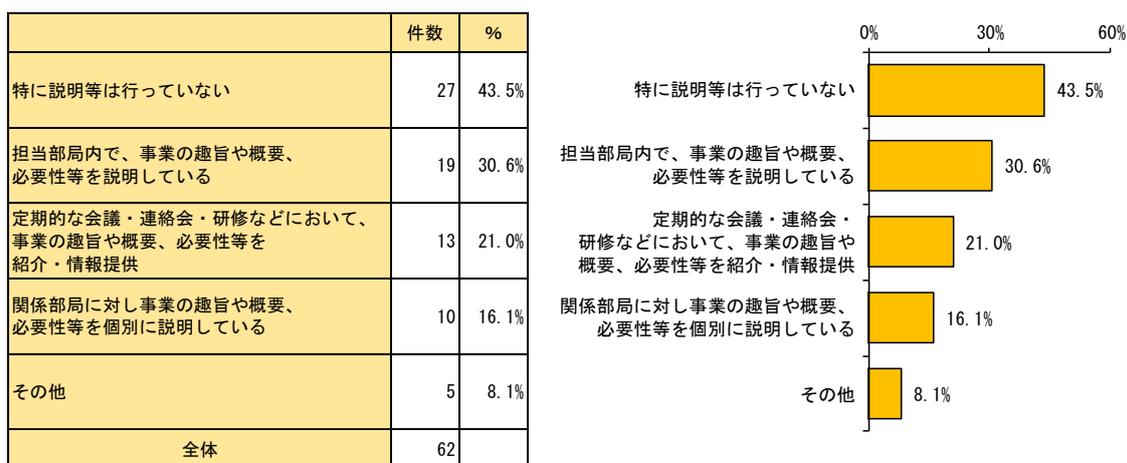
#### **(2) 主な調査結果**

主な調査結果は次のとおり。なお、本報告書の参考資料や日本社会福祉士会 WEB サイトに、調査票、集計結果を掲載している。

## ① 担当部局内及び庁内関係部局等に対する説明について : 調査票 1

日常生活自立支援事業の必要性や重要性について担当部局内及び庁内関係部局等に対して説明を行っているかについて聞いたところ、「特に説明等は行っていない」が43.5%、「担当部局内で、事業の趣旨や概要、必要性等を説明している」が30.6%、「定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、事業の趣旨や概要、必要性等を紹介・情報提供」が21.0%であった。

図表 2-3-1 担当部局内及び庁内関係部局等に対する説明( n=62 )(複数回答)



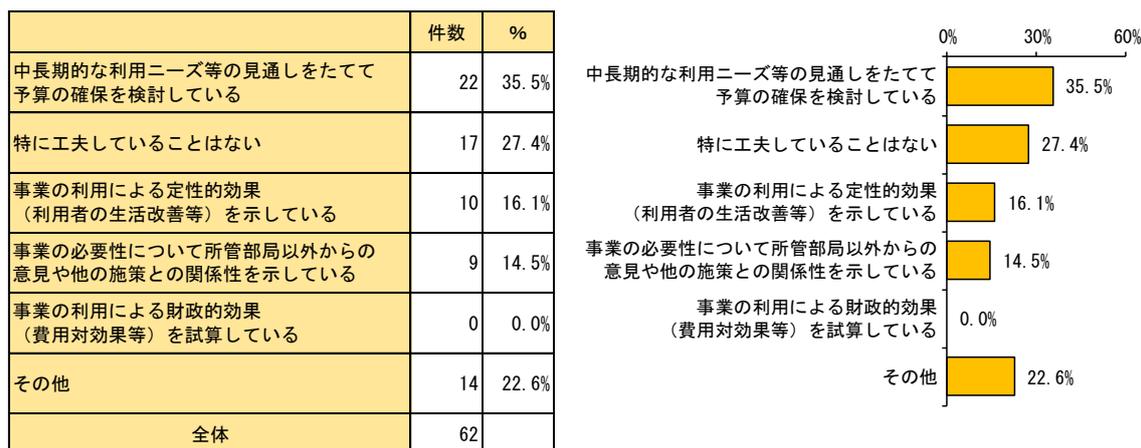
### ■ 上記の「その他」の主な回答

・ 関係課に対し、情報提供を行っている
・ 各担当課における利用者向けパンフ等作成時には情報提供を行っている
・ 障害福祉課が作成したパンフレットに当該事業を掲載してもらうなど、必要に応じて事業内容を説明し、連携を図っている
・ 関係部局の所管する高齢・障害に関する計画等に事業について掲載している

## ② 日常生活自立支援事業の予算の確保について : 調査票 4

日常生活自立支援事業の予算の確保のために工夫していることを聞いたところ、「中長期的な利用ニーズ等の見通しをたてて予算の確保を検討している」が35.5%、「特に工夫していることはない」が27.4%、「事業の利用による定性的効果（利用者の生活改善等）を示している」が16.1%であった。

図表 2-3-2 予算の確保のための工夫( n=62 )(複数回答)



### ■ 上記の「その他」の主な回答

・ 県社協担当者のヒアリングを踏まえ、極力、実態に即した内容で予算化している
・ 削減対象とも、増額を求める状況ともなっていない
・ 顕著な高齢化、体制変化による利用者増と制度の必要性について実績と直近の推計値により説明している
・ 専門員や生活支援員の役割、援助内容等、事業の必要性について説明している
・ 生活保護受給者の利用補助については、実件数に近い見込のもと2月補正予算にて確保している
・ これまでに利用者数推移を示し、一貫してニーズが増加していることを示している
・ 事業規模が同じ他府県との比較や、過去実績の推移、今後の予想等を示している
・ 過去の実績等を基にした積算を行っている
・ 基幹的社協方式から市町村社協方式に転換し、より身近な社協でサービスを受けられるような事業内容としている
・ 利用実績や次年度の利用見込等を勘案し、予算を検討
・ 次年度の予算要求の際に、当事業のみ毎年財政課協議を行っている

### ③ 都道府県・指定都市社会福祉協議会への補助事業として実施する事業スキームについてのメリットや課題等について（自由記入）

調査票 7

都道府県・指定都市社会福祉協議会への「補助事業として実施する事業スキーム」についてのメリットや課題について自由記述で回答してもらったところ、20自治体からの回答があった。内容を精査し分類すると、メリットとしては、「居住地に関わらず事業の活用が可能」（9件）「支援の質を保つことができる」（9件）、「地域福祉を推進してきた経験を活かし、他制度等と連携した円滑な事業推進が可能」（9件）などが挙げられた一方で、課題としては、「財源確保が困難」（15件）、「人材の確保が困難」（3件）などの回答が見られた。

#### 【 メリット 】

##### ● 居住地に関わらず事業の活用が可能（9件）

- ・県下で統一的に事業を実施することで、どの市町村に住んでいる方もこの制度を利用できる。
- ・福祉的専門性と一定の公平性・公正性を担保しながら全国どこでも利用できる仕組みが必要であるため、社会福祉協議会が実施主体となることは適切であると考えている。
- ・本県では市町村社協方式を採用していることもあり、県社協に補助を行い、県社協と委託契約を結んだ市町村社協が実際の支援を行うことにより、県内であまねく日常生活自立支援事業が実施されることがメリットであると考えています。

##### ● 支援の質を保つことができる（9件）

- ・県社協から委託先の市町村社協に対して助言・指導や支援計画策定支援等のバックアップ体制がとられており、困難ケースに関する契約締結審査会を実施する等、本事業の適切な運営のための体制を確保できている。
- ・市町村社会福祉協議会は全ての市町村に設立されているため、県社会福祉協議会を通じて県内全域で円滑な事業の実施が可能である。
- ・市町の社会福祉協議会が単独で実施するよりも、専門性の確保が見込まれる。

##### ● 地域福祉を推進してきた経験を活かし、他制度等と連携した円滑な事業推進が可能（9件）

- ・成年後見制度の総合相談窓口を市社協においており、日自との連携が図りやすい環境にある。市社協内での事業の優先順位に左右される。
- ・成年後見への移行が円滑にできる。日常生活自立支援事業の支援員を、法人後見支援員や市民後見人へと育成することができる。
- ・社会福祉協議会は、各種福祉制度に造詣が深く、関係団体とのつながりも深いため、円滑な事業推進が可能である点がメリットであると考えている。

## 【 課 題 】

### ●財源確保が困難（15件）

- ・実施主体である社会福祉協議会へは国補助金と市補助金を交付しているが、現在の国補助金の基準額の算出方法は原則として利用契約者数×単価とされており、専門員の配置を見直さざるを得ず、今後基準額の見直し等がない場合、利用待機者数増加などサービス低下が懸念される。
- ・増加するニーズに対し、補助の財源確保に苦慮している。
- ・実施主体に係る法的位置づけがある一方で、都道府県の補助に係る法的根拠がないため、予算確保が困難。

### ●人材の確保が困難（3件）

- ・これまで都道府県・政令指定都市社会福祉協議会が中心となり本事業の実施を担ってきたことについて、効果的な面がある一方、体制整備や人材育成等の課題もあることから、必ずしも同協議会が本事業を担う必要性はないものと考えます。地域特性等に応じ、市町村や市町村社会福祉協議会等の団体に補助する事業スキームも選択肢に加えてはどうかと考えます。
- ・日常生活自立支援事業については、市町社協の専門員等が人手不足のため、財源を確保したいところだが、県の財政状況も厳しいため、補助金を増額することが厳しい。そのため、利用者が年々増加し、かつ生活支援員や専門員が不足している上記事業に対し、国 1/2、県 1/2 の補助事業として実施する事業スキームでは十分な財源を確保しながらの継続が難しいと考える。
- ・近年、利用件数の伸びが見られ、利用件数の増加に対応するマンパワーを確保していく必要があるが、専門的人材の確保が難しいことがあげられる。

### ●日常生活自立支援事業と、成年後見制度の連携が困難（2件）

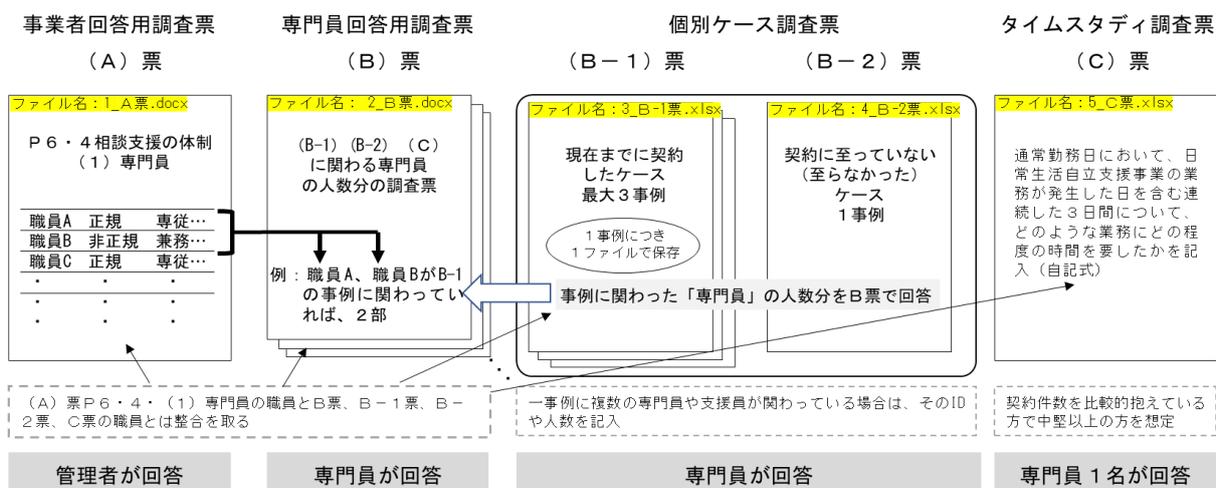
- ・都道府県社会福祉協議会への補助事業としている現行スキームの場合、県下での事業水準が標準化され、全県での支援レベルが確保しやすいなどのメリットがあるものと思われる。一方、成年後見制度の利用促進については、基礎自治体である市町村が中心に進めていることから、高齢者等の権利擁護を推進していくためには、両制度が適切に連携を図れるような事業体制の検討が必要と思われる。
  - ・日常生活支援事業の実施主体は社会福祉協議会であり、成年後見制度の実施主体は区市町村であることから、両者の連携には制度的な難しさがある一方で、現在の枠組みについては一定程度浸透していると考えられる。
- 
-

## 4. 基幹的社会福祉協議会向けアンケート調査結果

### (1) 調査の概要

#### ① 基幹的社会福祉協議会向けアンケートの構成

調査票	調査内容	回答	記入部数
(A) 事業者回答用調査票	調査対象となる基幹的社協の概要（運営方式、職員体制等）や日常生活自立支援事業の実施状況等を記入	管理者	1 機関につき 1 部
(B) 専門員回答用調査票	日常生活自立支援事業を主な業務として担当している方（主担当）の兼務状況や経験年数・所有資格、担当ケース数等を記入。	主担当者 （専門員）	B-1・B-2 票、C 票に関 わる専門員の 人数分の部数
(B-1) 個別ケース調査票・契約に至ったケース	現在、日常生活自立支援事業の契約を締結しているケース最大3事例、当該ケースの概要と、支援に要した時間等について記入	主担当者 （専門員）	1 ケースに つき1 部
(B-2) 個別ケース調査票・契約に至らなかったケース	日常生活自立支援事業の契約に至っていない（至らなかった）が支援しているケース1事例を選定の上、当該ケースの概要と、支援に要した時間等について記入	主担当者 （専門員）	1 ケースに つき1 部
(C) タイムスタディ調査票	調査期間中の通常勤務日において、日常生活自立支援事業に関する業務が発生した日を含む連続した3日間、職員の業務量・時間を把握するため、調査票に基づき職員が毎日記入	主担当者 （専門員）	職員1人 1部×3日分



## ② 調査の実施期間

令和3年1月25日～2月19日

## ③ 調査の方法

全国社会福祉協議会から各都道府県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の担当部局向けにメールで送付、メールにて事務局が回収。

## ④ 回収状況

事業者回答票 (A 票)	377	163 (43.2%)
専門員回答調査票 (B 票)		161 社協より回答 234 名分
専門員回答調査票 (B-1 票)		144 社協より回答 239 ケース
専門員回答調査票 (B-2 票)		112 社協より回答 108 ケース
専門員回答調査票 (C 票)		143 社協より回答 145 名分

## ⑤ 主な調査内容

明らかにしようとした主な項目は次のとおり。

### 【A 票：事業者回答用】

- ・日常生活自立支援事業の利用実績、人員体制（兼務の状況）
- ・個別ケースの把握ではなく全体の概観として、診断書の有無の件数、手帳無しの場合、本来成年後見に移行すべき件数、利用者の資産の状況、利用者の地域との関わり状況等
- ・生保の条件の有無、福祉サービス利用状況の要件の有無
- ・市町村からの補助の内容
- ・事業の成果、今後日自に期待する役割
- ・生活困窮者自立支援事業を実施しているか、担当者同士が連携しているかどうか
- ・権利擁護センターを運営しているか、担当者同士が連携しているか
- ・日常生活自立支援事業の課題認識（支援体制、支援につながらないケースの負担、待機者数、利用料の多寡、成年後見との連携に関する認識 等）
- ・日常生活自立支援事業の成果・効果の認識（本人の生活の安定、世帯全体をとらえた支援、成年後見への橋渡し、関係機関との協働、滞納の解消等自治体のメリット 等）

## 【B票：業務概況調査票】

- ・ B-1 票、B-2 票、C 票に関わる専門員が記入
- ・ 専門員の勤務形態、就労日数、兼務の状況、経験・資格等の属性
- ・ 専門員が担当した直近の相談件数、支援取扱件数

### <B-1 票【契約に至ったケース】（事例ベースでの業務実態調査）>

- －事前相談、契約、支援等の各段階において、専門員及びその他の職員を含め、「誰が」「どの程度の時間」「どのような方法」で従事したかを把握する
- －利用者の属性（障害区分、世帯の状況等）が分かるように、最大3事例程度を想定
- －1つのケースに対し、契約前から契約後、そして現在に至るまで、具体的な支援にどの程度時間が要されているかについて分析を行う

### <B-2 票【契約に至らなかったケース】（事例ベースでの業務実態調査）>

- －契約に至らないケース、契約に至らないが継続的に関わっているケースについて「誰が」「どの程度の時間」「どのような方法」で従事したかを把握する

### <C 票（専門員における業務実態調査）>

- －専門員の調査期間中の通常勤務日3日間において、日常生活自立支援事業に関する業務以外も含めて、「どのような業務」を「どの程度の時間」費やしたかを把握する
- －日常生活自立支援事業に関する業務に関しては、電話対応なのか、資料作成なのか等、具体的な取組事項がわかる形で記入

## (2) 事業者（A票）に関する主な調査結果

### ① 日常生活自立支援事業の実施状況について

#### 1) 利用対象

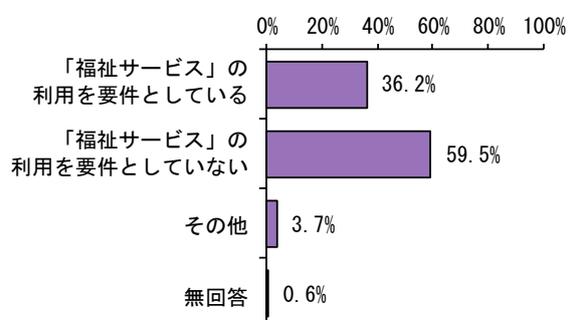
#### 1) -1 利用対象者の条件として「福祉サービス」の利用要件

：調査票 II-1-(1)

利用対象者の条件として、「福祉サービス」を利用することが決まっている（または直近で利用予定がある）こと等を要件としているかについて聞いたところ、「福祉サービスの利用を要件としていない」が59.5%、「福祉サービスの利用を要件としている」が36.2%であった。

図表 2-4-1 利用対象者の条件として「福祉サービス」の利用要件（n=163）

	件数	%
「福祉サービス」の利用を要件としている	59	36.2%
「福祉サービス」の利用を要件としていない	97	59.5%
その他	6	3.7%
無回答	1	0.6%
合計	163	100.0%



#### ■ その他の主な回答

- ・ 原則利用を要件としているがケースによっては将来的に利用をする必要性がある見込みの方も含めて受けている
- ・ 原則要件とするが、ケースバイケースで対応している
- ・ 現時点で利用予定がなくても将来利用する可能性がある場合も契約可能としている

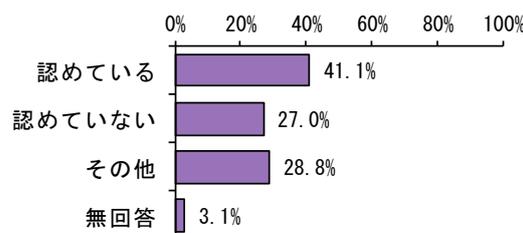
## 1) -2 成年後見制度との併用

### ■ 成年後見制度との併用を認めているか : 調査票 II-1-(4)-①

成年後見制度との併用を認めているかについては、「認めている」が 41.1%、「認めていない」が 27.0%であった。

図表 2-4-2 成年後見制度との併用を認めているか (n=163)

	件数	%
認めている	67	41.1%
認めていない	44	27.0%
その他	47	28.8%
無回答	5	3.1%
合計	163	100.0%



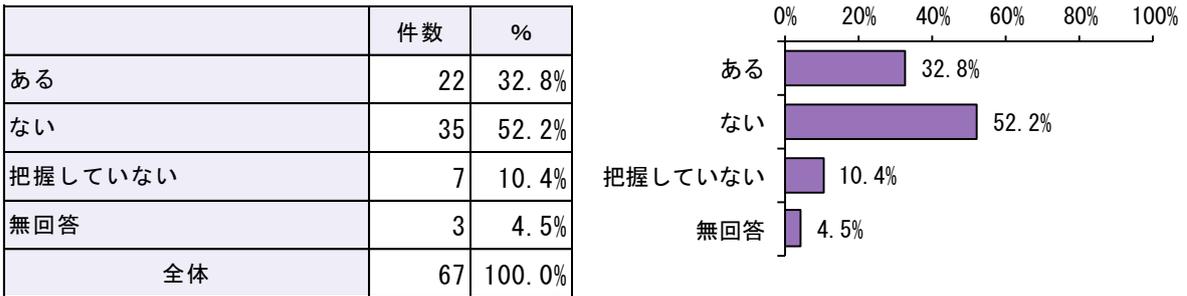
### ■ 上記の「その他」の主な回答

・ 認めていない訳ではないが実用的に疑問がある
・ 成年後見制度は行政が担当しているため、日自の依頼があれば受入れています
・ 被後見人等との支援時における意思確認が可能であり、かつ、日常的な支援が必要な場合であって、後見人等による支援が困難な場合契約適否について契約締結審査会に諮る
・ 成年後見支援センター運営協議会委員への意見を参考に可否を決定する
・ 成年後見制度との連携により役割分担を調整する
・ 後見については、県社協と審査会に判断を仰ぎながら検討している
・ 日常的な金銭管理のみで利用。申立後に後見人等が選任された場合そちらへ移行すべきと思うが、実績がないためどう対処すべきか不明
・ 本来併用はしていないが、過去に親族が保佐人を受任していたケースで、保佐人だけでは支援が困難だったため本事業も利用していた方がいた
・ 県からの許可があれば併用を認めます
・ 併用例はないがかつては日自の締結審査会に諮り認められなかったケース有
・ 原則認めていないが、契約締結審査会の審査を経て例外的に認めることがある
・ 各種サービスについて基本的には後見制度で対応できるため、ほとんどのケースが後見制度にシフトしている。例外として保佐類型の場合は契約継続しているケースが 2 ケースほどある
・ 基本的には認めていないが、生活支援員との関係性等考慮し、必要時は県社会福祉協議会と相談する。事業開始からは該当なし
・ 県社会福祉協議会とも相談のうえ、併用が可能か検討
・ 成年後見事業を行っていないが併用については特に問題ないのでは
・ 実績はないが、成年後見制度を利用される場合の日自事業の必要性を考慮
・ 該当ケースがない、事例がない、前例がないため検討していない、必要な状況があれば検討する (23 件)
・ 特に決めていない、特に規定はない (3 件)

■ 併用に際してのルール・併用する必要性についての判断基準等を設けているか ：調査票 Ⅱ-1-(4)-③

成年後見制度との併用を認めている場合、併用に際して何らかのルール・併用する必要性についての判断基準等を設けているか聞いたところ、判断基準等が「ない」が52.2%、「ある」が32.8%、「把握していない」が10.4%であった。

図表 2-4-3 併用に際してのルール・併用する必要性についての判断基準等を設けているか (n=67)



■ 上記で「ある」と回答した場合の内容（自由記入）

- ・ 後見人等が遠方に住んでおり、日常的な金銭管理が難しい場合
- ・ 成年後見人等が県外におられるなどの理由で直接的支援が難しく、それにより、被後見人に生活のしづらさが出てくるなどの不利益が生じると判断したとき
- ・ 成年後見人等が専門職でなく、遠隔地に在住であって日常的な支援が困難な場合等に限っている。特に、専門職の業務煩雑を理由とする再契約は、県の契約締結審査会より認められていない
- ・ 成年後見人が遠方の方で日常生活に必要な各種支払い等ができない方の場合には認めている
- ・ 県社協の契約締結審査会での承認
- ・ 利用者と成年後見人等が人間関係を形成するまでの間
- ・ 成年後見人等が遠方におり、定期的な支援が困難な場合
- ・ 利用者が著しい不利益を被ると想定される場合
- ・ 成年後見人等が支援を行う上で、遠方等の理由により直接的な支援が難しい場合
- ・ 委託者である県社会福祉協議会から平成26年1月24日付けで「成年後見制度との併用の考え方」という資料が発出されている
- ・ ①該当代理権が付与されていない補助人・保佐人が選任された場合→併用可能
- ・ ②後見人が選任された場合または、該当代理権を有している補助人・保佐人が選任された場合→委託元の県社会福祉協議会との協議
- ・ 相談をいただいた段階で実施主体である県社協へ相談する
- ・ 併用の必要性を含め、契約締結審査会に諮り契約と支援に際しての留意点等について助言をいただく
- ・ 併用する期間の設定、後見人等との役割を明確にすること
- ・ 県社会福祉協議会における契約締結審査会に諮り、成年後見人等との契約の承認が得られたケース
- ・ 県社協の定めた「地域福祉権利擁護事業を成年後見制度と併用して利用する場合の指

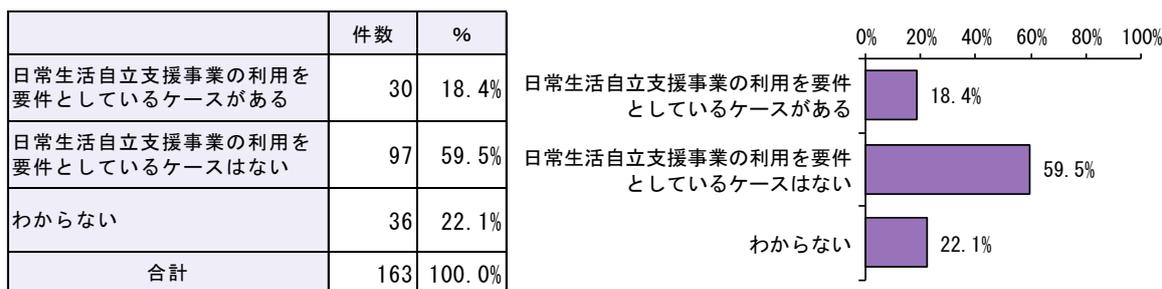
針等について」の判断基準に従って契約締結審査会に諮っている
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県社協設置の契約締結審査会において承認をもらうこと</li> <li>・ 本人の判断能力の有無</li> <li>・ 被後見人等との支援時における意思確認が可能であり、かつ日常的な支援が必要な場合であって、後見人等による支援が困難な場合</li> <li>・ 利用者に成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」という。）が就任した場合、原則として解約とし再契約は結ばない。ただし、以下の「併用判断基準」のいずれかに該当していれば日常生活自立支援事業（以下、「本事業」という。）と契約締結することができる</li> <li>・ ①本人にとって成年後見人等との間で早期に新しい人間関係を形成することが難しく、本事業を解約することで適当な支援をすることが難しい場合（ただし、成年後見人等は職務の一環として信頼関係を築くことに尽力し、関係性ができた時点で解約を検討すること）</li> <li>・ ②成年後見人等が遠方におり定期的に適当な支援をすることが難しい場合（目安：遠方とは市外を指し、定期的とは週1回程度を指す。）</li> <li>・ ③その他、本人が著しい不利益を被ると想定される場合</li> </ul>
例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利侵害や虐待を受けるおそれがあり、日常的な見守り体制が必要と思われるとき</li> <li>・ 本人の精神的な問題によって頻繁な訴えがあり、その対応について複数の機関での関わりが必要と思われるとき</li> <li>・ 契約締結審査会にて、「併用判断基準」に加え、本人の状況、関係機関（成年後見人等を含む）からなる日常的な見守り体制等における本事業の必要性について審査し、承認された場合に契約ができる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の経済状況、希望などを勘案し、日常生活自立支援事業による援助の必要性や範囲、連携について、成年後見人等と事前に十分協議するとともに、契約時には県社協の契約締結審査会に諮ることとしている</li> <li>・ 先に日常生活自立支援事業を利用して、その後成年後見制度を利用することになった場合のみ、後見人等が正式に就任～実務が安定するまでの間の併用を想定している</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在該当者がなく、必要に応じて担当者間での協議を行う</li> <li>・ 支援の範囲・内容を十分に確認すること。後見人が遠方な場合契約しているケースがあるようだが、当社協ではない</li> <li>・ 成年後見人に選定されている弁護士等が、業務多忙のため、金銭の受け渡しのなどの支援が行えない場合</li> <li>・ ①虐待案件の相談が地域包括支援センターにあり、市長申し立てをして成年後見制度補助人が選任された。補助人は県外在住のため福祉サービス利用援助事業との併用で支援している</li> <li>・ ②日自の契約締結をしたが、判断能力の低下と多額の債務があることが分かり、債務整理と今後の家計管理のため成年後見制度保佐人が選任された。保佐人の弁護士と連携して福祉サービス利用援助事業との併用で支援している</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な金銭管理支援を権利擁護事業で行い、5万円以上の支払い等について後見人等の確認を利用者又は支援専門員から行う</li> <li>・ 後見人等による財産管理</li> <li>・ 基本的には、成年後見人等の指示に従い普段の日常生活における部分については継続して支援している</li> <li>・ 契約締結審査会での審査</li> </ul>

### 1) - 3 生活保護受給者の利用 : 調査票 Ⅱ-1-(5)

生活保護の受給に際し、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースがあるかについて聞いたところ、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースは「ない」が59.5%、「わからない」が22.1%、「ある」は18.4%であった。

図表 2-4-4 生活保護の受給に際し、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースの有無

( n=163)

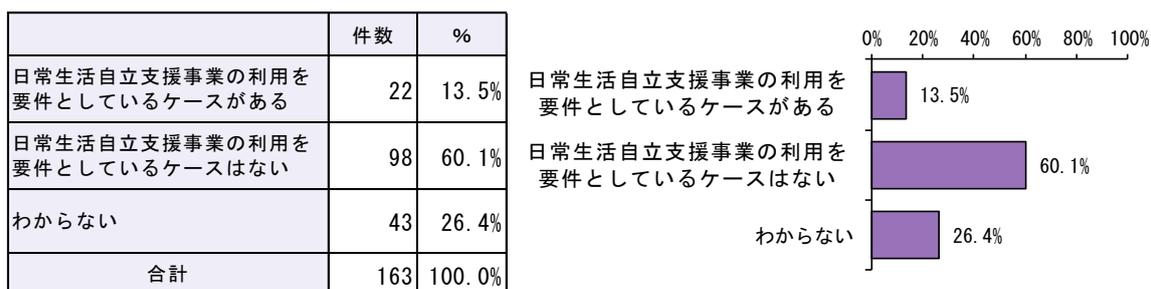


### 1) - 4 精神障害者の地域移行における利用 : 調査票 Ⅱ-1-(6)

精神障害者の地域移行に際し、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースがあるかについて聞いたところ、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースは「ない」が60.1%、「わからない」が26.4%、「ある」は13.5%であった。

図表 2-4-5 精神障害者の地域移行に際し、日常生活自立支援事業の利用を要件としているケースの有無

( n=163)



## 2) 契約実績等

### 2) 現在の実利用者数や利用者像

#### ■「認知症高齢者」を除いた利用者のうち、手帳を保持していないケースの割合

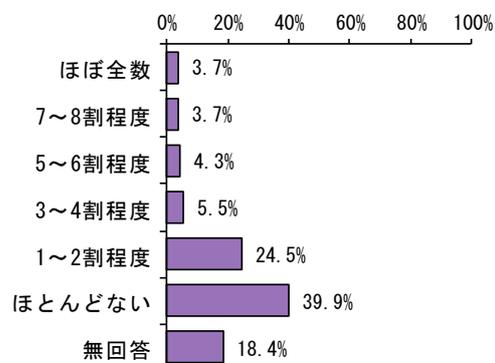
: 調査票 Ⅱ-2-(1)-②

令和2年12月末現在の実利用者数の「認知症高齢者」を除いた利用者のうち、手帳を保持していないケースの割合について聞いたところ、「ほとんどない」が39.9%と最も多く、次いで「1~2割程度」が24.5%であった。

図表 2-4-6 令和 2 年 12 月末現在の実利用者数や利用者像について

「認知症高齢者」を除いた利用者のうち、手帳を保持していないケースの割合 ( n=163 )

	件数	%
ほぼ全数	6	3.7%
7～8割程度	6	3.7%
5～6割程度	7	4.3%
3～4割程度	9	5.5%
1～2割程度	40	24.5%
ほとんどない	65	39.9%
無回答	30	18.4%
合計	163	100.0%



## ■ 判断能力について医師の診断書等がないケースの割合

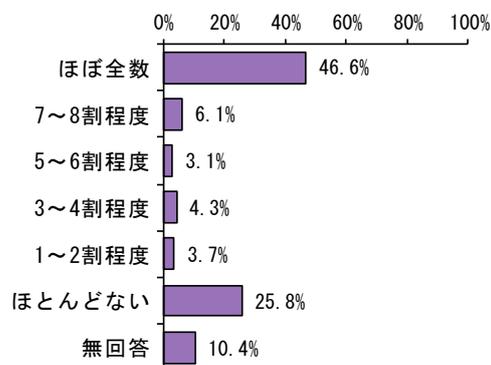
：調査票 II-2-(1)-③

令和 2 年 12 月末現在の実利用者数のうち、判断能力について医師の診断書等がないケースの割合について聞いたところ、「ほぼ全数」が 46.6%と最も多く、次いで「ほとんどない」が 25.8%であった。

図表 2-4-7 令和 2 年 12 月末現在の実利用者数や利用者像について

判断能力について医師の診断書等がないケースの割合 ( n=163 )

	件数	%
ほぼ全数	76	46.6%
7～8割程度	10	6.1%
5～6割程度	5	3.1%
3～4割程度	7	4.3%
1～2割程度	6	3.7%
ほとんどない	42	25.8%
無回答	17	10.4%
合計	163	100.0%



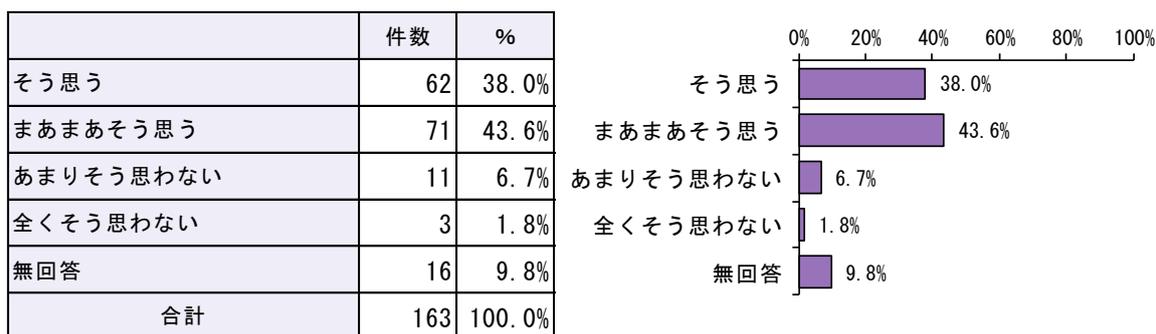
### 3) 契約締結審査会

#### 3) - 1 ) 契約締結審査会への申請に対し、迅速に対応してもらえているか

：調査票 II-3-①

契約締結審査会への申請に対し、迅速に対応してもらえているかについて聞いたところ、「まあまあそう思う」が43.6%、「そう思う」が38.0%であり、申請への対応に迅速さを感じている割合は8割以上を占めている。

図表 2-4-8 契約締結審査会への申請に対し、迅速に対応してもらえているか (n=163)

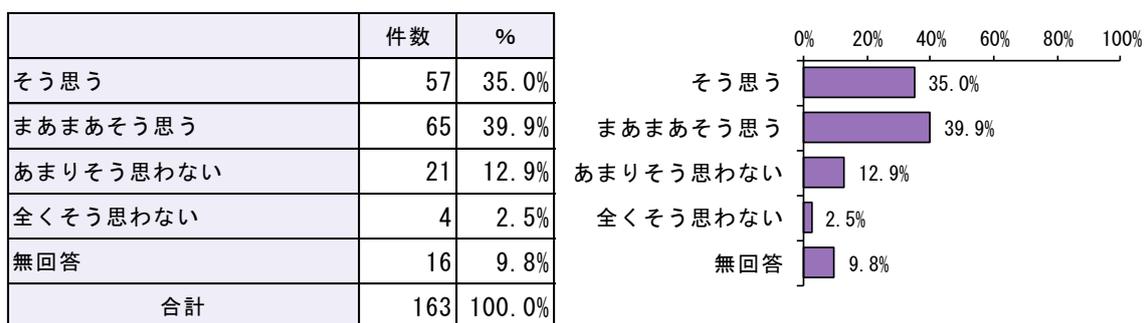


#### 3) - 2 支援計画に対し、契約締結審査会から適切な助言がもらえているか

：調査票 II-3-②

支援計画に対し、契約締結審査会から適切な助言がもらえているかについては、「まあまあそう思う」が39.9%と最も多く、次いで「そう思う」が35.0%、「あまりそう思わない」が12.9%であった。契約締結審査会から支援計画に対し適切な助言がもらえていると感じている機関は7割以上を占めている。

図表 2-4-9 支援計画に対し、契約締結審査会から適切な助言がもらえているか (n=163)

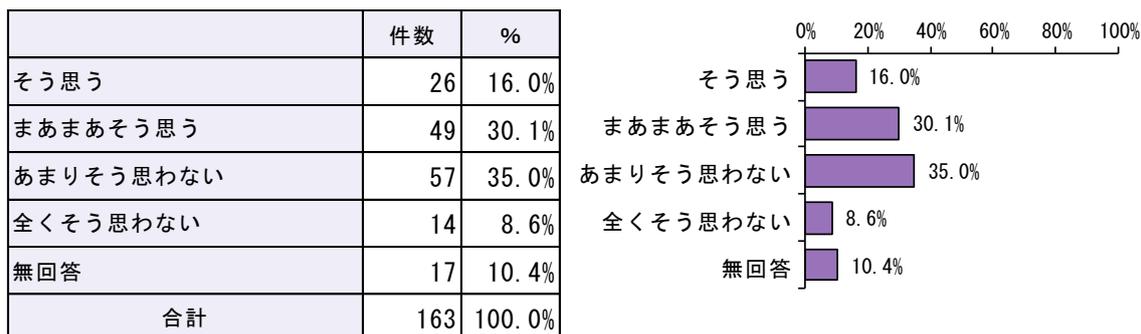


### 3) -3 契約締結審査会のサポートにより

#### 関係機関とのネットワーク構築ができているか : 調査票 II-3-③

契約締結審査会のサポートにより関係機関とのネットワーク構築ができているかについては、「あまりそう思わない」が35.0%と最も多く、次いで「まあまあそう思うが」が30.1%、「そう思う」は16.0%であった。

図表 2-4-10 契約締結審査会のサポートにより関係機関とのネットワーク構築ができているか (n=163)

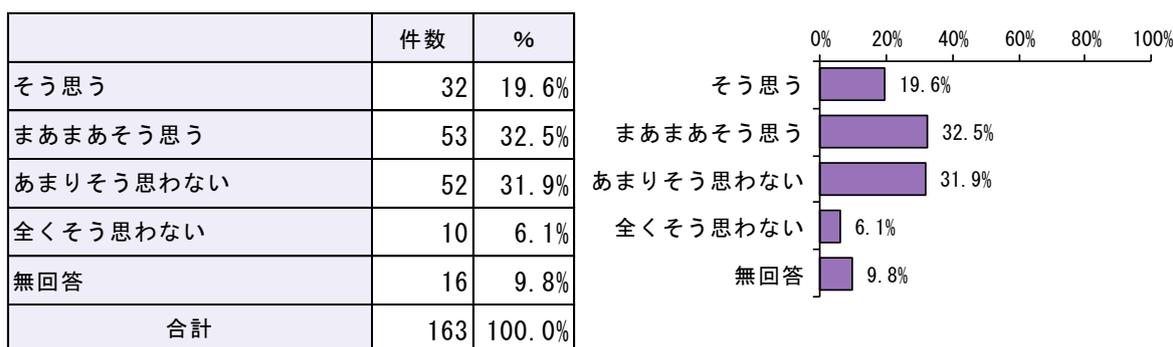


### 3) -4 契約締結審査会に付議や報告しなければならない案件が多く、

#### 準備や手続きに手間がかかるか : 調査票 II-3-④

契約締結審査会に付議や報告しなければならない案件が多く、準備や手続きに手間がかかるかについて聞いたところ、「まあまあそう思う」が32.5%と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が31.9%、「そう思う」は19.6%であった。

図表 2-4-11 付議や報告しなければならない案件が多く、準備や手続きに手間がかかるか (n=163)

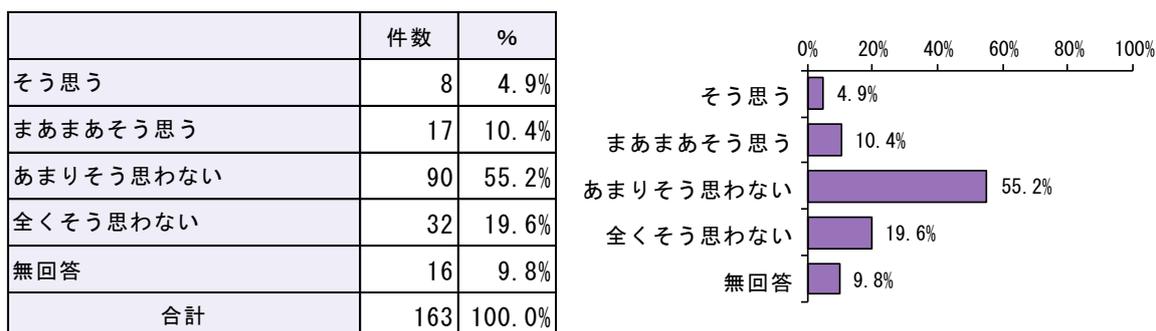


### 3) -5 契約締結審査会からの意見や助言が実態と乖離しており、 現実の対応に結びつかないことがあるか

：調査票 Ⅱ-3-⑤

契約締結審査会からの意見や助言が実態と乖離しており、現実の対応に結びつかないことがあるかについては、「あまりそう思わない」が55.2%、「全くそう思わない」が19.6%、「まあまあそう思う」が10.4%であった。契約締結審査会からの意見や助言が現実の対応に結びつかないことがあると感じていない機関の割合は7割以上を占めている。

図表 2-4-12 契約締結審査会からの意見や助言が実態と乖離しており、  
現実の対応に結びつかないことがあるか (n=163)



## ② 成年後見制度との連携

### 1) 日常生活自立支援事業を利用中における成年後見制度への移行

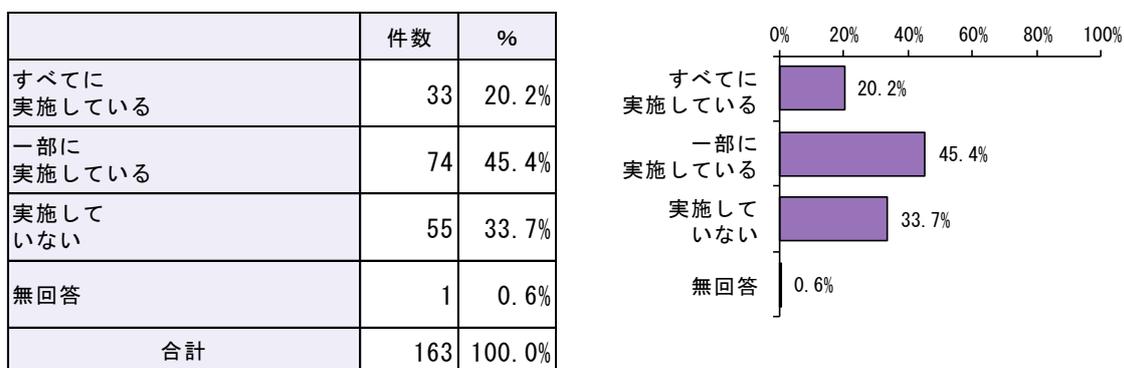
#### 1) -1 成年後見制度への移行の検討

#### ■ 日常生活自立支援事業の利用者のうち、 成年後見制度への移行の検討（スクリーニング）

：調査票 Ⅲ-2-(1)-①

社会福祉協議会で日常生活自立支援事業の利用者のうち、成年後見制度への移行の検討（スクリーニングの実施）について聞いたところ、スクリーニングを「一部に実施している」が45.4%と最も多く、次いで、「実施していない」が33.7%、「すべてに実施している」は20.2%であった。

図表 2-4-13 成年後見制度への移行の検討（スクリーニングの実施）(n=163)

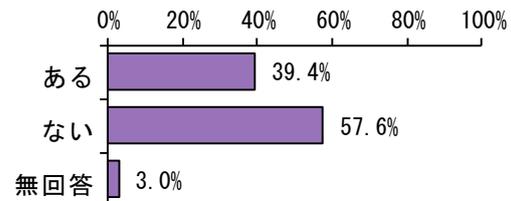


## ■ スクリーニングの基準やツール等の有無 : 調査票 Ⅲ-2-(1)-②

上記でスクリーニングを「すべてに実施している」と回答した社会福祉協議会における、スクリーニングの基準やツール等の有無は、スクリーニングの基準やツール等は「ない」が57.6%と6割弱であり、「ある」は39.4%であった。

図表 2-4-14 スクリーニングの基準やツール等の有無 (n=33)

	件数	%
ある	13	39.4%
ない	19	57.6%
無回答	1	3.0%
合計	33	100.0%



## ■ 上記で「ある」と回答した場合の具体的な内容（自由記入）

・ 日自のガイドライン
・ 契約締結判定ガイドラインを判断基準の一つとして使用
・ 担当部署での定例会議にてケース検討を行い、判断をしている
・ 日常生活自立支援事業の契約書や支援計画に則り、4 か月に一度モニタリングを実施している。その際に評価表を使用する。また、ガイドラインを実施する
・ 認知症簡易診断スケール（N式老年者用精神状態尺度）
・ 日常生活自立支援事業のガイドラインを再度、実施している
・ 契約締結判定ガイドラインを用いた聞き取りのほか、主治医意見書やアセスメントシート等を活用している。また、必要に応じて法人後見事業審査会を開催している
・ 半年ごとの計画見直しの際に、契約締結判定ガイドラインを活用している
・ 契約締結判定ガイドライン
・ 判断能力低下状況及びサービスの必要性についてチェックシートまたはフローチャートにて確認をおこなっている
・ 判断能力の有無
・ 上記設問の回答と同じ、提案・説明への理解などで判断能力が著しく低下していると感じる時や、相続など法的な手続きが必要になった時などに、成年後見制度の利用を勧める
・ モニタリング 支援計画評価票
・ 県社協 担当に確認済みである、判断能力の有無の判断基準の一つとして、認知度Ⅲ a 以上の場合、財産管理が必要となる場合にも成年後見制度への移行を検討している
・ 定期的な評価の際に判断能力の確認をしている

## 1) -2 日常生活自立支援事業の利用中（契約締結後）に 成年後見制度へ移行が必要と思われた相談者数

### ■ 令和元年度（1年間）に日常生活自立支援事業の利用から

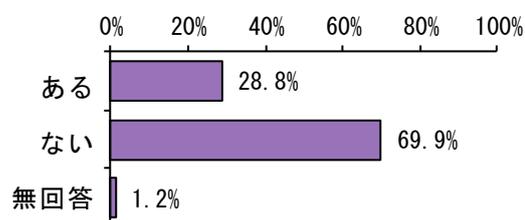
#### 成年後見制度に移行したケースの有無 : 調査票 Ⅲ-2-(2)-①

令和元年度（1年間）に日常生活自立支援事業の利用から成年後見制度に移行したケースの有無について聞いたところ、移行したケースが「ある」は28.8%、移行したケースは「ない」は69.9%であった。

図表 2-4-15 令和元年度(1年間)に日常生活自立支援事業の利用から成年後見制度に移行したケースの有無

(n=163)

	件数	%
ある	47	28.8%
ない	114	69.9%
無回答	2	1.2%
合計	163	100.0%



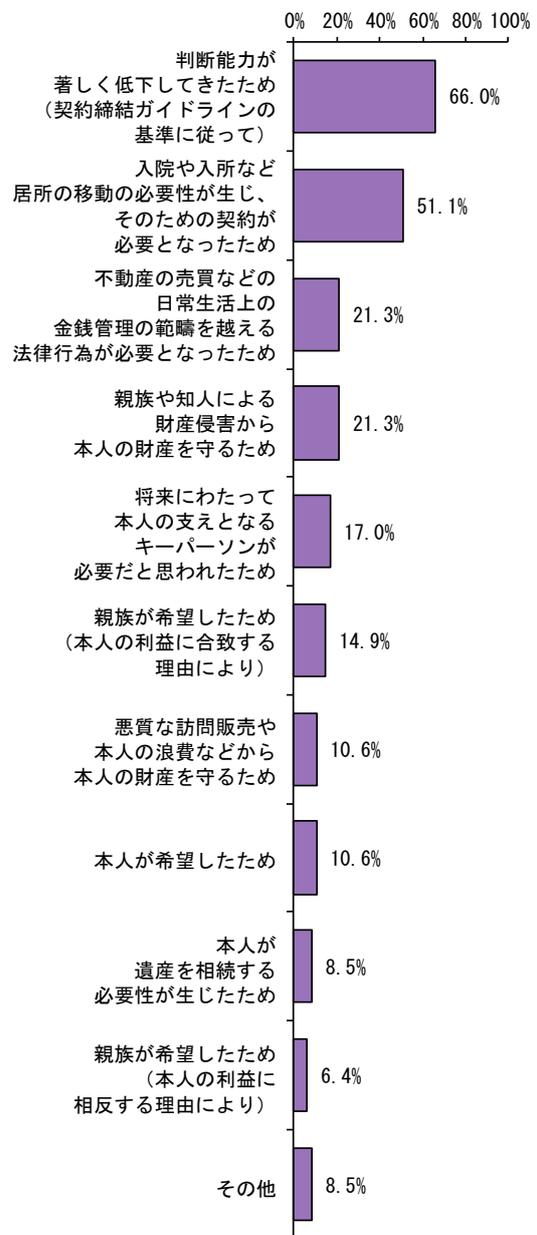
### ■ 成年後見制度への移行を検討することになったきっかけ

#### : 調査票 Ⅲ-2-(2)-②

前項で日常生活自立支援事業の利用中（契約締結後）に成年後見制度に移行したケースが「ある」と回答した社会福祉協議会に、成年後見制度への移行を検討することになったきっかけについて聞いたところ、「判断能力が著しく低下してきたため（契約締結ガイドラインの基準に従って）」が66.0%と最も多く、次いで「入院や入所など居所の移動の必要性が生じ、そのための契約が必要となったため」が51.1%、「不動産の売買などの日常生活上の金銭管理の範疇を越える法律行為が必要となったため」と「親族や知人による財産侵害から本人の財産を守るため」が21.3%であった。

図表 2-4-16 成年後見制度への移行を検討することになったきっかけ (n=47) (複数回答)

	件数	%
判断能力が著しく低下してきたため (契約締結ガイドラインの基準に従って)	31	66.0%
入院や入所など居所の移動の必要性が生じ、そのための契約が必要となったため	24	51.1%
不動産の売買などの日常生活上の金銭管理の範疇を越える法律行為が必要となったため	10	21.3%
親族や知人による財産侵害から本人の財産を守るため	10	21.3%
将来にわたって本人の支えとなるキーパーソンが必要だと思われたため	8	17.0%
親族が希望したため (本人の利益に合致する理由により)	7	14.9%
悪質な訪問販売や本人の浪費などから本人の財産を守るため	5	10.6%
本人が希望したため	5	10.6%
本人が遺産を相続する必要性が生じたため	4	8.5%
親族が希望したため (本人の利益に相反する理由により)	3	6.4%
その他	4	8.5%
全体	47	100.0%



■ 上記の「その他」の主な回答

- ・ 身元引受できる親族がない
- ・ 親族がない等の理由により、事業契約前から成年後見制度の申立て手続きを進めていた
- ・ 施設入所先の関係者から成年後見制度の必要があると判断されたため
- ・ 成年後見人の選任までに時間が掛かるため、選任されるまでの間県審査会の承認を得て契約した

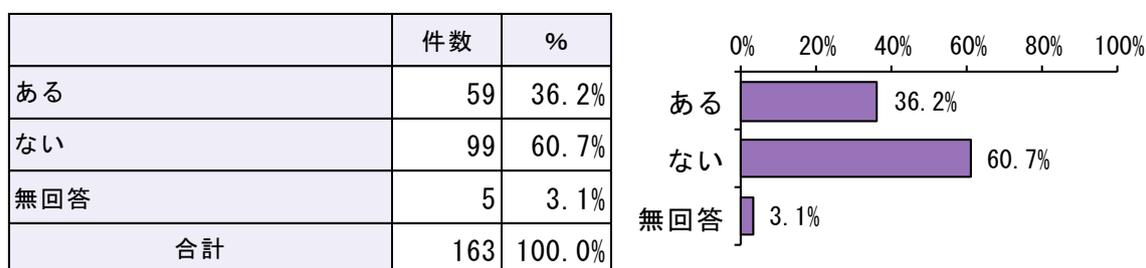
### 1) -3 成年後見制度への移行につながないケース及びその理由

#### ■ 日常生活自立支援事業の利用者のうち、 事情により成年後見制度の申立てにつながないケースの有無

：調査票 Ⅲ-2-(3)-①

令和2年12月末時点で、専門員（社協）として、日常生活自立支援事業の利用者のうち、成年後見制度への移行が適切と見立てをしているが、何らかの事情により成年後見制度の申立てにつながないケースの有無について聞いたところ、「ある」は36.2%、「ない」は60.7%であった。

図表 2-4-17 日常生活自立支援事業の利用者のうち、成年後見制度への移行が適切と見立てをしているが、  
何らかの事情により成年後見制度の申立てにつながないケースの有無（n=163）



#### ■ 成年後見制度の申立てにつながらない理由 Ⅲ-2-(3)-②

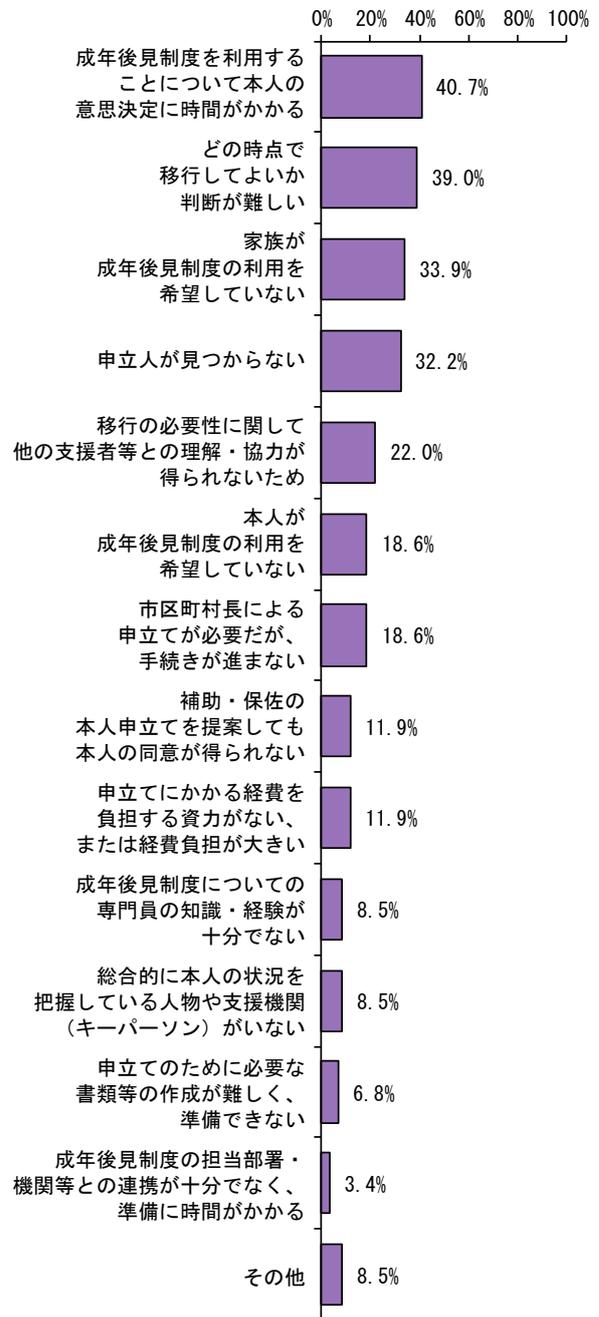
前頁で「ある」と回答した社会福祉協議会に、成年後見制度の申立てにつながらない理由として、どのようなことが考えられるか聞いたところ、「成年後見制度を利用することについて本人の意思決定に時間がかかる」が40.7%と最も多く、次いで、「どの時点で移行してよいか判断が難しい」が39.0%、「家族が成年後見制度の利用を希望していない」が33.9%であった。（次頁、図表 2-4-18）

#### ■ 次頁、図表 2-4-18 の「その他」の主な回答

・ コロナウイルスの影響で本人と面談ができない
・ ●●へ相談したところ、まだ後見制度利用の段階ではないとのことであった
・ 単なる判断力低下により入所・入院で利用料等すべて振替となっており、成年後見人に移行するメリットが少ない。受任側の不足により、より困難な案件を成年後見に担ってもらう方がメリットとなり補助・保佐案件が日自の契約者に多い
・ 周りの支援者が、お金が掛かるとの理由により、後見制度を否定し本人に拒否するよう説得している
・ 権利擁護センター等、成年後見につながる機関がなく、申請の道筋がない

図表 2-4-18 成年後見制度の申立てにつながらない理由 (n=59) (複数回答) (3つまで回答)

	件数	%
成年後見制度を利用することについて本人の意思決定に時間がかかる	24	40.7%
どの時点で移行してよいか判断が難しい	23	39.0%
家族が成年後見制度の利用を希望していない	20	33.9%
申立人が見つからない	19	32.2%
移行の必要性に関して他の支援者等との理解・協力が得られないため	13	22.0%
本人が成年後見制度の利用を希望していない	11	18.6%
市区町村長による申立てが必要だが、手続きが進まない	11	18.6%
補助・保佐の本人申立てを提案しても本人の同意が得られない	7	11.9%
申立てにかかる経費を負担する資力がなく、または経費負担が大きい	7	11.9%
成年後見制度についての専門員の知識・経験が十分でない	5	8.5%
総合的に本人の状況を把握している人物や支援機関(キーパーソン)がいない	5	8.5%
申立てのために必要な書類等の作成が難しく、準備できない	4	6.8%
成年後見制度の担当部署・機関等との連携が十分でなく、準備に時間がかかる	2	3.4%
その他	5	8.5%
全体	59	100.0%



## 1) -4 成年後見制度への移行における課題

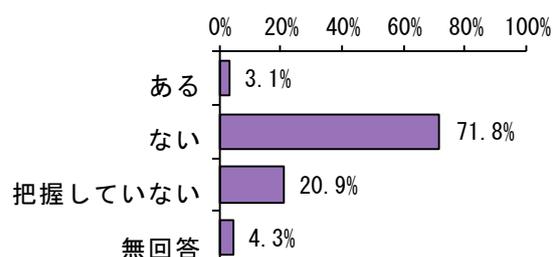
### ■ 日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した後、

#### 課題が生じたケースの有無 : 調査票 Ⅲ-2-(4)

日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した後、課題が生じたケースの有無は、「ない」が71.8%と7割以上を占めており、「把握していない」が20.9%、「ある」は3.1%であった。

図表 2-4-19 日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した後、課題が生じたケースの有無 (n=163)

	件数	%
ある	5	3.1%
ない	117	71.8%
把握していない	34	20.9%
無回答	7	4.3%
合計	163	100.0%

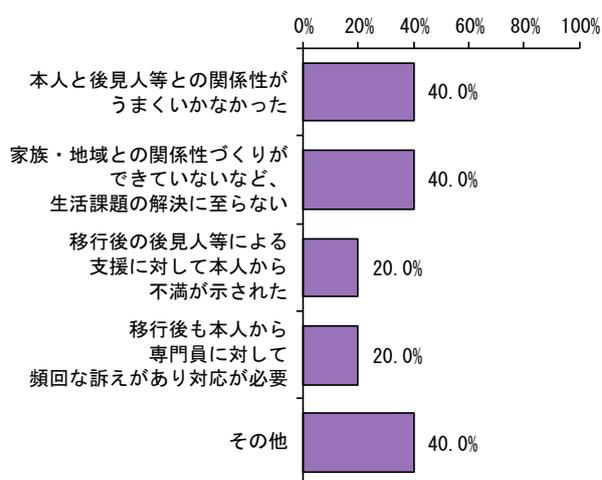


### ■ 「ある」と回答した場合の具体的な内容 : 調査票 Ⅲ-2-(4)

日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した後、課題が生じたケースが「ある」ことについての具体的な内容を聞いたところ、「本人と後見人等との関係性がうまくいかなかった」と「家族・地域との関係性づくりができていないなど、生活課題の解決に至らない」が各2件・40.0%、「移行後の後見人等による支援に対して本人から不満が示された」と「移行後も本人から専門員に対して頻回な訴えがあり対応が必要」が各1件・20.0%であった。

図表 2-4-20 日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した後、課題が生じたケースが「ある」ことについての具体的な内容 (n=5) (複数回答)

	件数	%
本人と後見人等との関係性がうまくいかなかった	2	40.0%
家族・地域との関係性づくりができていないなど、生活課題の解決に至らない	2	40.0%
移行後の後見人等による支援に対して本人から不満が示された	1	20.0%
移行後も本人から専門員に対して頻回な訴えがあり対応が必要	1	20.0%
その他	2	40.0%
全体	5	100.0%



## ■ 上記の「その他」の主な回答

・ 入院して自宅に戻る見込みがなかったので親族に引き継いだ
・ 適切な後見人がいない。親族による裁判所への申立が進まない
・ 葬儀関係や遺産相続等

## 2) 成年後見制度との併用

### 2) - 1 令和2年12月末現在の実利用者数のうち、

#### 成年後見制度を併用しているケースの有無 : 調査票 Ⅲ-3-(1)

日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用を認めている社会福祉協議会に、令和2年12月末現在の実利用者数のうち、成年後見制度を併用しているケースの有無を聞いたところ、併用しているケースは「ない」が46.6%、「無回答」が40.5%、併用しているケースが「ある」は12.9%であった。

図表 2-4-21 令和2年12月末現在の実利用者数のうち、  
成年後見制度を併用しているケースの有無 (n=163)



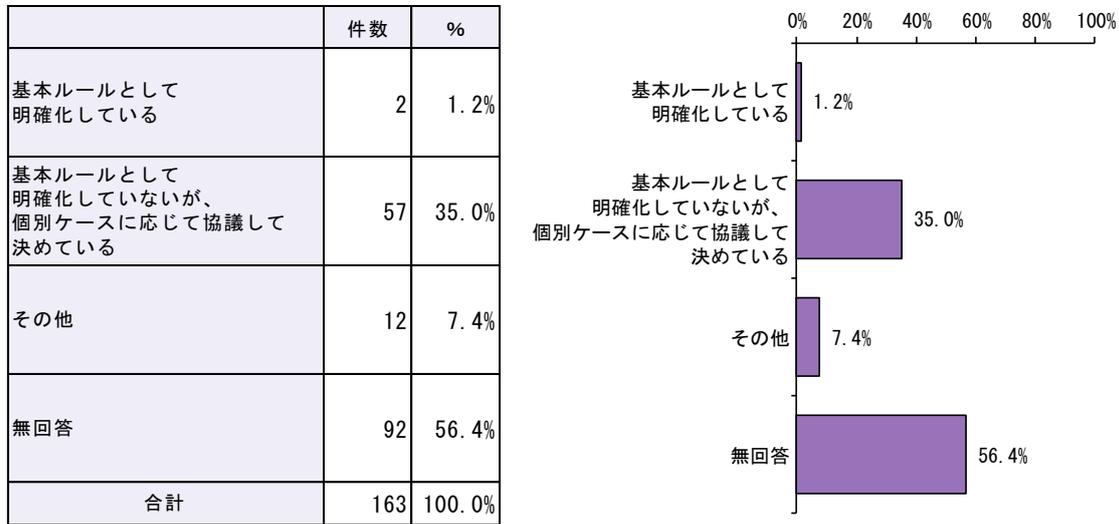
### 2) - 2 併用ケースにおける役割分担 : 調査票 Ⅲ-3-(2)

日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用ケースにおいて、後見人等との役割分担の明確化について聞いたところ、「基本ルールとして明確化していないが、個別ケースに応じて協議して決めている」が35.0%、「その他」が7.4%、「基本ルールとして明確化している」が1.2%であった。(次頁 図表 2-4-22)

## ■ 次頁、図表 2-4-22 の「その他」の主な回答

・ ケースが無いので、ケースが出た場合に検討します
・ 実績・ケース・事例がない (7件)
・ 特に定めていない、特になし (2件)

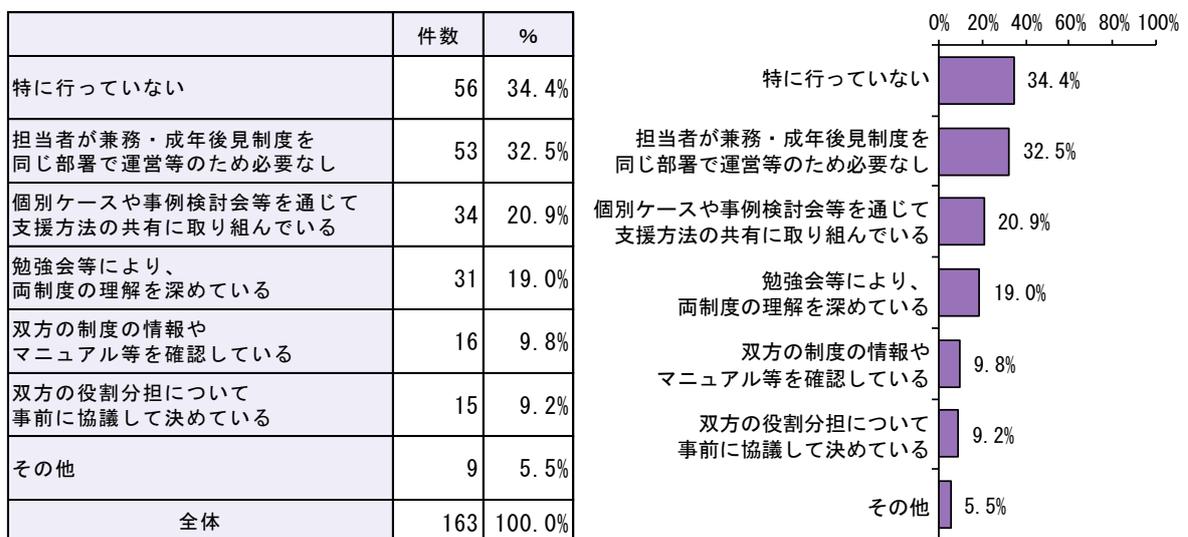
図表 2-4-22 日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用ケースにおいて、  
後見人等との役割分担の明確化について (n=163)



### 3) 日常生活自立支援事業と成年後見制度に関する理解や 後見人等との役割分担、コミュニケーションを図るために 実施している取組内容 : 調査票 Ⅲ-4-(1)-①

日常生活自立支援事業と成年後見制度（権利擁護センター等、中核機関）の双方に関する理解や、後見人等との役割分担、コミュニケーションを図るために実施している取組内容について聞いたところ、「特に行っていない」が 34.4%、「担当者が兼務・成年後見制度を同じ部署で運営等のため必要なし」が 32.5%、「個別ケースや事例検討会等を通じて支援方法の共有に取り組んでいる」が 20.9%であった。

図表 2-4-23 日常生活自立支援事業と成年後見制度の双方に関する理解や、  
後見人等との役割分担、コミュニケーションを図るために実施している取組内容 (n=163) (複数回答)



## ■ 前頁の「その他」の主な回答

・ 連携実績なし
・ 該当ケースがない
・ 権利擁護センター、中核機関の設置なし
・ 法人後見受任体制づくりを進めている
・ 生活支援員・市民後見人候補者の支援・評価等情報共有
・ 市民後見人養成講座
・ 生活支援員専門員研修と成年後見制度啓発研修を開催している
・ 権利擁護センター、中核機関がまだない為

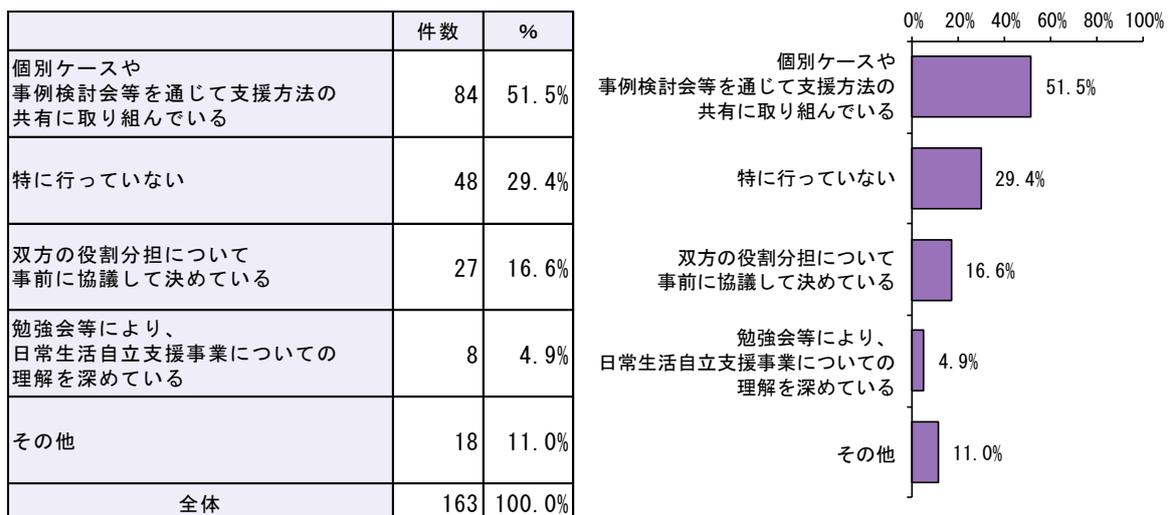
### ③ 関係機関との連携について

#### ■ 生活保護受給者への支援におけるケースワーカーとの連携について

：調査票 IV-(2)-①

生活保護受給者への支援におけるケースワーカーとの連携を図るために実施している取組内容について聞いたところ、「個別ケースや事例検討会等を通じて支援方法の共有に取り組んでいる」が51.5%と半数以上を占めており、「特に行っていない」が29.4%、「双方の役割分担について事前に協議して決めている」が16.6%であった。

図表 2-4-24 生活保護受給者への支援におけるケースワーカーとの連携を図るために実施している取組内容 (n=163) (複数回答)



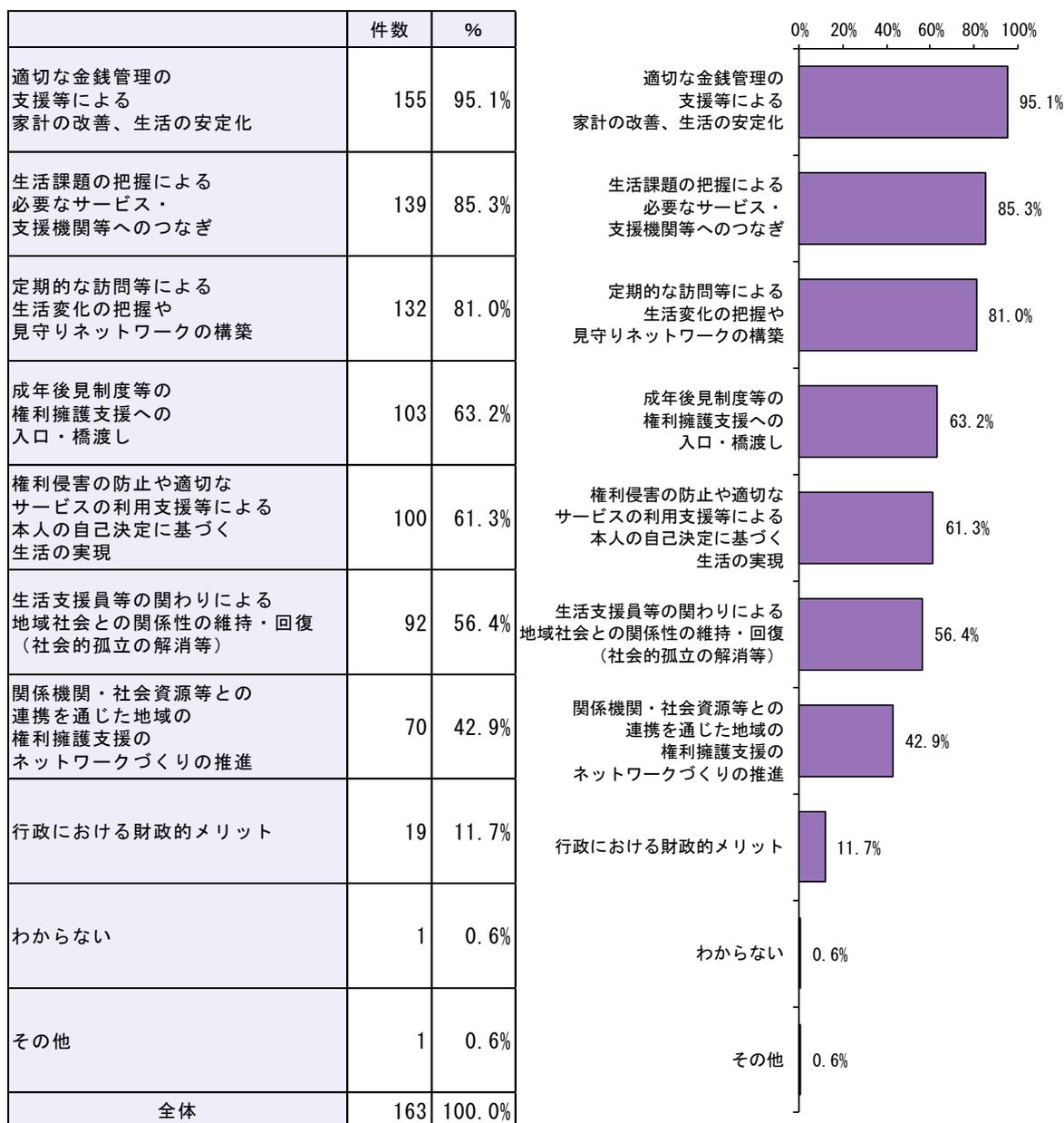
#### ④ 日常生活自立支援事業の効果と課題、今後期待される役割について

##### 1) 日常生活自立支援事業の特性を踏まえた支援の効果について

：調査票 V-(1)-①

日常生活自立支援事業の特性を踏まえた支援の効果について聞いたところ、「適切な金銭管理の支援等による家計の改善、生活の安定化」が95.1%、「生活課題の把握による必要なサービス・支援機関等へのつなぎ」が85.3%、「定期的な訪問等による生活変化の把握や見守りネットワークの構築」が81.0%であった。

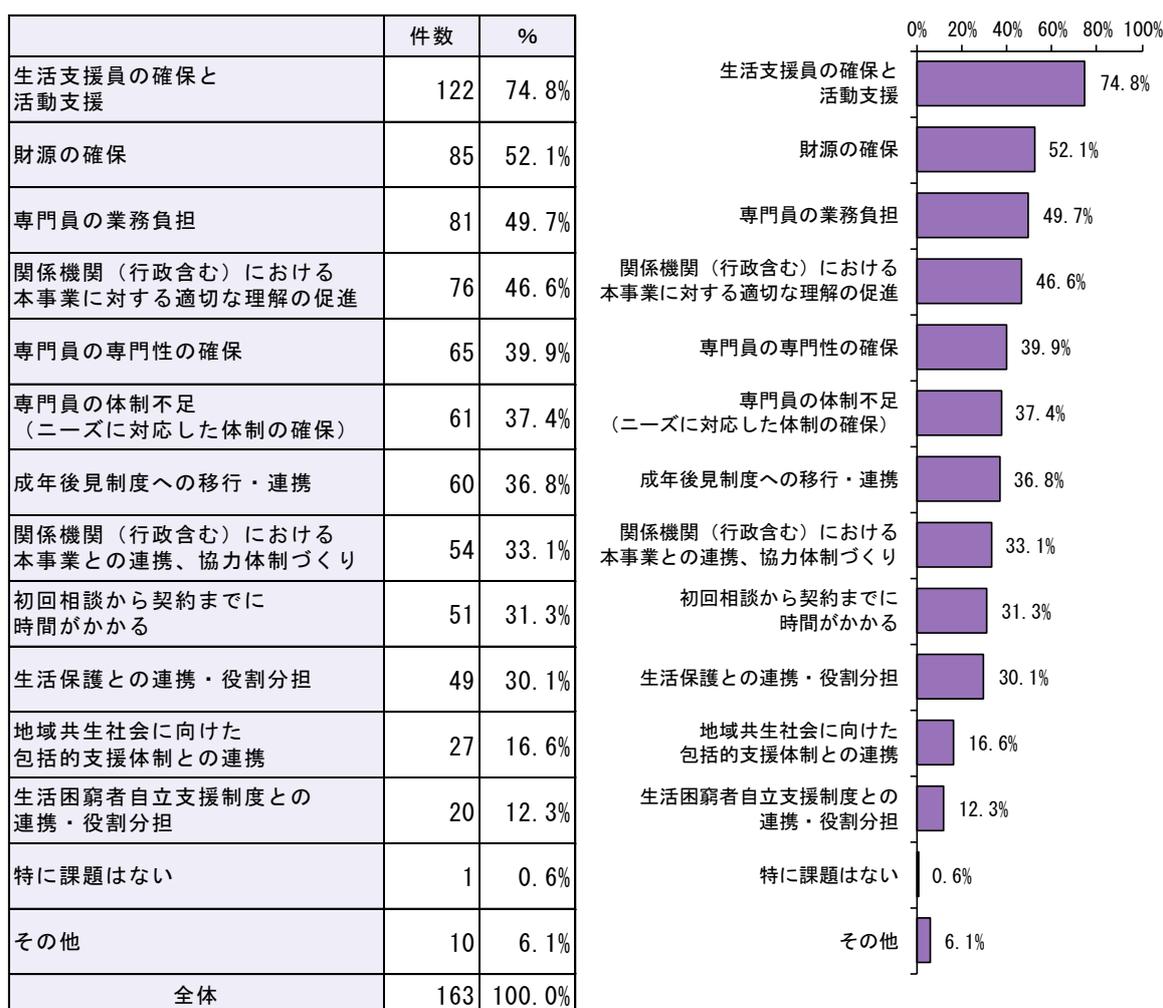
図表 2-4-25 日常生活自立支援事業の特性を踏まえた支援の効果 (n=163) (複数回答)



## 2) 日常生活自立支援事業を実施する上での課題 : 調査票 V-(2)-①

日常生活自立支援事業を実施する上での課題は、「生活支援員の確保と活動支援」が74.8%と最も多く、次いで、「財源の確保」が52.1%、「専門員の業務負担」が49.7%であった。

図表 2-4-26 日常生活自立支援事業を実施する上での課題( n=163)(複数回答)



### (3) 業務実態調査 (B、B-1、B-2、C票) に関する主な調査結果

#### ① 日常生活自立支援事業を主な業務として担当している方について (B)

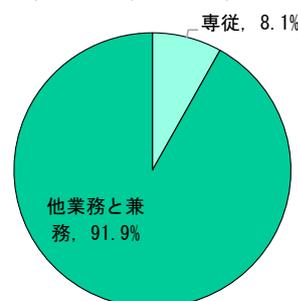
基幹的福祉協議会向けアンケートにおける B 票は、日常生活自立支援事業を主な業務として担当している方（主担当）で、この後②～④の調査票 (B-1、B-2、C票) で支援に関わる職員として記載された職員の兼務状況や経験年数・所有資格、担当ケース数等について尋ねたものである。基幹的福祉協に勤務する全ての専門員が対象ではないことに留意が必要である。特に C 票については、回答対象者を「契約件数を比較的抱えている方で中堅以上の方を想定」とした。

#### 1) 兼務状況 : 調査票 B-(1)

回答された専門員の兼務状況としては、「他業務と兼務」が 91.9%、「専従」が 8.1%であった。

図表 2-4-27 兼務状況 (n=234)

	件数	%
専従	19	8.1%
他業務と兼務	215	91.9%
合計	234	100.0%

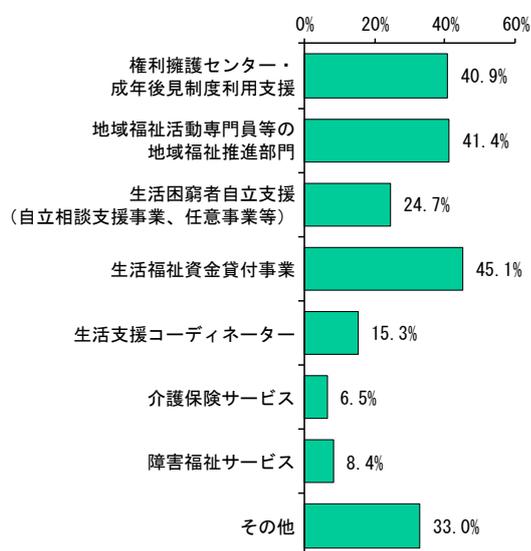


#### ■ 他業務と兼務している場合の内容

他業務と兼務している職員の兼務している業務は、「生活福祉資金貸付事業」が 45.1%と最も多く、次いで「地域福祉推進部門」が 41.4%、「権利擁護センター・成年後見制度利用支援」が 40.9%であった。なお、介護保険サービス、障害福祉サービスも 6~8%程度兼務している。

図表 2-4-28 他業務と兼務している場合の内容 (n=215) (複数回答)

	件数	%
権利擁護センター・成年後見制度利用支援	88	40.9%
地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門	89	41.4%
生活困窮者自立支援 (自立相談支援事業、任意事業等)	53	24.7%
生活福祉資金貸付事業	97	45.1%
生活支援コーディネーター	33	15.3%
介護保険サービス	14	6.5%
障害福祉サービス	18	8.4%
その他	71	33.0%
全体	215	

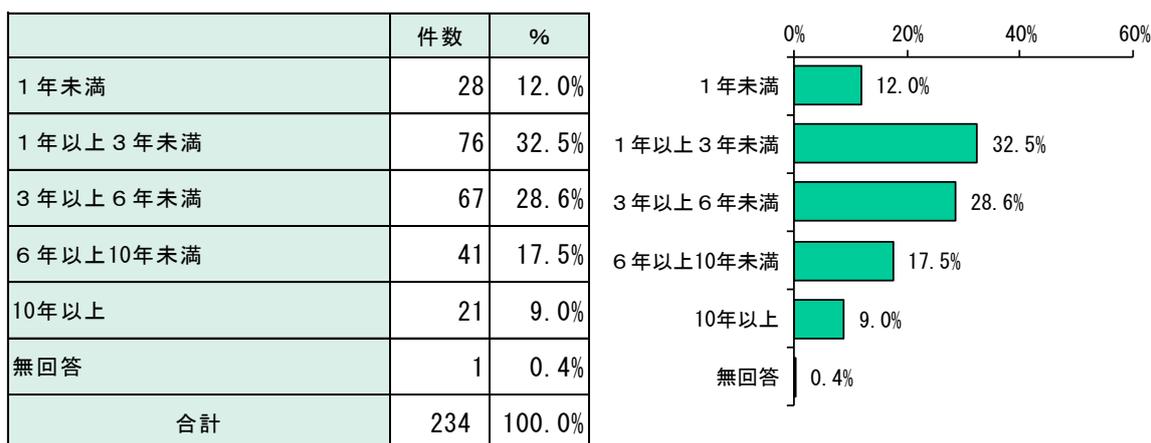


## 2) 経験・所有資格

### ■ 専門員としての経験年数 : 調査票 B-(2)-①

専門員としての経験年数で見ると「1年以上3年未満」が最も多く32.5%であった。また、3年以上の経験のある専門員が55.1%であった。

図表 2-4-29 専門員としての経験年数 (n=234)



### 3) 担当ケース数 (令和2年12月末現在) : 調査票 B-(3)

専門員の現在持っている担当ケース数を集計すると主担当ケースで13.5件、内訳として認知高齢者が5.3件、知的障害者が3.5件、精神障害者が4.1件であった。なお、担当ケース数については、あくまでも本調査に回答した(本調査の業務実態調査に関与があるとされた)専門員のケース数であり、実際の専門員のケース数ではないことには留意が必要である。

図表 2-4-30 担当ケース数

(件)

	全体				
	認知症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	その他	
①主担当ケース (n=225)	5.3	3.5	4.1	0.8	13.5
②他職員が主担当だが、担当の1人として関わっているケース (n=124)	2.5	1.6	2.0	0.5	6.7

#### 4) 担当ケースのうち、業務負担が大きいと感じるケース

##### ■ 担当（主担当、担当の1人として関わっている）ケース数実件数

：調査票 B-(4)

業務負担が大きいと感じるケースは1人の専門員当たり平均2.3件であった。なお、本ケースも、本調査に回答した（本調査の業務実態調査に関与があるとされた）専門員のケース数であり、実際の専門員のケース数ではないことには留意が必要である。

図表 2-4-31 担当(主担当、担当の1人として関わっている)ケース数実件数

		実件数（平均）
業務負担が大きいと感じるケース（n=209）		2.3
	うち、頻回な訴えがある利用者（n=203）	1.5
	うち、契約はしていないが関りを継続しているケース（n=171）	0.1

#### ② 個別ケース（契約に至ったケース）のフェイス情報について（B-1）

B-1票では、1人の専門員が、日常生活自立支援事業の契約に至ったケースについて、最大3事例について、当該ケースの概要と、支援に要した時間等について尋ねた。ケースについては、現在持っているケース、または、過去に持っていたケースどちらでも問わないこととし、3事例のバランスについては、できるだけ認知高齢者、知的障害、精神障害に分散するようなケースを依頼した。

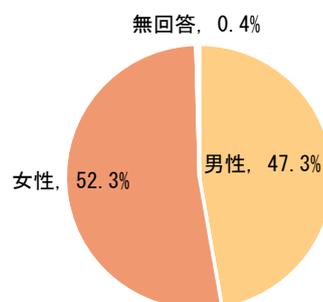
##### 1) 基本情報

##### 1) -1 性別 : 調査票 (B-1) -1- ①

B-1票の有効回答ケース数としては239件であった。そのうち男性が47.3%、女性が52.3%であった。

図表 2-4-32 性別（n=239）

	件数	%
男性	113	47.3%
女性	125	52.3%
不明	0	0.0%
無回答	1	0.4%
合計	239	100.0%

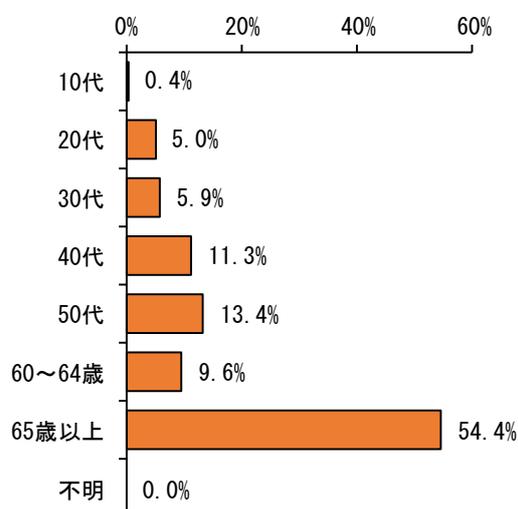


1) -2 年齢 : 調査票 (B-1) -1- ②

年齢については65歳以上が54.4%であった。

図表 2-4-33 年齢 (n=239)

	件数	%
10代	1	0.4%
20代	12	5.0%
30代	14	5.9%
40代	27	11.3%
50代	32	13.4%
60~64歳	23	9.6%
65歳以上	130	54.4%
不明	0	0.0%
合計	239	100.0%

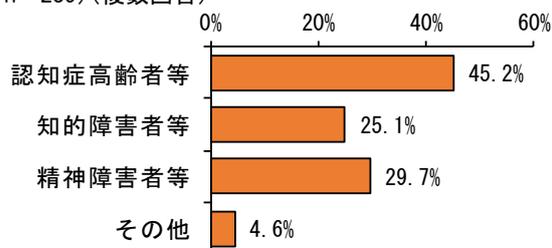


1) -3 障害種別 : 調査票 (B-1) -1- ③

障害種別で見ると、認知高齢者が45.2%、精神障害者等が29.7%、知的障害者等が25.1%であった。

図表 2-4-34 障害種別 (n=239) (複数回答)

	件数	%
認知症高齢者等	108	45.2%
知的障害者等	60	25.1%
精神障害者等	71	29.7%
その他	11	4.6%
全体	239	

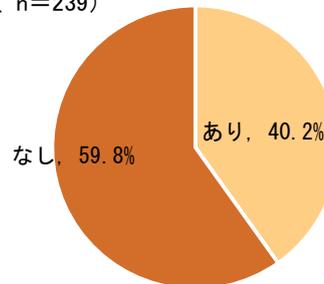


1) -4 生活保護費の受給 : 調査票 (B-1) -1- ④

生活保護費の受給を受けている人が 40.2%であった。

図表 2-4-35 生活保護費の受給( n=239)

	件数	%
あり	96	40.2%
なし	143	59.8%
合計	239	100.0%

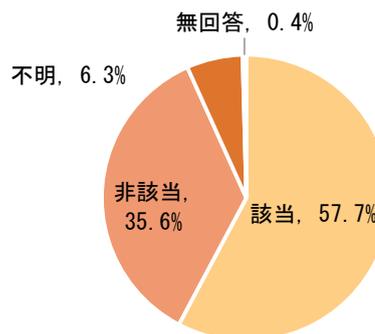


1) -5 住民税非課税対象 : 調査票 (B-1) -1- ⑤

住民税非課税対象として「該当」は 57.7%であった。

図表 2-4-36 住民税非課税対象( n=239)

	件数	%
該当	138	57.7%
非該当	85	35.6%
不明	15	6.3%
無回答	1	0.4%
合計	239	100.0%

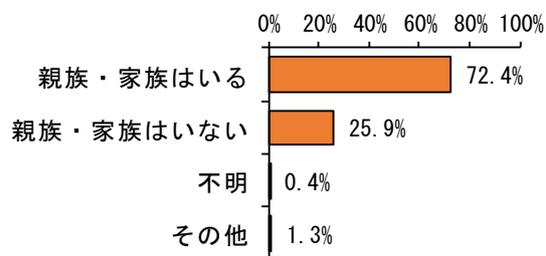


1) -6 契約時の世帯情報 : 調査票 (B-1) -1- ⑥

契約時に「親族・家族はいる」人は 72.4%、いない人は 25.9%だった。

図表 2-4-37 契約時の世帯情報( n=239)

	件数	%
親族・家族はいる	173	72.4%
親族・家族はいない	62	25.9%
不明	1	0.4%
その他	3	1.3%
合計	239	100.0%

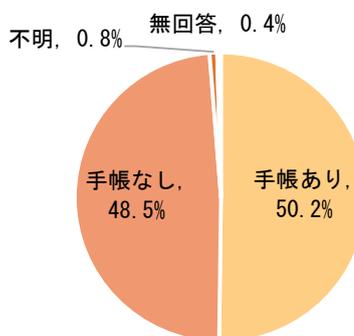


1) -7 手帳の有無 : 調査票 (B-1) -1- ⑩

障害者手帳（精神保健手帳）の「手帳あり」の人が50.2%であった。

図表 2-4-38 手帳の有無 (n=239)

	件数	%
手帳あり	120	50.2%
手帳なし	116	48.5%
不明	2	0.8%
無回答	1	0.4%
合計	239	100.0%

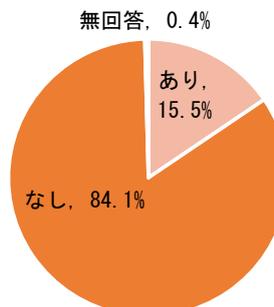


1) -8 判断能力について診断書等の有無 : 調査票 (B-1) -1- ⑪

判断能力についての診断書等有無について「あり」の人が15.5%、「なし」が84.1%であった。

図表 2-4-39 判断能力について診断書等の有無 (n=239)

	件数	%
あり	37	15.5%
なし	201	84.1%
無回答	1	0.4%
合計	239	100.0%



1) -9 手帳の有無と診断書等の有無のクロス集計 : 調査票 (B-1) -1- ⑩と⑪

障害者手帳の有無と診断書等の有無とのクロス集計をすると、手帳なし、かつ、診断書なしの人が97人（全体40.6%）存在した。

図表 2-4-40 手帳の有無と診断書等の有無のクロス集計 (n=239)

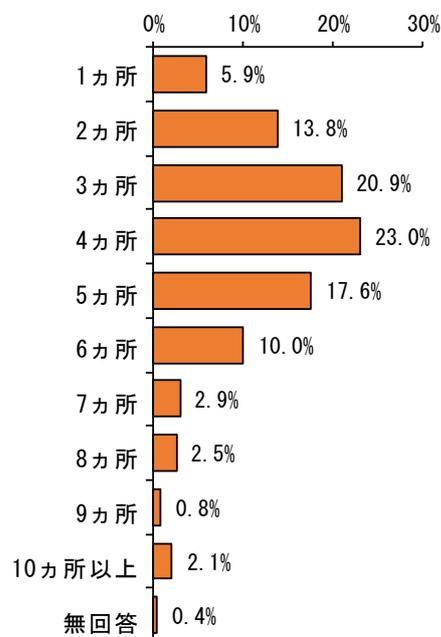
	診断書あり	診断書なし	無回答	合計
手帳あり	19 15.8%	101 84.2%	0 0.0%	120 100.0%
手帳なし	18 15.5%	97 83.6%	1 0.9%	116 100.0%
不明	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
無回答	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
合計	37 15.5%	201 84.1%	1 0.4%	239 100.0%

## 1) -10 関わっている機関・支援者数 : 調査票 (B-1) -1- ⑩

本人が関わっている機関・支援者数をみると4カ所がもっとも多く、平均も4.1だった。

図表 2-4-41 関わっている機関・支援者数( n=239)

	件数	%
1カ所	14	5.9%
2カ所	33	13.8%
3カ所	50	20.9%
4カ所	55	23.0%
5カ所	42	17.6%
6カ所	24	10.0%
7カ所	7	2.9%
8カ所	6	2.5%
9カ所	2	0.8%
10カ所以上	5	2.1%
無回答	1	0.4%
合計	239	100.0%



平均 4.1 カ所 (人)

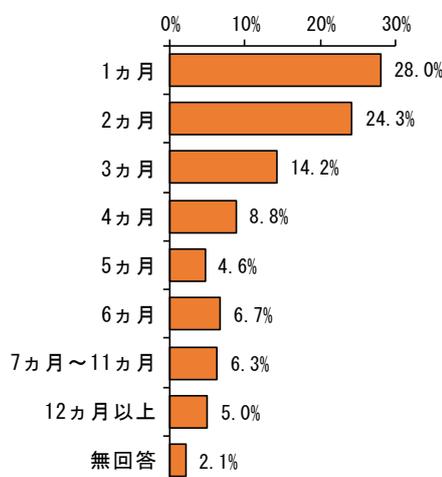
## 2) 相談支援の実施状況

### 2) -1 初回相談から契約までにかかった期間 : 調査票 (B-1) -2- ②

初回相談から契約までにかかった期間をみると、1ヶ月が最も多く28.0%だったが、12ヶ月以上も5.0%だった。平均は3.6ヶ月だった。

図表 2-4-42 初回相談から契約までにかかった期間( n=239)

	件数	%
1ヵ月	67	28.0%
2ヵ月	58	24.3%
3ヵ月	34	14.2%
4ヵ月	21	8.8%
5ヵ月	11	4.6%
6ヵ月	16	6.7%
7ヵ月～11ヵ月	15	6.3%
12ヵ月以上	12	5.0%
無回答	5	2.1%
合計	239	100.0%



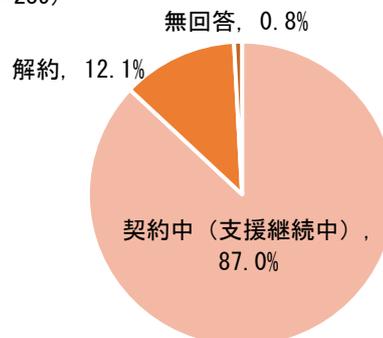
平均 3.6 カ月

## 2) -2 現在の状況 : 調査票 (B-1) -2- ④

現在の状況として、「契約中（支援継続中）」が87.0%、「解約」が12.1%だった。

図表 2-4-43 現在の状況 (n=239)

	件数	%
契約中（支援継続中）	208	87.0%
解約	29	12.1%
無回答	2	0.8%
合計	239	100.0%



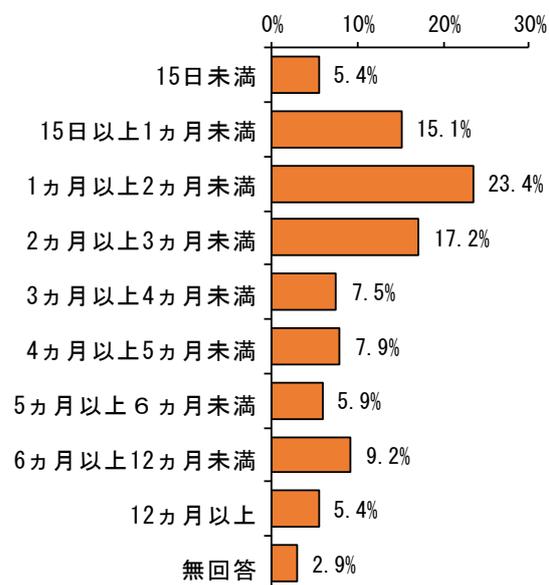
## 3) 関わっている期間

### 3) -1 ① 初動支援 → ② 契約 : 調査票 (B-1) -3- ① → ②

契約に至ったケースで「初動支援」から「契約」に至る期間では1ヶ月以上2ヶ月未満が最も多く23.4%で、平均が3.7ヶ月だった。

図表 2-4-44 関わっている期間 ① 初動支援 → ② 契約 (n=239)

	件数	%
15日未満	13	5.4%
15日以上1ヵ月未満	36	15.1%
1ヵ月以上2ヵ月未満	56	23.4%
2ヵ月以上3ヵ月未満	41	17.2%
3ヵ月以上4ヵ月未満	18	7.5%
4ヵ月以上5ヵ月未満	19	7.9%
5ヵ月以上6ヵ月未満	14	5.9%
6ヵ月以上12ヵ月未満	22	9.2%
12ヵ月以上	13	5.4%
無回答	7	2.9%
合計	239	100.0%



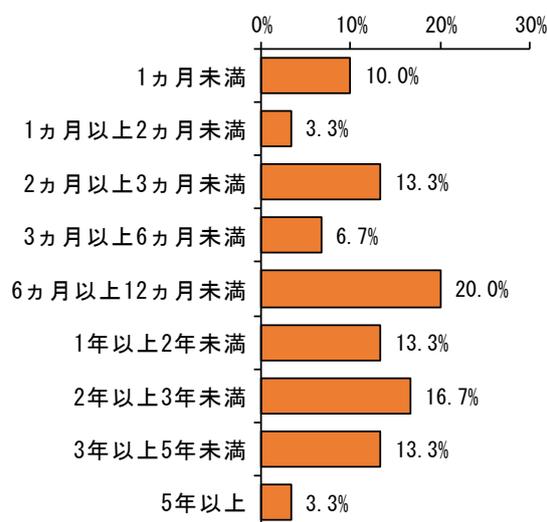
平均 3.7 カ月

### 3) -2 ② 契約 → ③ 契約の終了 : 調査票 (B-1) -3- ② → ③

契約に至ったケースで「契約」から「契約の終了」までに至った30件の中で、その期間をみると、6ヶ月以上12ヶ月未満が最も多く20.0%で、平均が18.9ヶ月だった。

図表 2-4-45 関わっている期間 ② 契約 → ③ 契約の終了 (n=30)

	件数	%
1ヵ月未満	3	10.0%
1ヵ月以上2ヵ月未満	1	3.3%
2ヵ月以上3ヵ月未満	4	13.3%
3ヵ月以上6ヵ月未満	2	6.7%
6ヵ月以上12ヵ月未満	6	20.0%
1年以上2年未満	4	13.3%
2年以上3年未満	5	16.7%
3年以上5年未満	4	13.3%
5年以上	1	3.3%
合計	30	100.0%



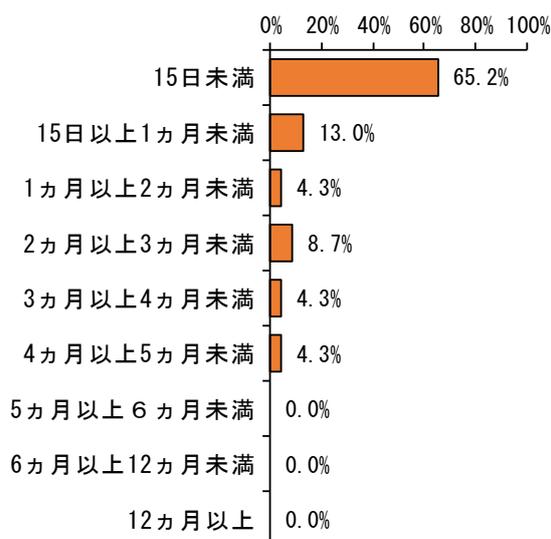
平均 18.9 カ月

### 3) -3 ③ 契約の終了 → ④ 支援の終結 : 調査票 (B-1) -3- ③ → ④

契約に至ったケースで「契約の終了」から「支援の集結」までに至った23件の中で、その期間をみると、15日未満が最も多く65.2%で、平均が0.8ヶ月だった。

図表 2-4-46 関わっている期間 ③ 契約の終了 → ④ 支援の終結 (n=23)

	件数	%
15日未満	15	65.2%
15日以上1ヵ月未満	3	13.0%
1ヵ月以上2ヵ月未満	1	4.3%
2ヵ月以上3ヵ月未満	2	8.7%
3ヵ月以上4ヵ月未満	1	4.3%
4ヵ月以上5ヵ月未満	1	4.3%
5ヵ月以上6ヵ月未満	0	0.0%
6ヵ月以上12ヵ月未満	0	0.0%
12ヵ月以上	0	0.0%
合計	23	100.0%



平均 0.8 カ月

3) -4 ① 初動支援 → ④ 支援の終結 : 調査票 (B-1) -3- ① → ④

3) -1 から 3) -3 に至る「初動支援」から「支援集結」までに至った 23 件の支援期間としては、平均 23.1 ヶ月だった。

図表 2-4-47 関わっている期間 ① 初動支援 → ④ 支援の終結 (n=23)



平均 23.1 ヶ月

上記支援期間は、本調査に回答されたケース数についての支援期間であり、本事業の全般の実態の傾向とは異なることには留意が必要である。全国社会福祉協議会による「利用状況調査」によると、令和2年7月の終了者 (n=803) の「契約していた期間」は下記のとおりである。

図表 2-4-48 契約していた期間

	令和2年7月調査の数値 N=803		(参考) H30年7月調査	
半年未満	70	8.7%	83	11.1%
半年以上1年未満	88	11.0%	105	14.0%
1年以上3年未満	248	30.9%	213	28.5%
3年以上5年未満	167	20.8%	151	20.2%
5年以上8年未満	123	15.3%	104	13.9%
8年以上	101	12.6%	87	11.6%
無回答	6	0.7%	5	0.7%
合計	803	100.0%	748	99.3%

※5-①解約事由を「成年後見人等と本事業の契約を締結することになった(契約者変更)(9件)」「契約期間満了に伴う契約更新(1件)」「契約内容の変更による契約改定(契約期間満了の場合を除く(8件))」とした回答を除くものを対象に集計

(出典) 令和2年度日常生活自立支援事業「利用状況調査 結果」より

### ③ 契約に至ったケース【B-1】の業務実態調査について

#### 1) 業務コードと期間について

B-1票では、日常生活自立支援事業の契約に至ったケースについて、最大3事例について、当該ケースの概要と、支援に要した時間等について尋ねた。支援に要した時間については、下表に示す業務コードごとに、専門員に時間を入力してもらうこととした。

また、それらの業務には、専門員のみならず生活支援員や管理職もどの業務にどの程度時間を費やしたかを記載できるように調査票を設計した（調査票は参考資料参照）。

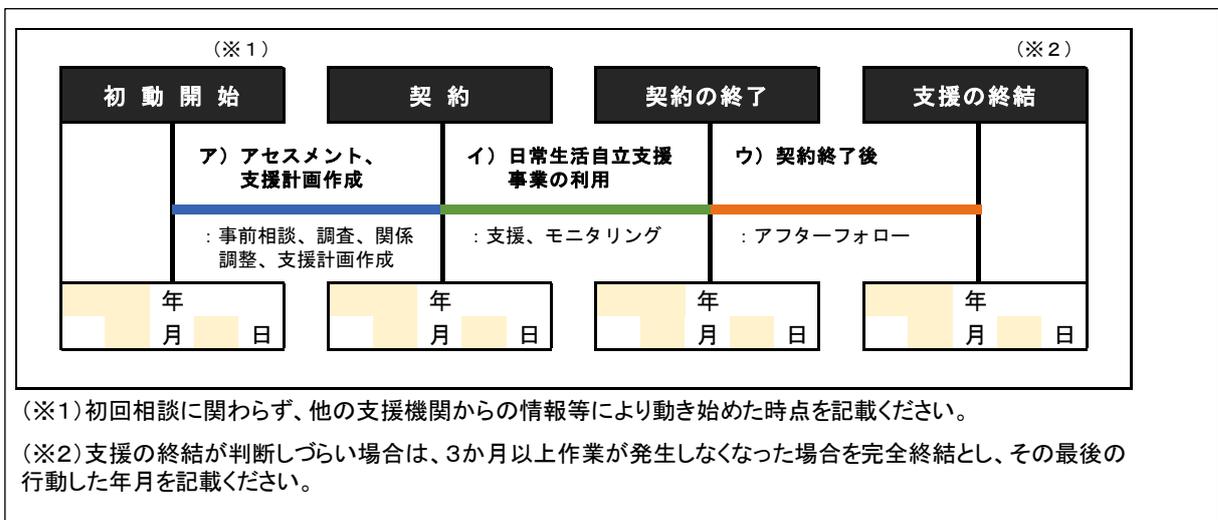
図表 2-4-49 業務コード一覧(B-1、B-2用)

1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務		
1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)		
<b>A 来所(面談)</b>		
A	利用者(本人)との面談・相談対応	来所による利用者との面談等に係る時間。面談に係る準備作業も含む。また、利用申込の説明や情報提供、支援計画・契約書等について本人に説明し、同意を得るための時間、契約締結等に係る時間も含める。 <b>※ただし、他機関等との連絡・調整に関するものは「D1」に含めてください。</b>
<b>B 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)</b>		
B	利用者(本人)との電話	利用者との電話対応、支援計画、モニタリング、フォローアップ等のための電話連絡・相談に係る時間。電話をかけた場合、電話がかかってきた場合のいずれも含む。 <b>※ただし、他機関等との連絡・調整に関するものは「D1」に含めてください。</b>
<b>C 訪問</b>		
C1	利用者(本人)の居所等への訪問	利用者宅へ、初回訪問、アセスメント、事業の説明、契約締結手続き、預かる書類等の受け渡し、モニタリング等のために訪問した時間。また、利用申込の説明や情報提供、支援計画・契約書等について本人に説明し、同意を得るための時間、契約締結等に係る時間も含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
C2	利用者(本人)の同行支援	債務解決に向けた相談、行政機関での諸手続き、医療機関への受診等のため利用者へ同行した時間。また、アセスメントの結果、他制度の相談窓口機関等へのつながりが適切と判断された場合に、必要に応じて、他機関への訪問(同行支援)、フォロー等を行った時間を含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
<b>D 連絡調整</b>		
D1	他機関等との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	個別の利用者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等による支援の調整や、相談者に関わる報告・連絡・情報提供・相談等に対応した時間。関係機関・関係者等を訪問(または関係機関等が来所)した時間や、電話(電話をかけた場合、かかってきた場合のいずれも含む)をした時間も含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>  (注) <b>契約前における</b> 日常的な金銭管理をスムーズに進めるために金融機関等において行った手続きや、すでに金銭トラブルを抱えているなどのために消費生活相談や法律相談等の相談機関への協力依頼等にかかった時間もここに含めます。 <b>※ただし、契約後のサービス提供の段階での日常的な金銭管理における手続き・連絡調整等の時間や、契約後において日常生活自立支援事業と関連した支援(借金返済・金銭トラブルへの対応等)に係る連絡・調整など)の中での他機関等との連絡調整の時間は、「1-2 サービス提供」の対応する業務コードの中に含めてください。</b>
D2	利用者家族との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	利用者家族との相談対応等に係る時間。利用者家族宅等を訪問(または家族が来所)した時間や、電話(電話をかけた場合、かかってきた場合のいずれも含む)をした時間も含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
D3	生活支援員との連絡・調整	支援計画・契約内容等についての説明、利用者状況の報告・打合せ等。生活支援員の手配や、日常的な金銭管理における通帳・印鑑等の受け渡し、残高確認等と一緒にを行う時間など。また、生活支援員からの援助に関わる相談に対応した時間等を含む。
<b>E 契約締結審査会 ※調査(サービス内容特定、契約締結能力確認)で懷疑が生じた場合</b>		
E	契約締結審査会の準備・参加 事後処理	「契約締結審査会」の準備・調整や、会議に参加した時間。資料作成・コピー、会議記録の作成等も含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
<b>F 契約書・支援計画の作成</b>		
F	契約書・支援計画の作成	契約書・支援計画書及び書類等預かりサービスを利用する場合の預かり書の作成に係る時間。記入のために調べものをした時間も含める。モニタリング・詳細に基づく支援計画の見直し・修正作業も含む。
<b>G ケース記録等の入力・文書作成</b>		
G	ケース記録等の入力・文書作成	事業所内での個別の利用者に係る支援記録等の入力・記入、文書作成等の時間。記録作成のために調べものをした時間も含める。
<b>H その他の会議・打ち合わせ</b>		
H1	事業所内の報告・連絡・相談・検討	個別の利用者について、職員間で立ち話程度の検討・相談を行った場合や、事業所内でケースカンファレンス等を行った場合などの時間。
H2	事業所外の関係機関等との会議	個別の利用者について、関係機関等で合同ケース会議等を行うなどした時間。開催場所が、事業所内・他機関(事業所外)のいずれの場合も含めてください。 <b>※移動・待機時間を含む</b> 例えば、地域生活移行のためにケース会議に出席して本人に係る機関やサービス状況を調整するなどのことも含みます。
<b>I その他</b>		
I	その他の業務	A～Hの業務以外の内容を実施した時間。例えば、緊急的な支援の提供や、各種手続き書類の作成、作成代行、確認等に要した事務作業の時間など。 <b>※移動・待機時間を含む</b>

1-2 サービス提供(契約上、生活支援員が主に担う業務)※専門員が直接支援している場合も含む		
J 日常生活自立支援事業による支援 ※書類等預かりサービスは、契約締結時に専門員が行うことを想定		
J1	福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用援助のために、相談・助言・情報提供、連絡調整、各種手続き等を行った時間。電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)や、本人が来所・もしくは本人宅に訪問等により援助した時間も含める。利用者とともに福祉サービスの事業所・施設、市区町村行政窓口に向いて行う援助や、さまざまな関係機関・関係者等との連絡調整の時間を含めます。 ※移動・待機時間を含む
J2	日常的金融管理サービス	日常的金融管理サービスのために、利用者宅に訪問(通帳・印鑑預かり、払い戻し・支払い確認・署名、請求書の内容、本人の状況確認等)、預金払い戻し等のため金融機関において各種手続き等を行った時間。電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)や、本人が来所等により援助した時間も含める。また、さまざまな関係機関・関係者等との連絡調整の時間を含めます。 ※移動・待機時間を含む
K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援		
K	日常生活自立支援事業に関連した支援	サービス提供中に、日常生活自立支援事業に関連した支援を行った時間。(郵便物等の内容確認、借金の返済、悪質商法等消費者トラブルへの対応、虐待への対応、利用者の家族に対する支援、入退院時の準備、家の掃除、買い物の代行・同行等)また、モニタリングの結果、成年後見制度への移行が適切と判断した際の利用支援手続き等もここに含めてください。 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)や、本人が来所等により援助した時間も含める。また、支援のために行ったさまざまな関係機関・関係者等との連絡調整の時間を含めます。 ※移動・待機時間を含む
L その他		
L	その他の業務	上記「J」「K」以外の業務。

集計にあたっては、期間として、(ア) アセスメント・支援計画作成、(イ) 日常生活自立支援事業の利用、(ウ) 契約終了後、ごとに算出した。

図表 2-4-50 B-1 票で示した期間区分



## 2) 職種別

### 2) - 1 「(ア)【初動開始】から【契約】」の業務時間 調査票 (B-1) - (ア)

【初動開始】から【契約】までの期間における1ヵ月当たりの平均業務時間を職種別にみると、専門相談員の方が支援員よりも多くの時間を費やしており、合計で専門相談員は13.6時間、支援員は1.9時間だった。

図表 2-4-51 職種別 (ア)【初動開始】から【契約】の業務時間 (n=226)

業務コード				職種別 平均業務時間 (1ヵ月当たり)						
				合計						
				専門相談員	支援員	管理職	その他			
1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務	1-1. アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)	A	A	利用者(本人)との面談・相談対応	96.8	89.1	6.3	0.0	1.4	
		B	B	利用者(本人)との電話	33.1	33.0	0.0	0.0	0.1	
		C	C1	C1	利用者(本人)の居所等への訪問	154.6	146.6	3.0	1.4	3.6
			C2	C2	利用者(本人)の同行支援	19.6	18.1	0.8	0.7	0.0
		D	D1	D1	他機関等との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	119.9	111.0	8.0	0.7	0.2
			D2	D2	利用者家族との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	27.6	25.3	2.0	0.0	0.3
			D3	D3	生活支援員との連絡・調整	45.5	39.1	5.7	0.6	0.0
		E	E	契約締結審査会の準備・参加事後処理	11.6	11.6	0.0	0.0	0.0	
		F	F	契約書・支援計画の作成	121.8	120.8	0.7	0.0	0.3	
		G	G	ケース記録等の入力・文書作成	102.6	99.9	2.4	0.1	0.2	
		H	H1	H1	事業所内の報告・連絡・相談・検討	49.8	44.8	3.1	1.9	0.0
	H2		H2	事業所外の関係機関等との会議	21.6	21.0	0.5	0.1	0.0	
	I	I	その他の業務	25.0	23.3	1.6	0.0	0.1		
	小計				829.5 (13.8時間)	783.8 (13.1時間)	34.1 (0.6時間)	5.5 (0.1時間)	6.1 (0.1時間)	
1-2. サービス提供(契約上、生活支援員が主に担う業務)	J	J1	J1	福祉サービスの利用援助	14.5	10.5	4.0	0.0	0.0	
		J2	J2	日常的金銭管理サービス	91.5	17.1	74.4	0.0	0.0	
	K	K	日常生活自立支援事業に関連して実施した支援	8.3	6.0	2.1	0.0	0.1		
	L	L	その他の業務	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0		
小計				115.1 (1.9時間)	34.5 (0.6時間)	80.5 (1.3時間)	0.0 (0.0時間)	0.1 (0.0時間)		
合計				944.6 (15.7時間)	818.3 (13.6時間)	114.6 (1.9時間)	5.5 (0.1時間)	6.2 (0.1時間)		

2) -2 「(イ)【契約】から【契約の終了】」の業務時間 : 調査票 (B-1) - (イ)

【契約】から【契約終了】までの期間における1ヵ月当たりの平均業務時間を職種別にみると、ここでも専門相談員の方が支援員よりも多くの時間を費やしており、合計で専門相談員は40.1時間、支援員は13.9時間だった。

図表 2-4-52 職種別「(イ)【契約】から【契約の終了】」の業務時間 (n=208)

(単位:分)

業務コード				職種別 平均業務時間(1ヵ月当たり)					
				合計	専門相談員	支援員	管理職	その他	
1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務	1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)	A 来所(面談)	A	利用者(本人)との面談・相談対応	29.8	25.1	4.3	0.2	0.2
		B 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)	B	利用者(本人)との電話	64.4	59.6	2.1	0.0	2.8
		C 訪問	C1	利用者(本人)の居所等への訪問	138.5	96.2	39.4	1.8	1.1
			C2	利用者(本人)の同行支援	15.0	13.4	1.3	0.2	0.0
		D 連絡調整	D1	他機関等との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	76.7	75.6	1.1	0.0	0.0
			D2	利用者家族との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	23.6	21.1	2.5	0.0	0.0
			D3	生活支援員との連絡・調整	87.6	69.5	17.1	0.8	0.2
		E 契約締結審査会	E	契約締結審査会の準備・参加 事後処理	2.9	2.9	0.0	0.0	0.0
		F 契約書・支援計画の作成	F	契約書・支援計画の作成	19.7	18.1	1.0	0.3	0.3
		G ケース記録等の入力・文書作成	G	ケース記録等の入力・文書作成	225.2	119.8	105.4	0.0	0.0
	H その他の会議・打ち合わせ	H1	事業所内の報告・連絡・相談・検討	85.8	79.0	4.7	1.9	0.3	
		H2	事業所外の関係機関等との会議	155.8	152.9	1.5	0.3	1.2	
	I その他	I	その他の業務	28.7	28.4	0.2	0.0	0.1	
	小計				953.7 (15.9時間)	761.7 (12.7時間)	180.5 (3.0時間)	5.4 (0.1時間)	6.2 (0.1時間)
	1-2 サービス提供(契約上、生活支援員が主に担う業務)	J 日常生活自立支援事業による支援	J1	福祉サービスの利用援助	206.0	111.6	92.6	0.0	1.8
			J2	日常的金銭管理サービス	1213.3	733.7	475.4	0.0	4.2
		K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援	K	日常生活自立支援事業に関連した支援	339.8	287.1	43.2	0.9	8.6
		L その他	L	その他の業務	550.8	511.0	39.6	0.0	0.2
	小計				2309.9 (38.5時間)	1643.5 (27.4時間)	650.8 (10.8時間)	0.9 (0.0時間)	14.8 (0.2時間)
	合計				3263.6 (54.4時間)	2405.2 (40.1時間)	831.3 (13.9時間)	6.3 (0.1時間)	21.0 (0.3時間)

## 2) -3 「(ウ)【契約終了】から【支援終了】」の業務時間

：調査票 (B-1) - (ウ)

【契約終了】から【支援終了】までの期間においての1ヵ月当たりの平均業務時間を職種別にみると、ここでも専門相談員の方が支援員よりも多くの時間を費やしており、合計で専門相談員は5.9時間、支援員は0.1時間となっている。

図表 2-4-53 職種別「(ウ)【契約終了】から【支援終了】」の業務時間 (n=24)

【契約の終了】から【支援の終了】までの期間

(単位:分)

業務コード				職種別 平均業務時間(1ヵ月当たり)						
				合計						
				専門相談員	支援員	管理職	その他			
1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務	1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)	A	来所(面談)	A	利用者(本人)との面談・相談対応	8.1	8.1	0.0	0.0	0.0
		B	電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)	B	利用者(本人)との電話	10.1	10.1	0.0	0.0	0.0
		C	訪問	C1	利用者(本人)の居所等への訪問	31.3	30.2	0.0	0.0	1.0
				C2	利用者(本人)の同行支援	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0
		D	連絡調整	D1	他機関等との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	24.4	24.4	0.0	0.0	0.0
				D2	利用者家族との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	50.1	50.1	0.0	0.0	0.0
				D3	生活支援員との連絡・調整	15.4	13.9	1.4	0.0	0.0
		E	契約締結審査会	E	契約締結審査会の準備・参加 事後処理	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0
		F	契約書・支援計画の作成	F	契約書・支援計画の作成	5.6	5.6	0.0	0.0	0.0
		G	ケース記録等の入力・文書作成	G	ケース記録等の入力・文書作成	61.1	61.1	0.0	0.0	0.0
		H	その他の会議・打ち合わせ	H1	事業所内の報告・連絡・相談・検討	14.7	14.7	0.0	0.0	0.0
	H2			事業所外の関係機関等との会議	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0	
	I	その他	I	その他の業務	12.2	12.2	0.0	0.0	0.0	
	小計				236.0 (3.9時間)	233.5 (3.9時間)	1.4 (0.0時間)	0.0 (0.0時間)	1.0 (0.0時間)	
	1-2 サービス提供(契約上、生活支援員が主に担う業務)	J	日常生活自立支援事業による支援	J1	福祉サービスの利用援助	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0
				J2	日常的金銭管理サービス	19.0	15.9	3.1	0.0	0.0
		K	日常生活自立支援事業に関連して実施した支援	K	日常生活自立支援事業に関連した支援	22.2	22.2	0.0	0.0	0.0
		L	その他	L	その他の業務	76.3	76.3	0.0	0.0	0.0
	小計				122.0 (2.0時間)	118.8 (2.0時間)	3.1 (0.1時間)	0.0 (0.0時間)	0.0 (0.0時間)	
合計				357.9 (6.0時間)	352.3 (5.9時間)	4.6 (0.1時間)	0.0 (0.0時間)	1.0 (0.0時間)		

### 3) ケースの障害種別

#### 3) - 1 「(ア)【初動開始】から【契約】」の業務時間 : 調査票 ( B-1 ) - (ア)

【初動開始】から【契約】までの期間における1ヵ月当たりの平均業務時間をケースの障害種別にみると、知的障害者等が最も多く17.5時間であった。続いて、精神障害者等で16.5時間であった。

図表 2-4-54 ケースの障害種別 「(ア)【初動開始】から【契約】」の業務時間 ( n=227 )

【初動開始】から【契約】までの期間

(単位:分)

業務コード				ケースの障害種別 平均業務時間(1ヵ月当たり)					
				認知症高齢者等 (n=99)	知的障害者等 (n=52)	精神障害者等 (n=58)	複数に該当 (n=10)	その他 (n=8)	
1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務	1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)	A 来所(面談)	A 利用者(本人)との面談・相談対応	85.4	98.9	105.0	76.2	243.3	
		B 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)	B 利用者(本人)との電話	34.9	26.5	34.1	20.8	84.0	
		C 訪問	C1 利用者(本人)の居所等への訪問	157.7	180.5	183.8	130.2	112.4	
			C2 利用者(本人)の同行支援	24.9	16.4	17.7	11.5	14.1	
		D 連絡調整	D1 他機関等との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	126.1	170.7	83.9	51.1	124.6	
			D2 利用者家族との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	26.5	40.4	23.6	38.9	12.7	
			D3 生活支援員との連絡・調整	58.7	34.7	46.5	34.0	11.4	
		E 契約締結審査会	E 契約締結審査会の準備・参加事後処理	7.9	19.4	9.2	27.9	5.5	
		F 契約書・支援計画の作成	F 契約書・支援計画の作成	124.6	166.9	108.4	89.2	50.7	
		G ケース記録等の入力・文書作成	G ケース記録等の入力・文書作成	67.3	170.3	86.1	60.4	308.2	
		H その他の会議・打ち合わせ	H1 事業所内の報告・連絡・相談・検討	44.5	37.0	71.4	58.8	53.6	
	H2 事業所外の関係機関等との会議		25.4	20.4	18.9	27.9	17.1		
	I その他	I その他の業務	26.5	21.5	31.5	26.9	6.9		
	小計				810.3 (13.5時間)	1003.6 (16.7時間)	820.2 (13.7時間)	653.8 (10.9時間)	1044.6 (17.4時間)
	1-2 サービス提供(契約上、生活支援員が主に担う業務)	J 日常生活自立支援事業による支援	J1 福祉サービスの利用援助	J1 福祉サービスの利用援助	12.1	11.3	16.6	49.6	6.0
			J2 日常的金融管理サービス	J2 日常的金融管理サービス	17.1	29.8	144.5	908.4	0.0
		K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援	K 日常生活自立支援事業に関連した支援	6.4	3.8	8.0	42.7	18.2	
		L その他	L その他の業務	0.8	0.0	1.9	0.0	0.0	
	小計				36.4 (0.6時間)	45.0 (0.7時間)	171.0 (2.8時間)	1000.8 (16.7時間)	24.1 (0.4時間)
合計				846.7 (14.1時間)	1048.6 (17.5時間)	991.2 (16.5時間)	1654.6 (27.6時間)	1068.7 (17.8時間)	

3) -2 「(イ)【契約】から【契約の終了】」の業務時間 : 調査票 (B-1) - (イ)

【契約】から【契約終了】までの期間における1ヵ月当たりの平均業務時間をケースの障害種別にみると、ここでは精神障害者が最も多く109.2時間となっている。業務コードの中身をみると、「J2 日常的金融管理サービス」が2000時間を超えて最も多くなっているが、「L その他の業務」も1,911時間と多い。おそらく支援以外にも電話での対応でこれだけの時間が要されているものと推測される。

図表 2-4-55 ケースの障害種別 「(イ)【契約】から【契約の終了】」の業務時間 (n=209)

【契約】から【契約の終了】までの期間

(単位:分)

業務コード		ケースの障害種別 平均業務時間(1ヵ月当たり)						
		認知症高齢者等 (n=93)	知的障害者等 (n=49)	精神障害者等 (n=53)	複数に該当 (n=7)	その他 (n=7)		
1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務	1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)	A 来所(面談)	A 利用者(本人)との面談・相談対応	36.3	28.4	15.3	80.2	11.7
		B 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)	B 利用者(本人)との電話	38.9	23.7	127.2	229.3	43.1
		C 訪問	C1 利用者(本人)の居所等への訪問	95.2	127.1	156.4	642.9	150.0
			C2 利用者(本人)の同行支援	10.7	10.8	25.4	36.1	0.0
		D 連絡調整	D1 他機関等との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	90.2	48.0	63.4	216.5	54.1
			D2 利用者家族との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	30.4	22.2	16.9	19.3	0.0
			D3 生活支援員との連絡・調整	114.3	65.4	62.2	160.7	4.8
		E 契約締結審査会	E 契約締結審査会の準備・参加事後処理	1.8	2.8	2.5	0.0	23.0
		F 契約書・支援計画の作成	F 契約書・支援計画の作成	7.7	29.8	25.9	73.2	9.7
		G ケース記録等の入力・文書作成	G ケース記録等の入力・文書作成	309.7	81.2	205.1	357.7	109.9
	H その他の会議・打ち合わせ	H1 事業所内の報告・連絡・相談・検討	107.3	77.6	49.7	137.9	77.5	
		H2 事業所外の関係機関等との会議	94.2	49.5	386.0	75.5	42.1	
	I その他	I その他の業務	23.2	25.6	39.3	68.3	4.0	
	小計		960.0 (16.0時間)	592.0 (9.9時間)	1175.2 (19.6時間)	2097.5 (35.0時間)	530.1 (8.8時間)	
	1-2 サービス提供(契約上、生活支援員が主に担う業務)	J 日常生活自立支援事業による支援	J1 福祉サービスの利用援助	190.8	146.4	305.9	142.5	125.8
J2 日常的金融管理サービス			899.2	747.6	2370.0	656.3	379.2	
K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援		K 日常生活自立支援事業に関連した支援	209.7	170.5	789.1	112.9	53.2	
L その他		L その他の業務	58.9	156.1	1911.7	38.9	0.0	
小計		1358.5 (22.6時間)	1220.6 (20.3時間)	5376.8 (89.6時間)	950.7 (15.8時間)	558.3 (9.3時間)		
合計		2318.5 (38.6時間)	1812.6 (30.2時間)	6552.0 (109.2時間)	3048.2 (50.8時間)	1088.4 (18.1時間)		

3) -3 「(ウ)【契約終了】から【支援終了】」 : 調査票 (B-1) - (ウ)

【契約終了】から【支援終了】までの期間においての1ヵ月当たりの平均業務時間を障害者種別にみると、知的障害者等の時間が多くなっているが、他の2つ比べて差はさほど大きくはない。

図表 2-4-56 ケースの障害種別 「(ウ)【契約終了】から【支援終了】」(n=24)

【契約の終了】から【支援の終了】までの期間

(単位:分)

業務コード				ケースの障害種別 平均業務時間(1ヵ月当たり)					
				認知症高齢者等 (n=10)	知的障害者等 (n=5)	精神障害者等 (n=7)	複数に該当 (n=1)	その他 (n=1)	
1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務	1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)	A 来所(面談)	A 利用者(本人)との面談・相談対応	17.1	0.0	0.0	6.9	16.7	
		B 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)	B 利用者(本人)との電話	21.5	0.0	0.0	11.5	16.7	
		C 訪問	C1 利用者(本人)の居所等への訪問	9.0	0.0	84.6	43.8	25.1	
			C2 利用者(本人)の同行支援	0.0	0.0	0.0	32.3	0.0	
		D 連絡調整	D1 他機関等との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	21.3	7.9	36.7	50.8	25.1	
			D2 利用者家族との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	52.3	118.7	8.7	0.0	25.1	
			D3 生活支援員との連絡・調整	33.3	0.0	4.5	0.0	4.2	
		E 契約締結審査会	E 契約締結審査会の準備・参加事後処理	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	
		F 契約書・支援計画の作成	F 契約書・支援計画の作成	0.0	0.0	19.0	0.0	0.0	
		G ケース記録等の入力・文書作成	G ケース記録等の入力・文書作成	18.8	211.0	30.0	13.8	0.0	
		H その他の会議・打ち合わせ	H1 事業所内の報告・連絡・相談・検討	16.4	0.0	23.9	20.8	0.0	
	H2 事業所外の関係機関等との会議		2.9	0.0	0.0	0.0	0.0		
	I その他	I その他の業務	13.8	0.0	19.8	0.0	16.7		
	小計				206.3 (3.4時間)	337.7 (5.6時間)	228.8 (3.8時間)	180.0 (3.0時間)	129.8 (2.2時間)
	1-2 サービス提供(契約上、生活支援員が主に担当業務)	J 日常生活自立支援事業による支援	J1 福祉サービスの利用援助	J1 福祉サービスの利用援助	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0
			J2 日常的金融管理サービス	J2 日常的金融管理サービス	45.6	0.0	0.0	0.0	0.0
		K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援	K 日常生活自立支援事業に関連した支援	25.9	45.0	6.9	0.0	0.0	
		L その他	L その他の業務	39.7	66.0	157.7	0.0	0.0	
	小計				122.0 (2.0時間)	111.0 (1.9時間)	164.6 (2.7時間)	0.0 (0.0時間)	0.0 (0.0時間)
合計				328.3 (5.5時間)	448.7 (7.5時間)	393.5 (6.6時間)	180.0 (3.0時間)	129.8 (2.2時間)	

#### ④ 個別ケース（契約に至らなかったケース）について（B-2）

B-2 票では、1人の専門員が、日常生活自立支援事業の契約に至らなかったケースについて、1事例について、当該ケースの概要と、支援に要した時間等について尋ねた。

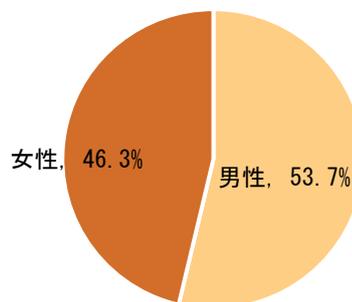
##### 1) 基本情報

##### 1) -1 性別 : 調査票 (B-2) -1- ①

性別をみると「男性」が53.7%、「女性」が46.3%だった。

図表 2-4-57 性別 (n=108)

	件数	%
男性	58	53.7%
女性	50	46.3%
合計	108	100.0%

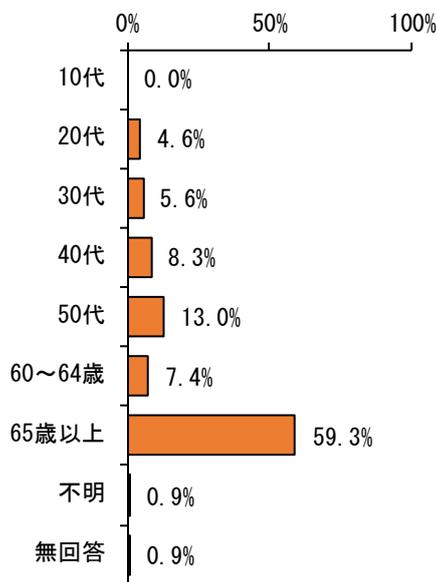


##### 1) -2 年齢 : 調査票 (B-2) -1- ②

年齢を見ると、65歳以上が最も多く59.3%だった。

図表 2-4-58 年齢 (n=108)

	件数	%
10代	0	0.0%
20代	5	4.6%
30代	6	5.6%
40代	9	8.3%
50代	14	13.0%
60~64歳	8	7.4%
65歳以上	64	59.3%
不明	1	0.9%
無回答	1	0.9%
合計	108	100.0%

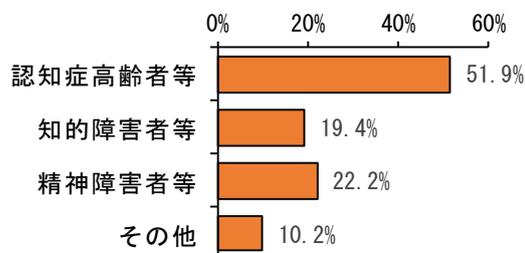


**1) - 3 障害種別** : 調査票 (B-2) - 1 - ③

障害種別にみると「認知症高齢者等」が51.9%、「精神障害者等」が22.2%、「知的障害者等」が19.4%だった。

図表 2-4-59 障害種別 (n=108) (複数回答)

	件数	%
認知症高齢者等	56	51.9%
知的障害者等	21	19.4%
精神障害者等	24	22.2%
その他	11	10.2%
全体	108	

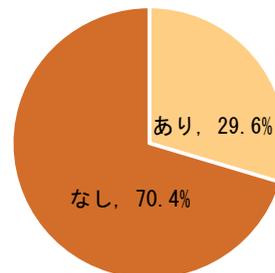


**1) - 4 生活保護費の受給** : 調査票 (B-2) - 1 - ④

生活保護費の受給「あり」が29.6%、「なし」が70.4%だった。

図表 2-4-60 生活保護費の受給 (n=108)

	件数	%
あり	32	29.6%
なし	76	70.4%
合計	108	100.0%

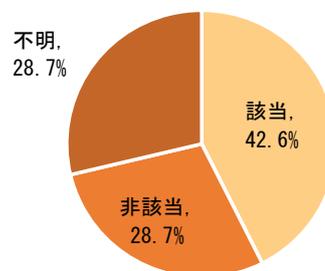


**1) - 5 住民税非課税対象** : 調査票 (B-2) - 1 - ⑤

住民税非課税対象として「該当」が42.6%だった。

図表 2-4-61 住民税非課税対象 (n=108)

	件数	%
該当	46	42.6%
非該当	31	28.7%
不明	31	28.7%
合計	108	100.0%

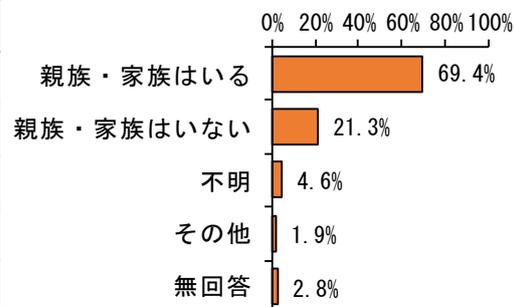


1) -6 契約時の世帯情報 : 調査票 (B-2) -1- ⑥

契約時に「親族・家族はいる」人は69.4%、いない人は21.3%だった。

図表 2-4-62 契約時の世帯情報( n=108)

	件数	%
親族・家族はいる	75	69.4%
親族・家族はいない	23	21.3%
不明	5	4.6%
その他	2	1.9%
無回答	3	2.8%
合計	108	100.0%

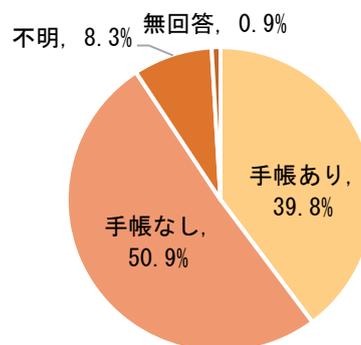


1) -7 手帳の有無 : 調査票 (B-2) -1- ⑩

障害者手帳（精神保健手帳）の「手帳あり」の人が39.8%であった。

図表 2-4-63 手帳の有無( n=108)

	件数	%
手帳あり	43	39.8%
手帳なし	55	50.9%
不明	9	8.3%
無回答	1	0.9%
合計	108	100.0%

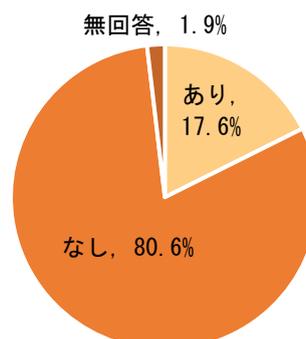


1) -8 判断能力について診断書等の有無 : 調査票 (B-2) -1- ⑪

判断能力についての診断書等有無について「あり」の人が17.6%、「なし」が80.6%であった。

図表 2-4-64 判断能力について診断書等の有無( n=108)

	件数	%
あり	19	17.6%
なし	87	80.6%
無回答	2	1.9%
合計	108	100.0%

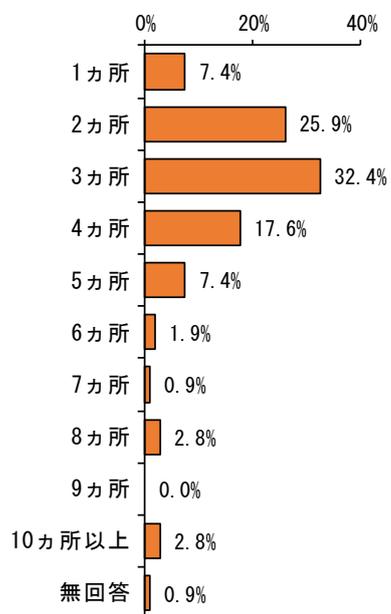


1) -9 関わっている機関・支援者数 : 調査票 (B-2) -1- ⑭

本人が関わっている機関・支援者数をみると3カ所がもっとも多く、平均は3.4だった。

図表 2-4-65 関わっている機関・支援者数( n=108)

	件数	%
1カ所	8	7.4%
2カ所	28	25.9%
3カ所	35	32.4%
4カ所	19	17.6%
5カ所	8	7.4%
6カ所	2	1.9%
7カ所	1	0.9%
8カ所	3	2.8%
9カ所	0	0.0%
10カ所以上	3	2.8%
無回答	1	0.9%
合計	108	100.0%



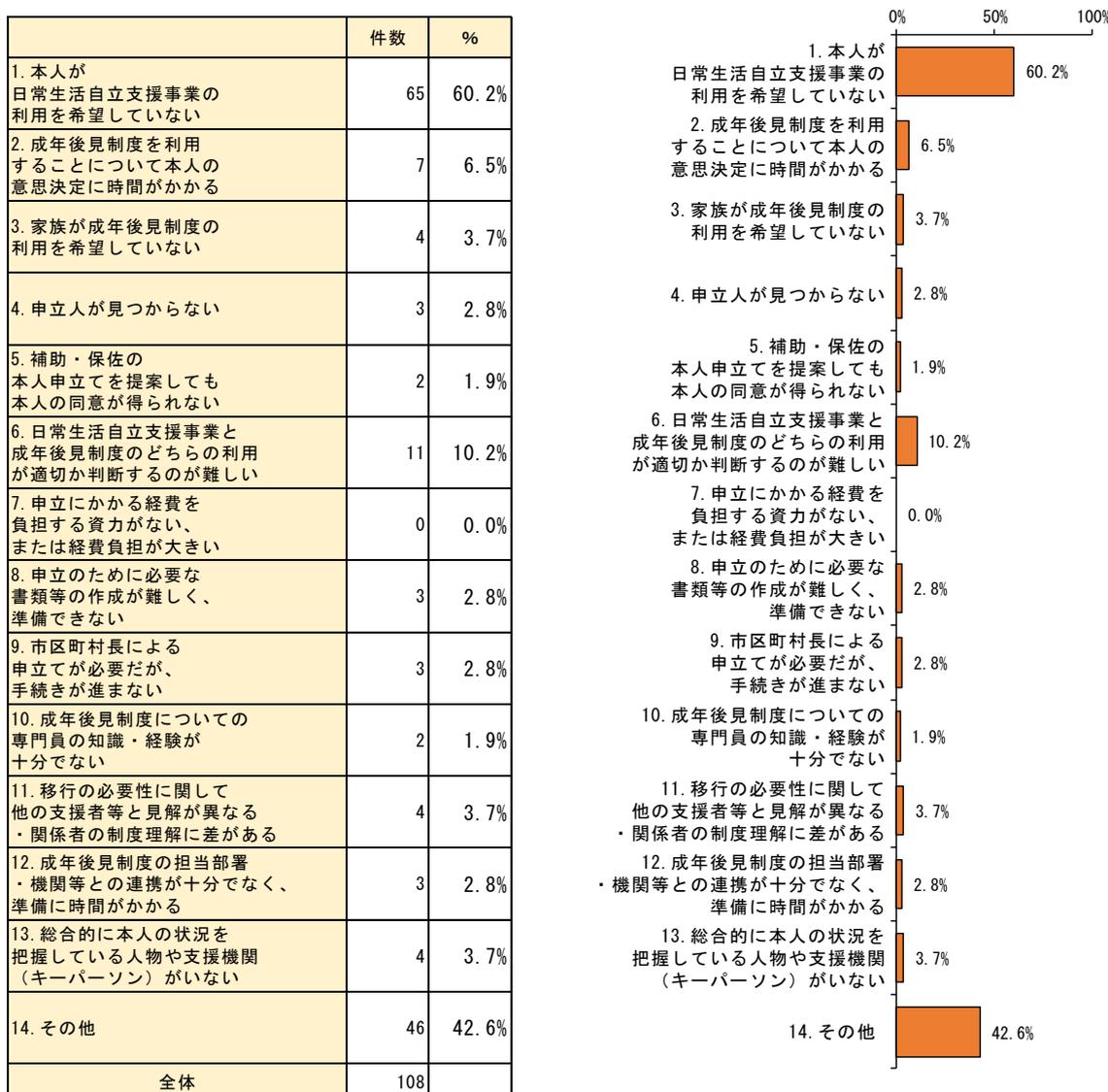
平均 3.4 カ所 (人)

## 2) 相談支援の実施状況

### 2) - 1 契約に至らない理由 : 調査票 (B-2) - 2 - ②

契約に至らない理由として、「1. 本人が日常生活自立支援事業の利用を希望していない」が最も多く 60.2%だった。次いで、大きく差があるが、「6. 日常生活自立支援事業と成年後見制度のどちらの利用が適切か判断するのが難しい」が 10.2%だった。

図表 2-4-66 契約に至らない理由 (n=108) (複数回答)



### ■ その他の記述

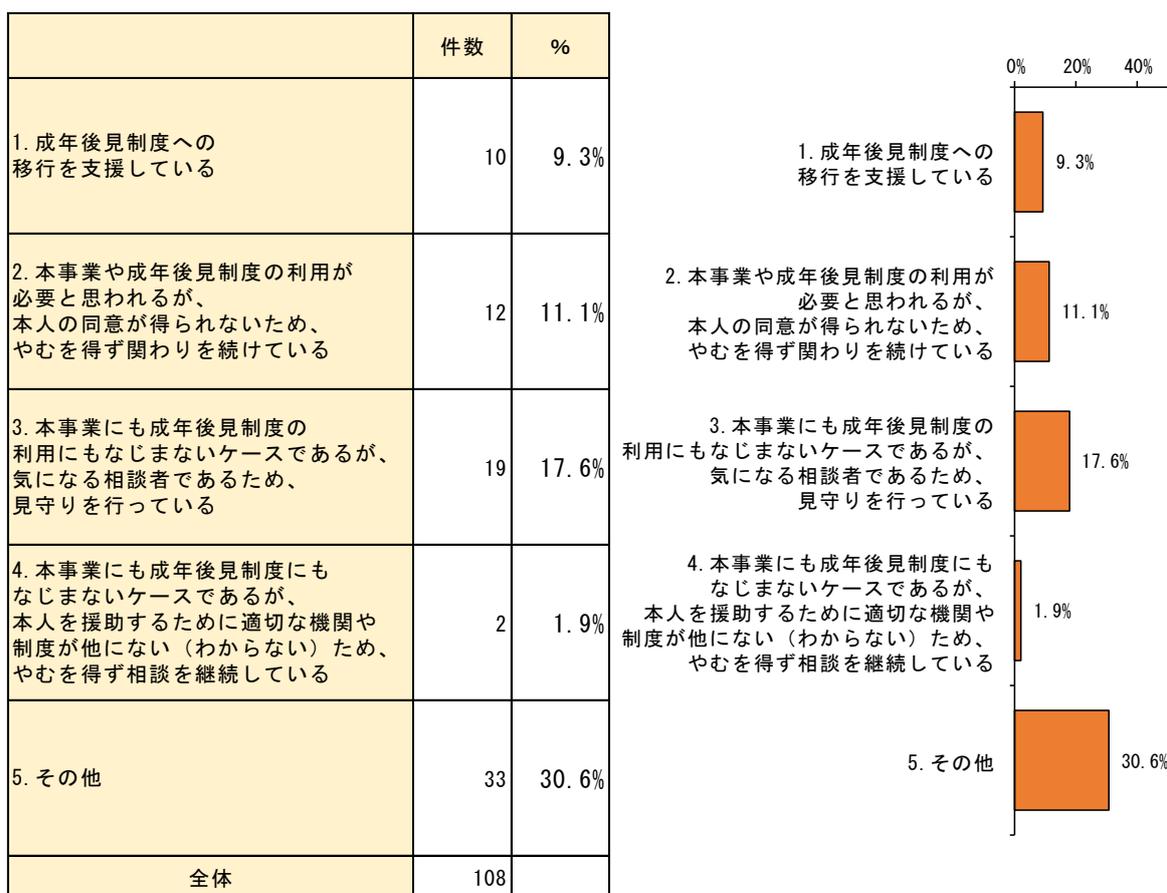
・ 支援の対象外であった	10 件	・ 死亡	3 件
・ 入院・入所のため	8 件	・ 不承認となった	2 件
・ 本人の意思確認が難しい	4 件	・ 転居	2 件
・ 家族・知人等が支援	3 件	・ その他	6 件

## 2) -2 契約に至らないが継続的に関わっている（関わっていた）理由

：調査票（B-2）-2-③

契約に至らないが継続的に関わっている（関わっていた）理由としては、その他を除くと「3. 本事業にも成年後見制度の利用にもなじまないケースであるが、気になる相談者であるため、見守りを行っている」が17.6%であった。なお、その他では、支援の必要性があるという趣旨の回答が12件だった。

図表 2-4-67 契約に至らないが継続的に関わっている（関わっていた）理由（n=108）（複数回答）



### ■その他の記述

- |              |     |              |    |
|--------------|-----|--------------|----|
| ・支援の必要性があるため | 12件 | ・ケアマネ等との情報共有 | 3件 |
| ・訪問や相談等のみ対応  | 7件  | ・その他         | 3件 |
| ・他の事業で支援     | 6件  |              |    |

### 3) 関わっている機関

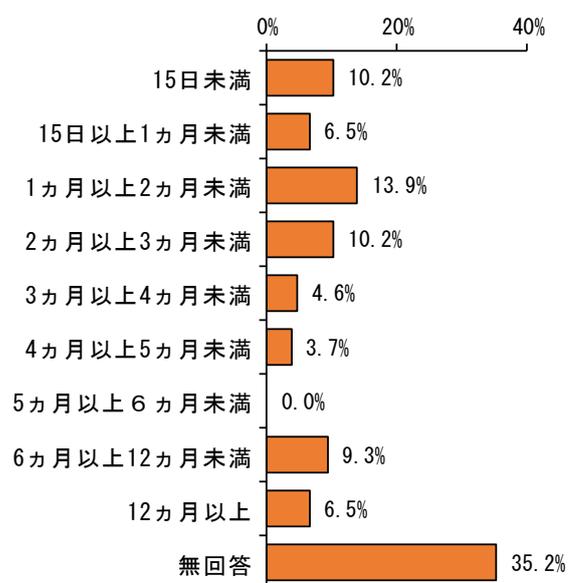
#### ■ 初動支援 → 支援の終結 : 調査票 (B-2)-3-①

初回相談から支援集結に至った期間をみると、無回答が最も多いが、それ以外だと1ヶ月以上2ヶ月未満が最も多く13.9%で、平均は4.2ヶ月だった。

図表 2-4-68 関わっている機関 初動支援 → 支援の終結 (n=108)

	件数	%
15日未満	11	10.2%
15日以上1ヵ月未満	7	6.5%
1ヵ月以上2ヵ月未満	15	13.9%
2ヵ月以上3ヵ月未満	11	10.2%
3ヵ月以上4ヵ月未満	5	4.6%
4ヵ月以上5ヵ月未満	4	3.7%
5ヵ月以上6ヵ月未満	0	0.0%
6ヵ月以上12ヵ月未満	10	9.3%
12ヵ月以上	7	6.5%
無回答	38	35.2%
合計	108	100.0%

平均 4.2 ヵ月



## ⑤ 契約に至らなかったケース【B-2】の業務実態調査について

### 1) 業務コードと期間について

B-2 票では、1人の専門員が、日常生活自立支援事業の契約に至らなかったケースについて、1事例、当該ケースの概要と、支援に要した時間等について尋ねた。支援に要した時間については、下表に示す業務コードごとに、時間を入力してもらうこととした。これはB-1と同じである。

また、それらの業務には、専門員のみならず生活支援員や管理職もどの業務にどの程度時間を費やしたかを記載できるように調査票を設計した（調査票は参考資料参照）。

図表 2-4-69 業務コード一覧(B-1、B-2用)

1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務		
1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)		
A 来所(面談)		
A	利用者(本人)との面談・相談対応	来所による利用者との面談に係る時間。面談に係る準備作業も含む。また、利用申込の説明や情報提供、支援計画・契約書等について本人に説明し、同意を得るための時間、契約締結等に係る時間も含める。 <b>※ただし、他機関等との連絡・調整に関するものは「D1」に含めてください。</b>
B 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)		
B	利用者(本人)との電話	利用者との電話対応、支援計画、モニタリング、フォローアップ等のための電話連絡・相談に係る時間。電話をかけた場合、電話がかかってきた場合のいずれも含む。 <b>※ただし、他機関等との連絡・調整に関するものは「D1」に含めてください。</b>
C 訪問		
C1	利用者(本人)の居所等への訪問	利用者宅へ、初回訪問、アセスメント、事業の説明、契約締結手続き、預かる書類等の受け渡し、モニタリング等のために訪問した時間。また、利用申込の説明や情報提供、支援計画・契約書等について本人に説明し、同意を得るための時間、契約締結等に係る時間も含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
C2	利用者(本人)の同行支援	債務解決に向けた相談、行政機関での諸手続き、医療機関への受診等のため利用者に行した時間。また、アセスメントの結果、他制度の相談窓口機関等へのつながりが適切と判断された場合に、必要に応じて、他機関への訪問(同行支援)、フォロー等を行った時間を含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
D 連絡調整		
D1	他機関等との連絡・調整 (面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	個別の利用者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等による支援の調整や、相談者に関する報告・連絡・情報提供・相談等に対応した時間。関係機関・関係者等を訪問(または関係機関等が来所)した時間や、電話(電話をかけた場合、かかってきた場合のいずれも含む)をした時間も含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>  <b>(注) 契約前における日常的金融管理をスムーズに進めるために金融機関等において行った手続きや、すでに金銭トラブルを抱えているなどのために消費生活相談や法律相談等の相談機関への協力依頼等にかかった時間もここに含めます。 ※ただし、契約後のサービス提供の段階での日常的金融管理における手続き・連絡調整等の時間や、契約後において日常生活自立支援事業と関連した支援(借金返済・金銭トラブルへの対応等)に係る連絡・調整など)の中での他機関等との連絡調整の時間は、「1-2 サービス提供」の対応する業務コードの中に含めてください。</b>
D2	利用者家族との連絡・調整 (面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	利用者家族との相談対応に係る時間。利用者家族宅等を訪問(または家族が来所)した時間や、電話(電話をかけた場合、かかってきた場合のいずれも含む)をした時間も含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
D3	生活支援員との連絡・調整	支援計画・契約内容等についての説明、利用者状況の報告・打合せ等。生活支援員の手配や、日常的金融管理における通帳・印鑑等の受け渡し、残高確認等を一緒に行う時間など。また、生活支援員からの援助に関わる相談に対応した時間等を含む。
E 契約締結審査会 ※調査(サービス内容特定、契約締結能力確認)で懷疑が生じた場合		
E	契約締結審査会の準備・参加 事後処理	「契約締結審査会」の準備・調整や、会議に参加した時間。資料作成・コピー、会議記録の作成等も含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
F 契約書・支援計画の作成		
F	契約書・支援計画の作成	契約書・支援計画書及び書類等預かりサービスを利用する場合の預かり書の作成に係る時間。記入のために調べものをした時間も含める。モニタリング・評価に基づく支援計画の見直し・修正作業も含む。
G ケース記録等の入力・文書作成		
G	ケース記録等の入力・文書作成	事業所内での個別の利用者に係る支援記録等の入力・記入、文書作成等の時間。記録作成のために調べものをした時間も含める。
H その他の会議・打ち合わせ		
H1	事業所内の報告・連絡・相談・検討	個別の利用者について、職員間で立ち話程度の検討・相談を行った場合や、事業所内でケースカンファレンス等を行った場合などの時間。
H2	事業所外の関係機関等との会議	個別の利用者について、関係機関等で合同ケース会議等を行うなどした時間。開催場所が、事業所内・他機関(事業所外)のいずれの場合も含めてください。 <b>※移動・待機時間を含む</b> 例えば、地域生活移行のためにケア会議に出席して本人に係る機関やサービス状況を調整するなどのことも含みます。
I その他		
I	その他の業務	A~Hの業務以外の内容を実施した時間。例えば、緊急的な支援の提供や、各種手続き書類の作成、作成代行、確認等に要した事務作業の時間など。 <b>※移動・待機時間を含む</b>

1-2 サービス提供(契約上、生活支援員が主に担う業務)※専門員が直接支援している場合も含む		
J 日常生活自立支援事業による支援 ※書類等預かりサービスは、契約締結時に専門員が行うことを想定		
J1	福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用援助のために、相談・助言・情報提供、連絡調整、各種手続き等を行った時間。電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)や、本人が来所・もしくは本人宅に訪問等により援助した時間も含める。利用者とともに福祉サービスの事業所・施設、市区町村行政窓口に向いて行う援助や、さまざまな関係機関・関係者等との連絡調整の時間を含めます。 ※移動・待機時間を含む
J2	日常的金銭管理サービス	日常的金銭管理サービスのために、利用者宅に訪問(通帳・印鑑預かり、払い戻し・支払い確認・署名、請求書の内容、本人の状況確認等)、預金払い戻し等のため金融機関において各種手続き等を行った時間。電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)や、本人が来所等により援助した時間も含める。また、さまざまな関係機関・関係者等との連絡調整の時間を含めます。 ※移動・待機時間を含む
K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援		
K	日常生活自立支援事業に関連した支援	サービス提供中に、日常生活自立支援事業に関連した支援を行った時間。(郵便物等の内容確認、借金の返済、悪質商法等消費者トラブルへの対応、虐待への対応、利用者の家族に対する支援、入退院時の準備、家の掃除、買い物代行・同行等)また、モニタリングの結果、成年後見制度への移行が適切と判断した際の利用支援手続き等もここに含めてください。 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)や、本人が来所等により援助した時間も含める。また、支援のために行ったさまざまな関係機関・関係者等との連絡調整の時間を含めます。 ※移動・待機時間を含む
L その他		
L	その他の業務	上記「J」「K」以外の業務。

集計にあたっては、期間として、【初動開始】から【支援の終結】または現在に至るまでの区間(1区間のみ)で集計した。

## 2) ケースの障害種別 : 調査票 (B-2) - (●)

1 ヶ月当たりの平均業務時間を障害種別にみると、精神障害者等が最も多く 8.9 時間で、次いで認知症高齢者等が 7.9 時間、知的障害者等が 2.7 時間であった

図表 2-4-70 ケースの障害種別

(単位:分)

業務コード			ケースの障害種別 平均業務時間(1ヵ月当たり)							
			認知症高齢者等 (n=51)	知的障害者等 (n=17)	精神障害者等 (n=19)	複数に該当 (n=5)	その他 (n=10)	無回答 (n=1)		
1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務	1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)	A 来所(面談)	A	利用者(本人)との面談・相談対応	95.4	18.9	106.7	1.1	161.7	61.0
		B 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)	B	利用者(本人)との電話	4.1	8.7	34.5	0.0	17.4	30.5
		C 訪問	C1	利用者(本人)の居所等への訪問	136.4	26.4	132.5	15.9	65.0	91.5
			C2	利用者(本人)の同行支援	1.8	3.6	64.5	0.0	12.5	0.0
		D 連絡調整	D1	他機関等との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	87.2	23.8	117.0	15.1	104.8	91.5
			D2	利用者家族との連絡・調整(面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	7.8	0.5	23.9	0.0	0.5	91.5
			D3	生活支援員との連絡・調整	3.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
		E 契約締結審査会	E	契約締結審査会の準備・参加事後処理	13.1	0.6	0.0	3.4	87.1	0.0
		F 契約書・支援計画の作成	F	契約書・支援計画の作成	9.5	8.6	9.0	0.0	3.8	0.0
		G ケース記録等の入力・文書作成	G	ケース記録等の入力・文書作成	37.9	24.5	24.4	2.7	30.7	0.0
	H その他の会議・打ち合わせ	H1	事業所内の報告・連絡・相談・検討	31.3	10.9	9.0	1.7	39.7	0.0	
		H2	事業所外の関係機関等との会議	28.8	9.9	11.0	0.0	13.6	0.0	
	I その他	I	その他の業務	17.3	5.3	4.5	0.0	0.0	0.0	
	小計			473.8 (7.9時間)	141.9 (2.4時間)	536.9 (8.9時間)	39.8 (0.7時間)	536.9 (8.9時間)	366.1 (6.1時間)	
	1-2 サービス提供(契約上、生活支援員が主に担う業務)	J 日常生活自立支援事業による支援	J1	福祉サービスの利用援助	0.6	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0
			J2	日常的金融管理サービス	1.7	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
		K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援	K	日常生活自立支援事業に関連した支援	0.1	3.2	0.0	10.6	0.0	0.0
		L その他	L	その他の業務	0.4	2.8	0.0	0.0	0.5	0.0
	小計			2.8 (0.0時間)	17.1 (0.3時間)	0.0 (0.0時間)	15.9 (0.3時間)	0.5 (0.0時間)	0.0 (0.0時間)	
	合計			476.6 (7.9時間)	159.0 (2.7時間)	536.9 (8.9時間)	55.8 (0.9時間)	537.4 (9.0時間)	366.1 (6.1時間)	

## ⑥ 専門員の業務実態について (C)

### 1) 業務コードと期間

C票では、調査期間中の通常勤務日において、日常生活自立支援事業に関する業務が発生した日を含む連続した3日間について、専門員の業務量・時間を把握するため、調査票に基づき専門員に毎日記入してもらった。C票については、回答対象者を「契約件数を比較的抱えている方で中堅以上の方を想定」として回答してもらったところである。業務コードは下記のとおりであるが、B-1、B-2の業務コードの違いは、B-1票、B-2票では日常生活自立支援事業のみの従事時間であったが、C票では日常生活自立支援事業以外の業務（M以降）も含めて記載を依頼した。

図表 2-4-71 業務コード

1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務		
1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング(専門員が中心となって行う業務)		
A 来所(面談)		
A	利用者(本人)との面談・相談対応	来所による利用者との面談等に係る時間。面談に係る準備作業も含む。また、利用申込の説明や情報提供、支援計画・契約書等について本人に説明し、同意を得るための時間、契約締結等に係る時間も含まれる。 <b>※ただし、他機関等との連絡・調整に関するものは「D1」に含めてください。</b>
B 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)		
B	利用者(本人)との電話	利用者との電話対応、支援計画、モニタリング、フォローアップ等のための電話連絡・相談に係る時間。電話をかけた場合、電話がかかってきた場合のいずれも含む。 <b>※ただし、他機関等との連絡・調整に関するものは「D1」に含めてください。</b>
C 訪問		
C1	利用者(本人)の居所等への訪問	利用者宅へ、初回訪問、アセスメント、事業の説明、契約締結手続き、預かる書類等の受け渡し、モニタリング等のために訪問した時間。また、利用申込の説明や情報提供、支援計画・契約書等について本人に説明し、同意を得るための時間、契約締結等に係る時間も含まれる。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
C2	利用者(本人)の同行支援	債務解決に向けた相談、行政機関での諸手続き、医療機関への受診等のため利用者同行した時間。また、アセスメントの結果、他制度の相談窓口機関等へのつなぎが適切と判断された場合に、必要に応じて、他機関への訪問(同行支援)、フォロー等を行った時間を含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
D 連絡調整		
D1	他機関等との連絡・調整 (面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問)	個別の利用者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等による支援の調整や、相談者に関する報告・連絡・情報提供・相談等に対応した時間。関係機関・関係者等を訪問(または関係機関等が来所)した時間や、電話(電話をかけた場合、かかってきた場合のいずれも含む)をした時間も含まれる。 <b>※移動・待機時間を含む</b>  (注) 監査前における日常的な金銭管理をスムーズに進めるために金融機関等において行った手続きや、すでに金銭トラブルを抱えているなどのために消費生活相談や法律相談等の相談機関への協力依頼等にかかった時間もここに含めます。 <b>※ただし、契約後のサービス提供の段階での日常的な金銭管理における手続き・連絡調整等の時間や、契約後において日常生活自立支援事業と関連した支援(借金返済・金銭トラブルへの対応等)に係る連絡・調整などの中での他機関等との連絡調整の時間は、「1-2 サービス提供」の対応する業務コードの中に含めてください。</b>
D2	利用者家族との連絡・調整 (面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問)	利用者家族との相談対応等に係る時間。利用者家族宅等を訪問(または家族が来所)した時間や、電話(電話をかけた場合、かかってきた場合のいずれも含む)をした時間も含まれる。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
D3	生活支援員との連絡・調整	支援計画・契約内容等についての説明、利用者状況の報告・打合せ等。生活支援員の手配や、日常的な金銭管理における通帳・印鑑等の受け渡し、残高確認等を一緒に行う時間など。また、生活支援員からの援助に関わる相談に対応した時間等を含む。
E 契約締結審査会 ※調査(サービス内容特定、契約締結能力確認)で疑義が生じた場合		
E	契約締結審査会の準備・参加 事後処理	「契約締結審査会」の準備・調整や、会議に参加した時間。資料作成・コピー、会議記録の作成等も含める。 <b>※移動・待機時間を含む</b>
F 契約書・支援計画の作成		
F	契約書・支援計画の作成	契約書・支援計画書及び書類等預かりサービスを利用する場合の預かり書の作成に係る時間。記入のために調べものをした時間も含まれる。モニタリング・評価に基づく支援計画の見直し・修正作業も含む。
G ケース記録等の入力・文書作成		
G	ケース記録等の入力・文書作成	事業所内での個別の利用者に係る支援記録等の入力・記入、文書作成等の時間。記録作成のために調べものをした時間も含まれる。
H その他の会議・打ち合わせ		
H1	事業所内の報告・連絡・相談・検討	個別の利用者について、職員間で立ち話程度の検討・相談を行った場合や、事業所内でケースカンファレンス等を行った場合などの時間。
H2	事業所外の関係機関等との会議	個別の利用者について、関係機関等で合同ケース会議等を行うなどした時間。開催場所が、事業所内・他機関(事業所外)のいずれの場合も含めてください。 <b>※移動・待機時間を含む</b> 例えば、地域生活移行のためにケア会議に出席して本人に係る機関やサービス状況を調整するなどのことも含まれます。
I その他		
I	その他の業務	A～Hの業務以外の内容を実施した時間。例えば、緊急的な支援の提供や、各種手続き書類の作成、作成代行、確認等に要した事務作業の時間など。 <b>※移動・待機時間を含む</b>

1-2 サービス提供(契約上、生活支援員が主に担う業務)※専門員が直接支援している場合も含む		
J 日常生活自立支援事業による支援 ※書類等預かりサービスは、契約締結時に専門員が行うことを想定		
J1	福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用援助のために、相談・助言・情報提供、連絡調整、各種手続き等を行った時間。電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)や、本人が来所・もしくは本人宅に訪問等により援助した時間も含める。利用者とともに福祉サービスの事業所・施設、市区町村行政窓口に向いて行う援助や、さまざまな関係機関・関係者等との連絡調整の時間を含めます。 ※移動・待機時間を含む
J2	日常的金融管理サービス	日常的金融管理サービスのために、利用者宅に訪問(通帳・印鑑預かり、払い戻し・支払い確認・署名、請求書の内容、本人の状況確認等)、預金払い戻し等のため金融機関において各種手続き等を行った時間。電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)や、本人が来所等により援助した時間も含める。また、さまざまな関係機関・関係者等との連絡調整の時間を含めます。 ※移動・待機時間を含む
K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援		
K	日常生活自立支援事業に関連した支援	サービス提供中に、日常生活自立支援事業に関連した支援を行った時間。(郵便物等の内容確認、借金の返済、悪質商法等消費者トラブルへの対応、虐待への対応、利用者の家族に対する支援、入退院時の準備、家の掃除、買い物代行・同行等)また、モニタリングの結果、成年後見制度への移行が適切と判断した際の利用支援手続き等もここに含めてください。 電話(FAX、E-mail、手紙等を含む)や、本人が来所等により援助した時間も含める。 また、支援のために行ったさまざまな関係機関・関係者等との連絡調整の時間を含めます。 ※移動・待機時間を含む
L その他		
L	その他の業務	上記「J」「K」以外の業務。
2. 上記1以外の日常生活自立支援事業に関する業務(個別利用者の支援に直接関わらない業務)		
M	その他	個別の利用者のみに関わらない日常生活自立支援事業全般に関する事業報告等の作成や、経費精算、資料作成、会議・打合せ(事業所内・外)、連絡調整などに関する業務の時間。 ※移動・待機時間を含む
3. その他(日常生活自立支援事業以外の業務等)		
N	日常生活自立支援事業以外の兼務業務	記入者が兼務の場合、兼務している事業等に従事した時間。 ※移動・待機時間を含む
O	関係機関等との連携・会議等	日常生活自立支援事業や兼務業務と関わらない内容について、関係機関等と連携・会議等を行った時間。 ※移動・待機時間を含む
P	その他(定例ミーティング、事業所内打合せ等)	日常生活自立支援事業や兼務業務と関わらない内容について、打合せや会議(定例ミーティング、事業所内打合せ・会議等)を行った時間。 ※移動・待機時間を含む
Q	事務作業	日常生活自立支援事業や兼務業務と関わらない内容に係る事務作業(経費精算、出勤簿記入等)は全てここに含める。また、日常的に行っているメールチェック等の時間もここに含めてください。
R	研修・講演・講師・出張等	日常生活自立支援事業や兼務業務等に係る研修を受けた時間、講演会・研修会等の講師・パネリスト等として出張した時間など。研修時に求められる資料作成の時間もここに含める。 ※移動・待機時間を含む
S	食事・休憩・睡眠	休憩・食事等に要した時間。(休暇を取得した場合や欠勤の場合は、終日このコードを記入)
T	その他	上記以外の活動

## 2) 平均業務時間（専門相談員：1人1日当たり） : 調査票 (C)

専門員の1人1日あたりの業務時間を業務コードごとに算出したのが下表である。1日の平均合計従事時間は559分（9時間超）であり、うち、日常生活自立支援事業に従事した時間が191.5分と34.3%に留まっている。これは、ほとんどの専門員が専任ではなく兼務となっていることに起因している。また、日常生活自立支援事業の中での業務としては、J2「日常的金銭管理サービス」が最も時間が多く40.4分だった。次いでG「ケース記録等の入力・文書作成」34.3分となっており、記録に関する負担が大きいことわかる。

なお、中央値で0が比較的多いが、サンプル数が極端に少ないというわけでもなく、限られた調査日数の中で実際に業務が発生しなかったと考えるのが妥当と思われる。ただし、回答者から業務コードの内容についての質問も複数寄せられたことから、業務コードの理解が進んでいない回答者がいた可能性はあり得ることは、今後の課題である。

図表 2-4-72 平均業務時間（n=145）

■業務コード別

データ件数：145

（単位：分）

業務コード				平均業務時間（1人1日当たり）					
				合計	最大	最小	中央値	標準偏差	
1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務	1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング（専門員が中心となって行う業務）	A 来所（面談）	A 利用者（本人）との面談・相談対応	5.1	80.0	0.0	0.0	12.6	
		B 電話（FAX、E-mail、手紙等を含む）	B 利用者（本人）との電話	6.4	60.0	0.0	0.0	11.3	
		C 訪問	C1 利用者（本人）の居所等への訪問	17.3	178.3	0.0	0.0	29.2	
			C2 利用者（本人）の同行支援	2.0	43.3	0.0	0.0	7.7	
		D 連絡調整	D1 他機関等との連絡・調整（面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問）	13.4	103.3	0.0	1.7	20.6	
			D2 利用者家族との連絡・調整（面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問）	2.3	26.7	0.0	0.0	5.7	
			D3 生活支援員との連絡・調整	9.7	93.3	0.0	1.7	16.1	
		E 契約締結審査会	E 契約締結審査会の準備・参加事後処理	1.9	80.0	0.0	0.0	10.1	
		F 契約書・支援計画の作成	F 契約書・支援計画の作成	6.7	150.0	0.0	0.0	19.8	
		G ケース記録等の入力・文書作成	G ケース記録等の入力・文書作成	34.3	335.0	0.0	20.0	46.8	
		H その他の会議・打ち合わせ	H1 事業所内の報告・連絡・相談・検討	7.4	80.0	0.0	0.0	14.5	
	H2 事業所外の関係機関等との会議		6.4	90.0	0.0	0.0	16.2		
	I その他	I その他の業務	10.8	198.3	0.0	0.0	29.8		
	小計				123.7	483.3	0.0	81.7	123.9
	1-2 サービス提供（契約上、生活支援員が主に担う業務）	J 日常生活自立支援事業による支援	J1 福祉サービスの利用援助	J1 福祉サービスの利用援助	8.8	95.0	0.0	0.0	18.6
			J2 日常的金銭管理サービス	J2 日常的金銭管理サービス	40.4	438.3	0.0	20.0	59.1
		K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援	K 日常生活自立支援事業に関連した支援	11.7	153.3	0.0	0.0	27.6	
		L その他	L その他の業務	6.9	105.0	0.0	0.0	18.1	
	小計				67.8	458.3	0.0	40.0	81.5
1の合計				191.5	626.7	0.0	150.0	154.0	
2. 上記1以外の日常生活自立支援事業に関する業務（個別利用者の支援に直接関わらない業務）		M	M その他	24.8	296.7	0.0	0.0	50.8	
3. その他（日常生活自立支援事業以外の業務等）		N	N 日常生活自立支援事業以外の業務業務	202.6	535.0	0.0	195.0	154.8	
		O	O 関係機関等との連携・会議等	5.3	100.0	0.0	0.0	14.7	
		P	P その他（定例ミーティング、事業所内打合せ等）	10.7	85.0	0.0	0.0	16.7	
		Q	Q 事務作業	55.3	485.0	0.0	10.0	102.3	
		R	R 研修・講演・講師・出張等	5.4	118.3	0.0	0.0	18.0	
		S	S 食事・休憩・休暇	57.9	215.0	0.0	60.0	25.6	
		T	T その他	5.5	110.0	0.0	0.0	15.0	
		3の合計				342.6	620.0	0.0	376.7
合計				559.0	825.0	386.7	541.7	58.1	

### 3) 専門員としての経験年数別平均業務時間（専門相談員：1人1日当たり）

次に、専門員としての経験年数別の1日あたりの平均従事時間をみたのが下表である。経験年数が多いほど、日常生活自立支援事業の従事時間（1の合計）が少なくなる傾向がある一方、「N日常生活自立支援事業以外の兼務業務」が増えている。また、「Gケース記録等の入力・文書作成」に関しては、経験年数が上がれば上がるほど時間が短くなっている傾向がある。

図表 2-4-73 専門員としての経験年数別平均業務時間（n=145）

■業務コード別

（単位：分）

業務コード		全体 (n=145)	専門員としての経験年数								
			1年未満 (n=16)	1年以上 3年未満 (n=41)	3年以上 6年未満 (n=43)	6年以上 10年未満 (n=26)	10年以上 (n=14)				
1. 日常生活自立支援事業における個別利用者への直接業務	1-1 アセスメント・プラン・契約締結・モニタリング（専門員が中心となって行う業務）	A 来所（面談）	A	利用者（本人）との面談・相談対応	5.1	3.4	6.3	5.5	4.2	4.3	
		B 電話（FAX、E-mail、手紙等を含む）	B	利用者（本人）との電話	6.4	7.1	8.7	6.0	3.3	5.1	
		C 訪問	C1	利用者（本人）の居所等への訪問	17.3	19.8	15.9	24.4	14.0	3.7	
			C2	利用者（本人）の同行支援	2.0	4.3	2.6	1.4	1.3	1.0	
		D 連絡調整	D1	他機関等との連絡・調整（面談打合せ・電話・本人を伴わない他機関訪問）	13.4	12.0	15.8	12.6	15.7	9.2	
			D2	利用者家族との連絡・調整（面談打合せ・電話・本人を伴わない家族宅訪問）	2.3	2.3	3.0	2.4	2.4	0.8	
			D3	生活支援員との連絡・調整	9.7	11.9	10.9	8.4	6.3	13.0	
		E 契約締結審査会	E	契約締結審査会の準備・参加事後処理	1.9	0.0	2.2	0.7	0.2	10.6	
		F 契約書・支援計画の作成	F	契約書・支援計画の作成	6.7	4.7	7.3	4.3	6.9	10.8	
		G ケース記録等の入力・文書作成	G	ケース記録等の入力・文書作成	34.3	51.4	38.3	30.9	25.2	33.1	
		H その他の会議・打ち合わせ	H1	事業所内の報告・連絡・相談・検討	7.4	4.4	11.0	7.8	3.3	8.7	
			H2	事業所外の関係機関等との会議	6.4	9.4	5.5	8.3	1.3	6.7	
		I その他	I	その他の業務	10.8	14.9	11.5	14.0	0.7	6.9	
	小計					123.7	145.4	139.1	126.6	84.9	113.8
	1-2 サービス提供（契約上、生活支援員が主に担う業務）	J 日常生活自立支援事業による支援	J1	福祉サービスの利用援助	8.8	2.9	8.2	6.8	17.4	10.5	
			J2	日常的金銭管理サービス	40.4	55.0	37.9	39.0	41.3	39.4	
		K 日常生活自立支援事業に関連して実施した支援	K	日常生活自立支援事業に関連した支援	11.7	9.5	14.4	8.2	11.9	18.8	
		L その他	L	その他の業務	6.9	5.6	5.7	9.3	9.0	3.2	
	小計					67.8	73.0	66.3	63.3	79.5	71.9
	1の合計					191.5	218.4	205.3	189.9	164.4	185.7
2. 上記1以外の日常生活自立支援事業に関する業務（個別利用者の支援に直接関わらない業務）		M	その他	24.8	6.7	35.9	23.5	26.1	17.3		
3. その他（日常生活自立支援事業以外の業務等）		N	日常生活自立支援事業以外の兼務業務	202.6	187.4	162.5	205.1	231.9	240.5		
		O	関係機関等との連携・会議等	5.3	2.9	1.1	8.2	5.5	6.8		
		P	その他（定例ミーティング、事業所内打合せ等）	10.7	5.1	12.3	12.2	9.2	6.7		
		Q	事務作業	55.3	61.4	65.3	57.7	52.9	29.3		
		R	研修・講演・講師・出張等	5.4	9.4	6.4	5.3	4.6	0.0		
		S	食事・休憩・休暇	57.9	47.5	58.6	57.2	58.1	70.4		
		T	その他	5.5	4.2	4.0	5.0	10.2	5.1		
3の合計					342.6	317.8	310.2	350.6	372.4	358.7	
合計					559.0	542.9	551.4	564.0	562.9	561.7	

## 5. 市区町村自治体向けアンケート

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の実施期間

令和3年1月25日～2月19日

#### ② 調査の方法

厚生労働省社会・援護局成年後見利用促進室より選定された都道府県の成年後見利用促進室向けにメールにて配布、都道府県より管内市区町村へメールにてさらに配布、メールにて事務局が回収。

#### ③ 回収状況

配布数 290      回収数 170 (回収率 58.6%)

#### ④ 主な調査内容

明らかにしようとした主な項目は次のとおり。

- ・市町村の独自補助の内容
- ・事業の成果・日自に期待する役割
- ・日常生活自立支援事業の課題認識
- ・成年後見制度との連携

### (2) 主な調査結果

主な調査結果は次のとおり。なお、本報告書の参考資料や日本社会福祉士会 WEB サイトに、調査票、集計結果を掲載している。

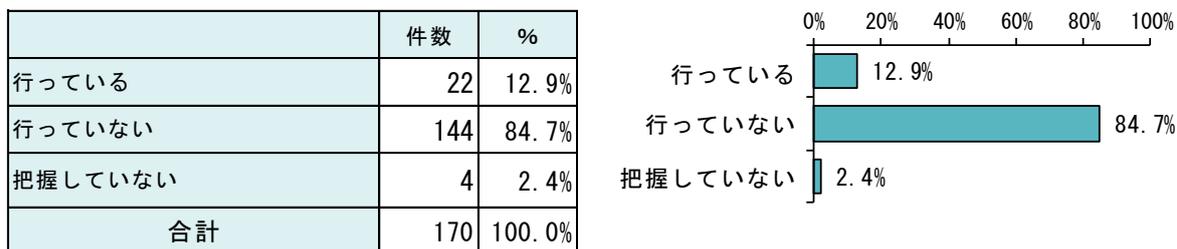
#### ① 日常生活自立支援事業に関する取組状況について

##### 1) 日常生活自立支援事業に対する独自の補助等

##### 1) - 1 自治体独自の補助制度等の実施の有無 : 調査票 2-(1)

日常生活自立支援事業における、自治体独自の補助制度等の実施の有無について聞いたところ、「行っていない」が84.7%と8割以上占めており、「行っている」が12.9%、「把握していない」が2.4%であった。なお、行っていると回答している22自治体のうち、政令指定都市は3であった。

図表 2-5-1 自治体独自の補助制度等の実施の有無 (n=170)



■ 上記で「行っている」と回答した場合、補助を行っている理由、具体的な補助対象（人件費、利用料）の内容（自由記入）

：調査票 2-(1)-①

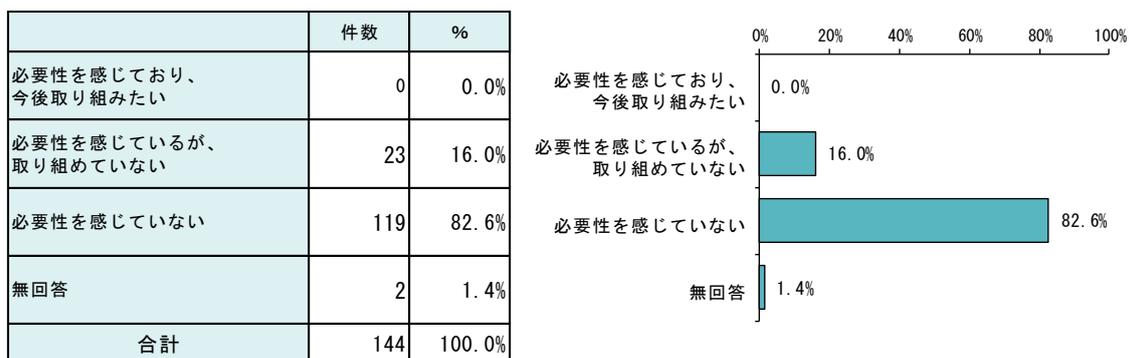
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会への事業補助金に含まれている</li> <li>・ 補助理由：利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるように支援するため 補助対象：当市の住民基本台帳に記録され、且つ市内に居住する者のうち地域福祉権利擁護事業者であって、つぎの各号のいずれかに該当する者。ただし、社会福祉法第2条第2項に規定する施設への入所者、介護保険法第8条第25項に規定する施設サービスを受けている者、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者を除く。</li> <li>・ (1) 対象者及び対象者の属する世帯の市町村民税が非課税であること。(2) 市長が特に認めた者 免税額は1回当たり1,500円 1月当たり3,000円上限</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用料・交通費を助成</li> <li>・ 補助対象は人件費。令和2年度まで、当市における利用者数（見込み）が県社協の支援員の配置基準を上回る状況を踏まえ、県社協の配置基準を超える支援員の数の1/2相当を補助するもの</li> <li>・ ※令和2年度●●市利用者96人÷専門員の配置基準35人=2.7人必要人員2.7人分－県委託分2.4人分=0.3人分（●●市補助対象人数）4,486千円（※県社協から市社協への委託料の算定における人件費相当額）×0.3人×1/2=672千円</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助理由：社会福祉協議会は財政基盤が脆弱であり、自主財源充ててもなお不足する額について補助するため</li> <li>・ 補助対象：人件費、需用費、役務費 等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (理由) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者その他判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの援助を行い、もってその者の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業を行う市社会福祉協議会に対し補助金を交付する。(補助対象) 人件費、事務費（旅費、賃金（一部）、需用費、使用料及び賃借料ほか)</li> <li>・ 事業主体である社会福祉協議会に対する補助金の中の1事業に対し、人件費補助を行っている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判断能力が不十分な方が地域においても自立した生活が送れるよう補助を行う人件費</li> <li>・ 低所得者の利用料・支援員の研修費・事務職員の人件費</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用料は、市が補助金として全額助成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉、権利擁護体制の充実を図るため、職員の研修等に関する費用や、利用助成として、非課税世帯（預貯金200万円未満）の利用者に対する利用料を補助している</li> <li>・ 事業の利用により福祉の向上を図ることを目的に、利用料（1回500円、月2回までを上限）に補助している</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税非課税世帯で預貯金 200 万円未満の対象者に利用料の半分を負担金として社会福祉協議会に支出している</li> <li>・ 社会福祉協議会の自主財源では従事する生活支援員および登録生活支援員の人件費を賄うことができないため、職員給与補助金および地域福祉推進事業補助金として交付</li> <li>・ 社会福祉協議会への人件費補助の一部が、日常生活自立支援事業の人件費にあてられている</li> <li>・ 理由) 県補助金と利用料だけでは、不足するため</li> <li>・ 現状) 令和 2 年度 480 万円 (4 人分)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主財源を有していない社会福祉協議会が事業を行うことを鑑み、日常生活自立支援事業の健全運営を継続的に行うため、活動助成として補助を行っている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を実施する市社会福祉協議会への補助</li> <li>・ 補助対象：人件費（給料・手当・共済費）、物件費（賃金、旅費、需用費、修繕料、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主として人件費</li> <li>・ 社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業に係る人件費の一部</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人運営のための補助金。具体的な補助対象は決まっていない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護センターは日常生活自立支援事業(自主事業)の業務を行っていることから、運営補助金として取り扱っている</li> </ul>

## 1) - 2 日常生活自立支援事業への財政支援の必要性 : 調査票 2-(1)-②

日常生活自立支援事業に対して独自の補助等を「行っていない」と回答した場合、本事業への財政支援の必要性を聞いたところ、「必要性を感じていない」が 82.6%、「必要性を感じているが、取り組めていない」が 16.0%であった。

図表 2-5-2 日常生活自立支援事業への財政支援の必要性 (n=144)



### ■ 日常生活自立支援事業に対して財政支援の必要性について具体的な理由

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県社協より受託金を受けているため、資金収支上財政支援を行う必要性がないと判断されるため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・町社協主体で実施している為</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施主体が都道府県社協であるため、実態を把握している都道府県が主体的に財政支援を行うべき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の事業であり、町には補助金はない</li> </ul>

・ 県・社協の事業であり、自治体で必要性を判断できない
・ 県社協が事業実施しており、実態や課題に関する情報が少ないため
・ 利用者の実績がない為
・ ●●県社会福祉協議会の事業により
・ 人数が少ないため
・ 現時点において独自補助などの必要性がないため
・ これまで、その点について協議等を行っていないため
・ 県社協からの委託で市社協が実施している現状で、十分と考えるため
・ 法に基づき社会福祉協議会が実施する事業であり、自治体の財政状況からも独自の補助は困難
・ 日常生活自立支援事業よりも成年後見制度の利用促進を図りたい
・ 地域に支援員の担い手がおらず、事業自体の受け入れが滞ることがある状態のため
・ 対象となる方が少ない（いない）為
・ 利用者が少なく、社協側からも特に要請がないため
・ どのような点で支援の必要性があるのか把握しておらず、不明
・ 社協で実施している日常生活自立支援事業の財政状況を詳しく把握していないため、必要性がわからない
・ ●●市社会福祉協議会で事業を行っている
・ 人件費や利用費の他に人材の確保も必要であるため
・ 必要がないため
・ 予算の確保が困難であるため
・ 実施主体が県社会福祉協議会であり、市単独で財政支援を検討できるものではないため
・ 1件あたりの単価基準が低く（特に被保護世帯）社協の持ち出しになりやすい構造的な問題がある。県社協の予算措置が十分でないため、市社協が前向きに取り組むための障害になっている
・ 実施している市内社会福祉協議会から本事業に関する相談等は受けていないため
・ 現状のままで十分に事業実施できているため
・ 年1回以上、利用者数等を社協に確認しているが、財政支援に関する訴えは確認していないため
・ 県社協の補助を受けて実施されており、本事業への財政支援はしていない
・ 社会福祉協議会で実施している
・ 高齢化社会に向けて、必要な事業であると思うが、財政的な支援はできない状況であるため
・ ●●県社会福祉協議会の受託事業として実施しているため
・ 日常生活自立支援事業は県社協の事業であり、県からの何らかの補助があるのではないかと考えます
・ 社会福祉協議会が実施する事業以上の需要があるか不明なため
・ 利用件数が増えている状況のため必要と考えるが、予算的に余裕がない
・ 現在の運用に問題が見られないため
・ 制度自体の利用し易さに個人差があり、現状のままでは公平な補助になりえない
・ 現在、日常生活自立支援事業の利用者が少ない状況にあるため
・ 事業に対する補助は行っていないが、担当職員の人件費補助はおこなっている
・ 財政状況に関して伺ったこともないため不明
・ 財源の調整が必要

<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に問題がないと思われるため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から県社協が補助を受けて実施している事業であり、実施主体の市社協へは国が補助すべきと考えるため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の利用者は増加傾向にあり、今後、支援者の人員増加等が必要になると思われるため、財政支援は必要と考えます。しかし、市の財政状況から独自の補助を捻出することが困難な状況にあります</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の確保が難しいため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市社協の受付条件が極めて厳しく、ほとんどのケースで対応不可となっているため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体である社会福祉協議会独自の事業であり、本事業のみを補助対象とすることは行政としての公平性を欠く懸念があると考えられる。また、支援が必要な状態であれば、成年後見制度等の利用検討も可能な為</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で問題はないと考える</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用支援事業を実施しているため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県社協からの委託費で、財源の調整を行っているため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体である社会福祉協議会に団体運営補助金等の形で補助しているため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政的な理由</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現利用者の一部を成年後見制度へ移行することにより、事業継続可能と推測するため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで協議や要望議題になったことがないため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が数件であること、また、要望もないため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政支援なく事業を継続できているため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者も現時点では少人数であり利用料も定額であるため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象者の中には経済的に困窮している方もおり、利用料で断られるケースもあると考えられるが、補助の必要性の検討は行っていない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協との間で現在までにそういった議論に至ったことがない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助及び県補助があるから</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関について直営で設置予定にしており、権利擁護に関する相談支援について連携することで充足できるのではないかとしている</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者がいないに等しい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンパワー不足</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体である社協より支援の相談なしのため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政支援が必要となる根拠（数値）が算出できていないため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の社会福祉協議会からの助成金がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会で実施をしているため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業ではなく、実施主体へ補助を行っているため</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の対象者に対して、社協だけではなく、関係事業所と連携を図り、支援するシステム構築が必要と考えている</li> </ul>

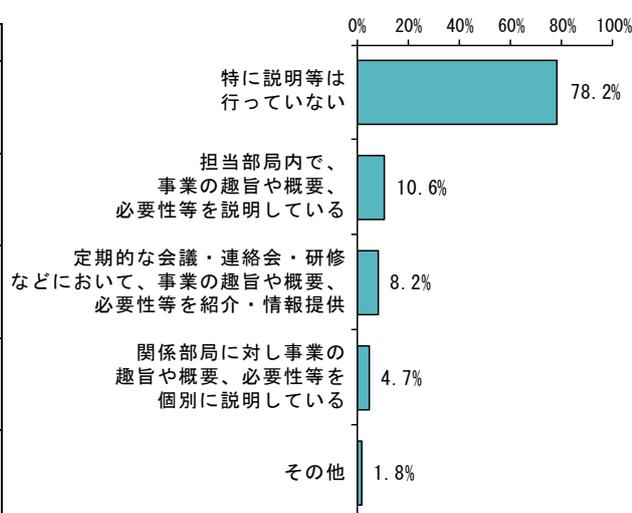
## 2) 担当部局内及び庁内関係部局等に対する 日常生活自立支援事業の必要性や重要性についての説明状況

：調査票 2-(2)

日常生活自立支援事業の必要性や重要性について、担当部局内及び庁内関係部局等に対して説明を行っているか聞いたところ、「特に説明等は行っていない」が78.2%、「担当部局内で、事業の趣旨や概要、必要性等を説明している」が10.6%、「定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、事業の趣旨や概要、必要性等を紹介・情報提供」が8.2%であった。

図表 2-5-3 日常生活自立支援事業の必要性や重要性についての説明状況 (n=170) (複数回答)

	件数	%
特に説明等は行っていない	133	78.2%
担当部局内で、事業の趣旨や概要、必要性等を説明している	18	10.6%
定期的な会議・連絡会・研修などにおいて、事業の趣旨や概要、必要性等を紹介・情報提供	14	8.2%
関係部局に対し事業の趣旨や概要、必要性等を個別に説明している	8	4.7%
その他	3	1.8%
合計	170	100.0%

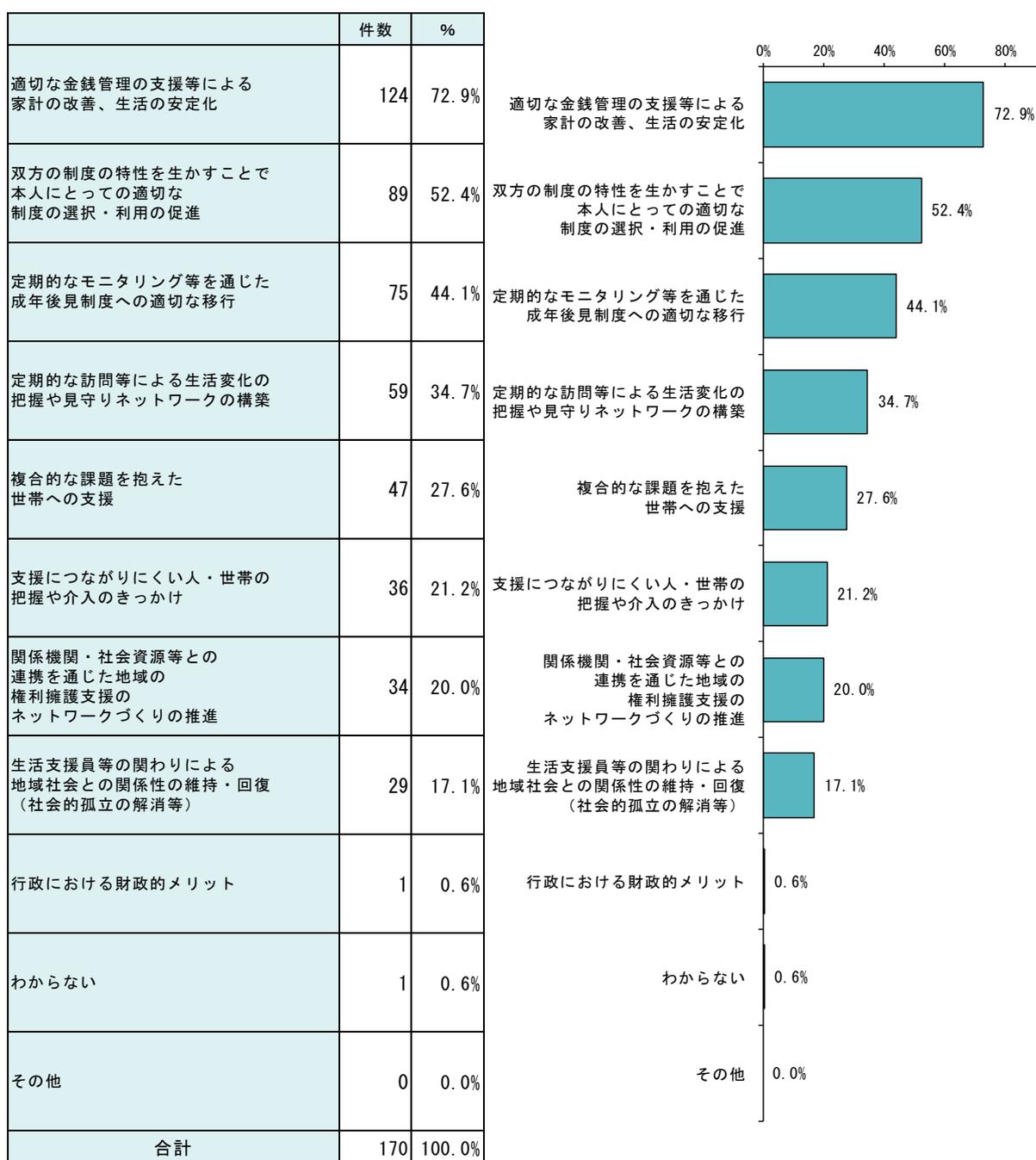


## ② 成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携について

### 1) 日常生活自立支援事業に期待する役割についての考え : 調査票 3-(1)

日常生活自立支援事業に期待する役割についてどのように考えているか聞いたところ、「適切な金銭管理の支援等による家計の改善、生活の安定化」が72.9%、「双方の制度の特性を生かすことで本人にとっての適切な制度の選択・利用の促進」が52.4%、「定期的なモニタリング等を通じた成年後見制度への適切な移行」が44.1%であった。

図表 2-5-4 日常生活自立支援事業に期待する役割についての考え (n=170) (複数回答) (3つまで回答)



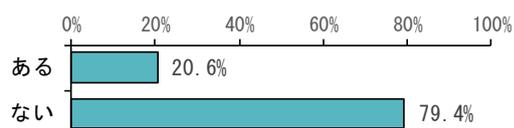
## 2) 日常生活自立支援事業の役割を発揮するために実施している取組

：調査票 3-(2)

日常生活自立支援事業の役割を発揮するために、実施している取組の有無を聞いたところ、「ある」が20.6%、「ない」が79.4%であった。

図表 2-5-5 日常生活自立支援事業の役割を発揮するために実施している取組 (n=170)

	件数	%
ある	35	20.6%
ない	135	79.4%
合計	170	100.0%



### ■ 上記で「ある」と回答した場合、具体的な取組内容

- ・ 予算要求時に庁内関係部局に対して説明している
- ・ 定期的ではないが、連絡会にて同事業の紹介等を実施した
- ・ 担当部局内をはじめ、近隣市町村との協議を実施している

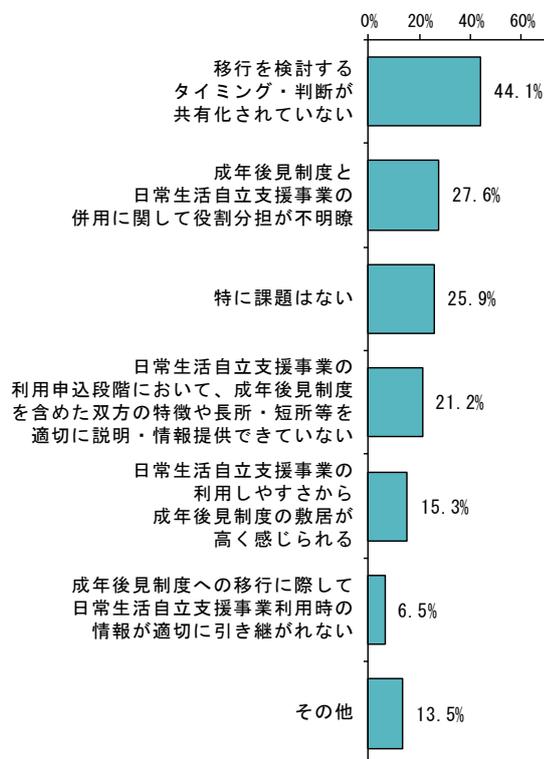
## 3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携にあたり、

課題と感じていること 調査票 3-(4)

成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携にあたり、課題と感じていることはどのようなことか聞いたところ、「移行を検討するタイミング・判断が共有化されていない」が44.1%、「成年後見制度と日常生活自立支援事業の併用に関して役割分担が不明瞭」が27.6%、「特に課題はない」が25.9%であった。

図表 2-5-6 成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携についての課題（n=170）（複数回答）

	件数	%
移行を検討する タイミング・判断が 共有化されていない	75	44.1%
成年後見制度と 日常生活自立支援事業の 併用に関して役割分担が不明瞭	47	27.6%
特に課題はない	44	25.9%
日常生活自立支援事業の 利用申込段階において、成年後見制度 を含めた双方の特徴や長所・短所等を 適切に説明・情報提供できていない	36	21.2%
日常生活自立支援事業の 利用しやすさから 成年後見制度の敷居が 高く感じられる	26	15.3%
成年後見制度への移行に際して 日常生活自立支援事業利用時の 情報が適切に引き継がれない	11	6.5%
その他	23	13.5%
合計	170	100.0%



## ■ 上記の「その他」の主な回答

・ 日常生活自立支援事業を利用するにあたり待機者が多く、時期に合った利用ができず、やむを得ず成年後見制度を利用することがある
・ 初回相談から契約・支援開始まで時間がかかる
・ 日常生活自立支援事業の利用が少ない地域であるためか、金銭管理等で比較的軽度の支援を要する方でも利用につながりにくく、成年後見制度の利用を検討することになるケースが多い
・ 過去に該当ケースがない
・ 日常生活自立支援事業の申込段階で、本人の能力査定の違いからか成年後見制度の利用を勧められ、思うように日常生活自立支援事業の利用ができない
・ 現在事例はなし
・ 日常生活自立支援事業の新規対象者について相談する余地がない、断られる
・ 日常生活自立支援事業を利用する方の情報を共有していないため連携ができない

<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業利用のハードルが高く、後見申立てをするケースがある</li> <li>・日常生活自立支援事業を利用しているケースにおいて、本人申立てができるうちに申立て支援をしてもらえていない</li> <li>・日常生活自立支援事業を利用しているケースをそのまま法人後見で受けてもらえるとスムーズだが、あまり受けてもらえない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体における成年後見についてのノウハウや専門知識が十分でないこと</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・どちらも利用件数が増えており、社協職員や後見人の負担が増大している</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協、町ともにマンパワーが不足している</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行すべきケースについて、申立て手続きの煩雑さから家族等の同意が得られにくいことがある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度関係所管課と日常生活自立支援事業関係課との情報共有・連携の機会がない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人等が就任するまでの間、日常生活自立支援事業を利用しようと考えても、社会福祉協議会から事業の対象者ではないと言われてしまい、その間の支援(金銭管理や福祉サービス利用)が困難になる事案がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知機能の低下がほとんどなく、識字障害なしで住所と名前が書ける人、利用時点で収支のバランスが取れている人しか受け付けてもらえない状況であるため、新しく日常生活自立支援事業に繋がる人がほとんどいない。新しく利用に繋げたいと思っても市社協担当者は一緒に訪問にも来てくれないため、利用者は知らない人に突然金銭を預けようということにならない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースについて抱え込みをされ、手に負えない状態になると成年後見制度利用支援に押し付けをされる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行事案を取り扱う機会がないため、不明</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業の利用要件が難しく、対象になりうると思われる方を社協につないでも契約に至らないケースが多い</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会担当部局の人材不足等による対応の遅れ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協との情報共有の場を設ければスムーズな対応につながると思われる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに連携する事例がないため、課題を把握できていない</li> </ul>

## 6. 中核機関向けアンケート

### (1) 調査の概要

#### ①調査の実施期間

令和3年1月25日～2月19日

#### ②調査の方法

厚生労働省社会・援護局成年後見利用促進室より選定された都道府県の成年後見利用促進室向けにメールにて配布、都道府県より管内市区町村へメールにてさらに配布、メールにて事務局が回収。

#### ③回収状況

配布数 30      回収数 23 (回収率 76.7%)

#### ④主な調査内容

明らかにしようとした主な項目は次のとおり。

- ・ 事業の成果・日自に期待する役割
- ・ 日常生活自立支援事業の課題認識
- ・ 成年後見制度との連携

### (2) 主な調査結果

主な調査結果は次のとおり。なお、本報告書の参考資料や日本社会福祉士会 WEB サイトに、調査票、集計結果を掲載している。

## ① 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の状況について

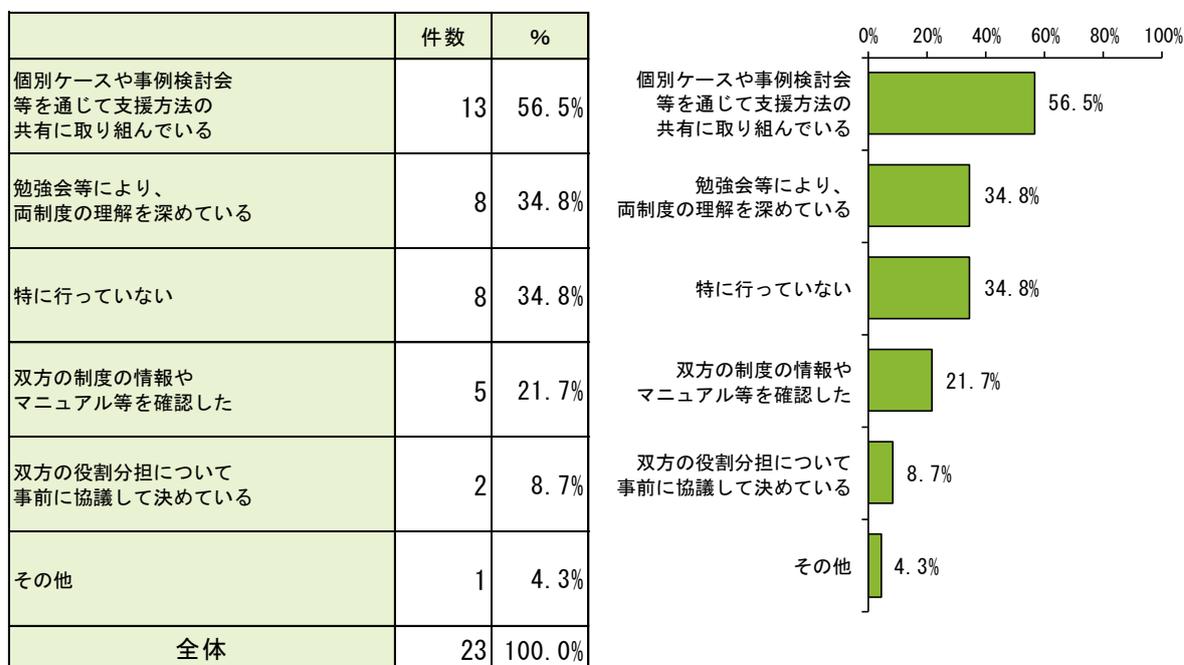
### 1) 成年後見制度と日常生活自立支援事業に関する理解や、 専門員等との役割分担、コミュニケーションを図るために 実施している取組内容

：調査票 2-(1)-①

成年後見制度と日常生活自立支援事業の双方に関する理解や、日常生活自立支援事業の専門員等との役割分担、コミュニケーションを図るために実施している取組内容について聞いたところ、「個別ケースや事例検討会等を通じて支援方法の共有に取り組んでいる」が56.5%、「勉強会等により、両制度の理解を深めている」「特に行っていない」が共に34.8%であった。

図表 2-6-1 理解や役割分担、コミュニケーションを図るために実施している取組内容

(n=23)(複数回答)



#### ■ 上記の「その他」の主な回答

・センター内に両事業担当者が同居している。アセスメント等も一緒に実施。

## 2) 日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した後、

### 課題が生じたケースの有無 : 調査票 2-(2)-①

日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した後、課題が生じたケースはあるか聞いたところ、「ある」が13.0%、「ない」が73.9%、「把握していない」が13.0%であった。

図表 2-6-2 成年後見制度へ移行した後課題が生じたケースの有無 (n=23)

	件数	%
ある	3	13.0%
ない	17	73.9%
把握していない	3	13.0%
合計	23	100.0%

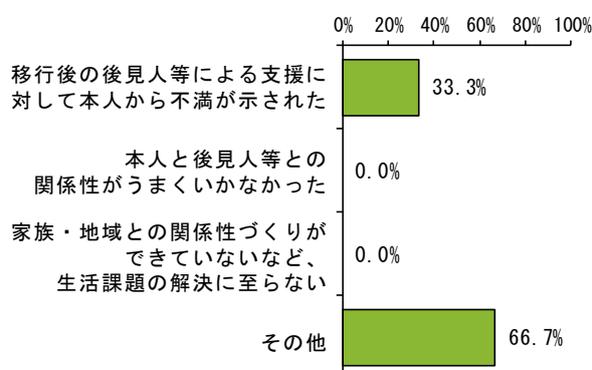


### ■ 上記で、課題が生じたケースが「ある」と回答した場合、具体的な内容

日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行した後、課題が生じたケースが「ある」と答えた場合、具体的な内容を聞いたところ「その他」が66.7%、「移行後の後見人等による支援に対して本人から不満が示された」が33.3%であった。

図表 2-6-3 課題が生じたケースが「ある」場合の具体的な内容 (n=3)(複数回答)

	件数	%
移行後の後見人等による支援に対して本人から不満が示された	1	33.3%
本人と後見人等との関係性がうまくいかなかった	0	0.0%
家族・地域との関係性づくりができていないなど、生活課題の解決に至らない	0	0.0%
その他	2	66.7%
合計	3	100.0%



### ■ 上記の「その他」の主な回答

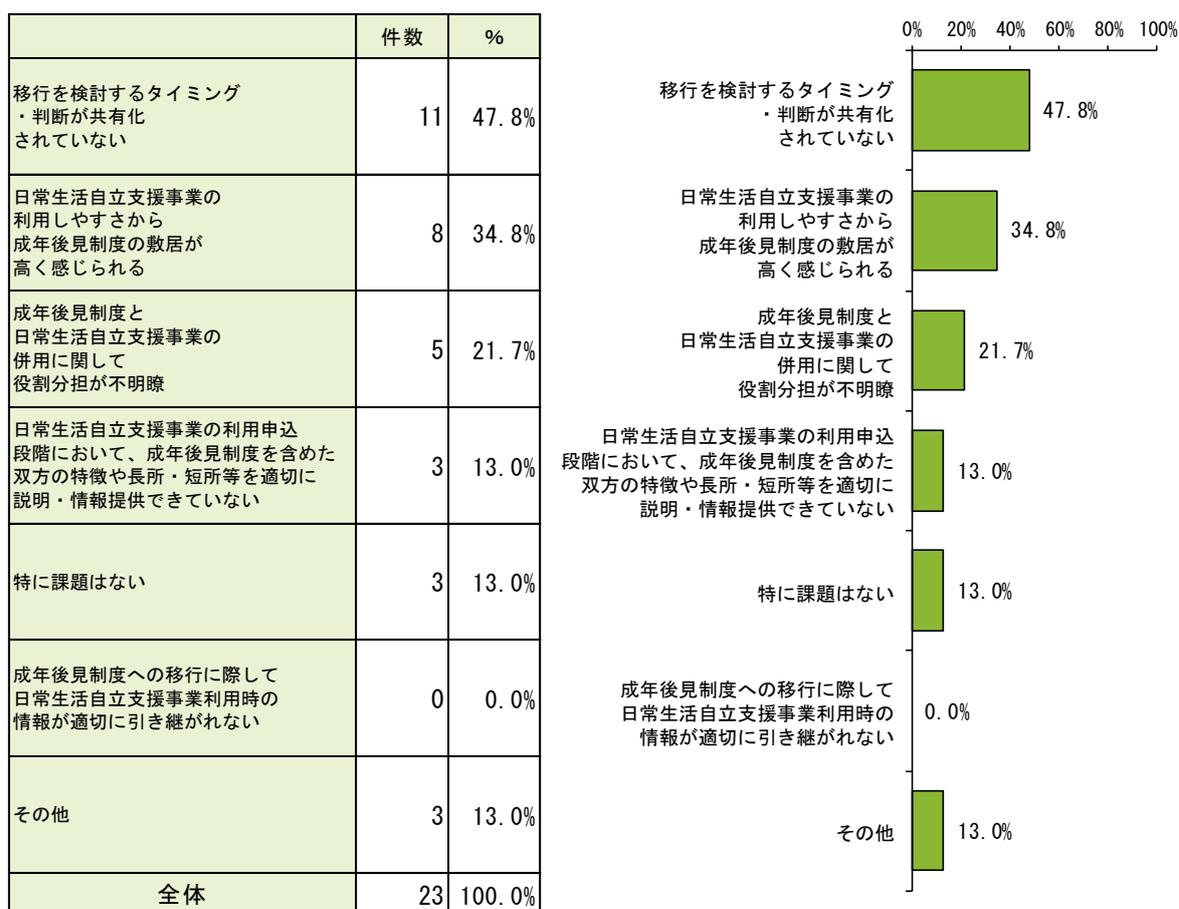
- ・ 身寄りがなく入院に係る医療同意や身元引受人を誰も引き受けてくれる方がいない。被後見人死亡時に推定相続がおらず、財産の引継ぎ先が未定
- ・ 後見人等へ、預り物品を引き渡す際にスムーズにいかないことがあった

### 3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携における課題

#### ：調査票 2-(3)

成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携における課題について聞いたところ、「移行を検討するタイミング・判断が共有化されていない」が47.8%、「日常生活自立支援事業の利用しやすさから成年後見制度の敷居が高く感じられる」が34.8%、「成年後見制度と日常生活自立支援事業の併用に関して役割分担が不明瞭」が21.7%であった。

図表 2-6-4 日常生活自立支援事業との連携における課題 (n=23) (複数回答)



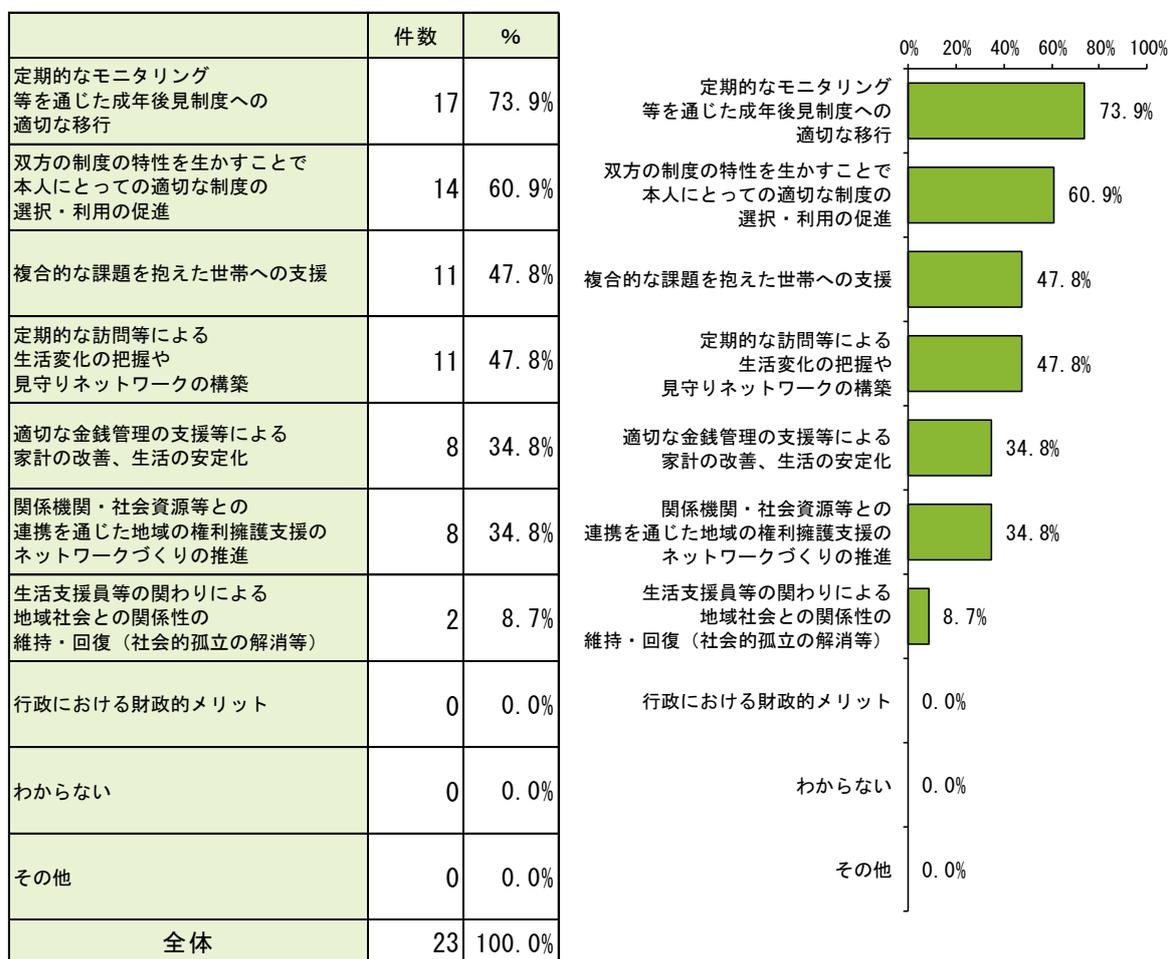
## ② 日常生活自立支援事業との効果的な連携について

### 1) 成年後見制度との連携において、

#### 日常生活自立支援事業に期待する役割 : 調査票 3-(1)

成年後見制度との連携において、日常生活自立支援事業に期待する役割として、どのようなことを考えているか聞いたところ、「定期的なモニタリング等を通じた成年後見制度への適切な移行」が73.9%と約7割以上占めており、「双方の制度の特性を生かすことで本人にとっての適切な制度の選択・利用の促進」が60.9%、「複合的な課題を抱えた世帯への支援」「定期的な訪問等による生活変化の把握や見守りネットワークの構築」が共に47.8%であった。

図表 2-6-5 日常生活自立支援事業に期待する役割について (n=23)(複数回答)(3つまで回答)



## 第3章 ヒアリング調査結果

### 1 ヒアリング調査について

ヒアリング調査では、「(1) 日常生活自立支援事業制度設計当時の考え方、現状をみた評価等について」として2件、「(2) 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携に関する好事例」として8件、計10件のヒアリング調査を実施した。

本章では、ヒアリング調査の結果を報告する。

#### ヒアリング調査実施概要

##### (1) 日常生活自立支援事業制度設計当時の考え方、現状をみた評価等について

- ・11月16日(火) 明治大学大学院教授・弁護士 平田 厚氏
- ・12月8日(水) 淑徳大学准教授 山下 興一郎氏

##### (2) 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携に関する好事例

- ・1月19日(火) 社会福祉法人 本別町社会福祉協議会  
地域福祉活動推進部門 管理者 笹川 和哉氏
- ・1月26日(火) 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会  
副局長 中村 健治氏
- ・2月1日(月) 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会(当事者ヒアリング含む)  
法人運営部長 田邊 寿氏、  
権利擁護支援課長 尾登 守氏
- ・2月25日(木) 特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター  
センター長 住田 敦子氏
- ・3月8日(月) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会  
横浜生活あんしんセンター  
担当課長 多田 政孝氏、小川 由紀氏
- ・3月18日(木) 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
地域福祉部 部長 川井 誉久氏
- ・3月22日(月) 大阪市 福祉局 生活福祉部 地域福祉課  
相談支援担当課長 森 和俊 氏
- ・3月23日(火) 社会福祉法人 A J U自立の家  
加藤 正志 氏

## **① 日常生活自立支援事業制度設計等時の考え方、 現状の評価等にかかる有識者ヒアリング 1**

**平田 厚氏（明治大学専門職大学院法務研究科教授／弁護士）**

### **1) ヒアリングの趣旨**

日常生活自立支援事業の制度開始当時の制度設計および成年後見制度との制度連携等に造詣の深い専門職・学識経験者として、平田厚氏（明治大学専門職大学院法務研究科教授／弁護士）に対してヒアリング調査を行った。

なお、制度検討・制度開始当初に関するヒアリング調査であったため、日常生活自立支援事業の当時の制度名称である「地域福祉権利擁護事業」という用語が用いられている。

### **2) ヒアリング概要**

#### **○判断能力が不十分な人に対する支援の必要性 ← 権利擁護センターすてっぷの経験から**

##### **・日常生活における権利侵害の危険性 ～ 「たたかうアドボカシー」**

平成 7 年頃より厚生労働省のもとで地域福祉の観点から権利擁護支援を検討する委員会が立ち上がり、平成 8 年頃より東京都社会福祉協議会の権利擁護センター「すてっぷ」における経験を活かし、検討に参与した。

最初に議論となったのは、悪徳商法・訪問販売による被害を地域でどうカバーできるかであった。一方で自宅において判断能力が不十分になった高齢者や障害者が親族や知人より年金を搾取される状況に対処する制度を検討するという要請があった。

##### **・福祉サービス利用支援の必要性 ～ 「ささえるアドボカシー」**

当時社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの利用が措置から契約に変わる中、判断能力が不十分な方には契約するためのサポートが必要となることが指摘された。まずは利用契約のための意思決定の支援が必要となるが、継続的な契約関係の中、利用契約中の苦情申立て等の支援についても必要であるという議論がなされた。

権利擁護センターステップにおける相談支援の経験を踏まえ、どのような支援の形がもとめられるのか、権利侵害に対する対処と、これからの福祉サービス利用に対する支援の両面を見据えたときに必要な事項として、日常的金銭管理のサポートが不可欠になるということが指摘された。積極的支援と権利侵害に対する支援の結節点として、日常的金銭管理を

位置づけるべきという方向性である。

## ○ 地域福祉権利擁護事業の利用

### ・制度構築当初の理念

地域福祉権利擁護事業の立案時点とほぼ同時並行で平成 11 年に民法改正にて成年後見に関する法改正が進められており、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度をどう見据えていくのかが当時論点となった。

当時の論点としては、成年後見制度は、民法に基づく家庭裁判所の決定システムに拠る制度であり、主として法律家（弁護士・司法書士）による財産管理支援が中心と考えられた。その一方、社会福祉士による民法 858 条の身上配慮を意識した支援方法の確立の重要性の議論が後見制度の検討において加わった。

当時は、法的義務が課される重い財産管理支援を成年後見制度において主に法律家が担い、地域における日常生活支援を福祉の専門家による地域福祉権利擁護事業で行う、と守備範囲によって明確に分けるべきではないかと考えていた。背景には、地域における生活支援を法律家の後見人が担う場合、民法 714 条の法的監督義務者責任があることをおそれて、後見人が施設入所や病院入院等を進める動きがみられたこと、本人が望む在宅生活の継続のためには、地域における生活支援を福祉の専門家がソーシャルワークとして行うべきであると考えたことがある。

成年後見制度と所管する法務省、地域福祉権利擁護事業を所管する厚生労働省間で制度連携の検討が必要との指摘は出されたが、当時制度間連携の形を明らかにすることはできなかった。

### ・制度利用実態の変遷

成年後見制度も地域福祉権利擁護事業も、受け皿となる体制整備や担い手の育成については後手に回ってしまった点は反省点である。成年後見制度の受皿構築の遅れのため、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に移行させることができず、若干無理な利用継続の事例が現れてしまった。

その要因としては、成年後見制度の申立人の確保や申立費用がかかることの課題、そして各専門職団体等、成年後見制度の受け皿の名簿づくりの遅れということが複合的な要因としてあったのではないかと考えられる。

専門職団体が受け皿づくりに力を入れ、親族後見人から専門職後見人へ担い手の割合が急激に変化した。ここ数年は受け皿づくりが追いつかず、飽和化現象が起き、両制度ともニーズに追いつけない状況が出現しているのではないかと考えられる。

さらに、コロナ禍により、訪問面接調査ができない時期があるなど、契約締結につながりにくい状況が生まれ、成年後見制度においては、緊急事態宣言下において家庭裁判所の機能が一次的に限定的となった時期があった。コロナ禍が要因で制度の利用停滞が起きてしまったことは否めない。

## ○ 地域福祉権利擁護事業の課題・有効性

地域福祉権利擁護事業は、本人との契約に基づき、本人と一緒にプランを立てることが骨子となる制度である。本人意思がないと支援できない体制をつくっていることから、本人意思の尊重については徹底している制度であると評価できる。

一方で、本人の判断能力が低下してきているが、できないといたくない方、契約締結能力はまだ保たれているが、利用意思は示さないという人が制度利用の対象となるため、契約前の段階から契約に至るまでの本人との信頼関係構築と面接の時間が重くのしかかる制度にならざるをえず、ジレンマを抱えた制度であると考ええる。そのような観点から急激に拡張、活性化することができない事業としての本質を持たざるを得ない制度であると当初は予想していた。

法定後見への移行が困難な面は未だに解消できていない。申立人の確保、申立費用の立て替え等でもめることが多く、首長申立の場合でも審査に長期間かかりなかなか移行できないケースも多く見られる。

以上

## **② 日常生活自立支援事業制度設計等時の考え方、 現状の評価等にかかる有識者ヒアリング2**

**山下 興一郎氏（淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科）**

### **1) ヒアリングの趣旨**

日常生活自立支援事業の制度開始当時の制度設計および成年後見制度との制度連携等に造詣の深い当時の厚生労働省における制度設計と全国社会福祉協議会での同事業の研究、マニュアル等作成に関する担当者・学識経験者として、山下興一郎氏（淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科）に対してヒアリング調査を行った。

### **2) ヒアリング概要**

#### **○日常生活自立支援事業創設当時（創設時の名称は「地域福祉権利擁護事業」）の制度設計 について、日常生活自立支援事業創設の趣旨・目的および検討過程について**

検討当時の経緯として、社会福祉基礎構造改革で、その前から介護保険法の検討で、意思能力が不十分であるために福祉サービスの契約ができず、結果、十分に活用できないという問題、身の回りのことや金銭の管理ができない危機的な状況で日常生活を送らざるを得ない事例等が挙げられた。すでに、在宅生活における金銭管理支援は、一部の自治体、社会福祉協議会、福祉公社などで先駆的な取組が行われていた。

社会福祉事業法改正により自己決定の尊重の観点から、福祉サービスの利用が、行政による措置から、サービス提供者と利用者との間の契約に基づき行われることとなる際に、その実現において、契約に必要な判断能力が不十分な方々への支援体制の整備が不可欠となった。

契約締結の能力、福祉サービスの利用料の支払い、契約の履行状況の確認や改善を申し出る能力も含め、課題となった。その一つが成年後見制度であり、社会福祉分野の対策として、判断能力が不十分な方々に対する福祉サービスの利用援助などの支援制度を、改正社会福祉法により、福祉サービス利用援助事業として盛り込むことを視野に入れた。厚生省（当時）の「社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会」では、法律成立前から体制整備を図る国庫補助事業の検討がなされた。本検討の報告は平成10年11月25日に出されている。

同時期、法務省民事局参事官室では、新しい成年後見制度の創設が検討されていた。福

祉政策サイドとしては、成年後見制度改正等の検討状況を踏まえたうえで、改正成年後見制度では支援体制にかかる予算も計上されず、福祉サービスの契約方式を実行するための支援制度は成年後見のみでは十分ではないと判断し、社会福祉分野において、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくための必要な支援制度として日常生活自立支援事業が検討されたと理解している。つまり、福祉サービス利用者に、簡便に利用できる支援制度、比較的軽微な法律行為を含む福祉サービスの利用援助や、それに付随した金銭管理の援助の仕組みを構築することが求められた。社会福祉協議会等、信託における組織が、日常生活自立支援事業の適正な制度運用をはかる覚悟が求められるという内容となっている。福祉サービスの利用援助とは、福祉専門職及び生活者の観点から、福祉サービスの契約方式による適切な利用を支援することにより、利用者の地域社会における日常生活の継続、あるいは円滑化、回復を後押し、あるいは下支えすることにある、と考えられ、実行上では、あらゆる福祉サービスの利用（措置制度）の援助も含まれると整理した。

## ○検討会における検討の論点

当時、社協が行っている財産保全サービスや経済生活支援事業を参考としながら、全国的に展開することを目的として、検討会は5回にわたり実施された。

検討の前半には契約締結能力や成年後見制度との比較等、後半には援助の範囲や契約締結に必要とされる意思能力の程度、社協の賠償責任、担い手等についての検討が行われた。

第1回では権利擁護、という言葉の定義が議論され、福祉関係者と法律家でニュアンスが異なることが確認された。また、金融機関との関係についても検討がなされている。

社会福祉協議会が事業を実施するにあたり、ホームヘルプサービス、在宅介護等を実施している場合の利益相反関係を避けるため、第三者的な運営体制をつくっていく必要があるということも指摘されている。

検討会には当事者団体の参加を得ており、当事者の意向や関与を担保する制度であるべきという点も反映されている。

また、福祉総合相談（発見から問題解決のプロセス全体をさす相談の意味）の中で、日常生活自立支援事業が展開されるべき（単なる金銭管理や財産保全のみを行うのではなく生活全体を見て支援する）という意見、専門員の要件（資格等）に関する意見、当事者の意思の変容に対応できる迅速性、機動性が必要という指摘等が挙げられた。また、事故を想定し、賠償責任保険に関する検討もなされている。

地域福祉権利擁護事業の提案において、その時点で検討中であった成年後見制度との

関係について、関係をより踏み込むべきとの意見をはじめ、法律家からも様々な意見が出された。当時提案された成年後見制度は、家庭裁判所が監督をするため、時間的・人的・地域的にも迅速な対応が福祉サービス利用者との関係では十分にできないのでは、という印象は持っていた。成年後見制度の関係性の問題は確かに出てくるが、財産管理と身上監護ではなく、日常生活をサポートする仕組みの中に利用援助や財産管理があるというやり方のほうが、社会福祉における成年後見制度ではないのか、という意見も挙げられた。

法律家の観点からいくと、財産管理と身上監護という用語がでるが、福祉関係者は財産管理と身上監護ではなく、日常生活をサポートする権利擁護の仕組みと表現し、双方にニュアンスの違いがみられた。

財政上の裏付けとして、社会福祉協議会が実施する場合の人的体制、財政的な体制づくりについても検討がなされた。成年後見制度が対象とするのは法律行為そのものであり、日常生活自立支援事業は、法律行為のみならず、日常生活支援の中で、助言、情報提供、手続き代行、日常的金銭管理等を月1回あるいは2回行う想定で検討されていった。

検討会3回目以降、権利擁護のために日常的に対応する援助の範囲について、「福祉サービスの利用援助」と「日常的金銭管理」と整理された。

福祉サービスの利用援助は、代理を基本とするものではなく、情報提供、助言、手続きに同行する等の手続き援助、さらには苦情処理制度、苦情解決制度の利用援助等が福祉サービスの利用援助に含まれると整理された。

一方で日常的金銭管理は、福祉サービス等の利用料の支払いや、一定額の預貯金の出し入れ、あるいは通帳、権利書の保管等、あるいは年金手当て等の受領確認や受給の手続き、あるいは就労収入や不動産収入の確認、そのほか居住家屋の賃借や住宅改造、あるいは福祉施設等への入所援助、あるいはヘルスケアサービス、あるいは通常の医療行為の利用援助、クーリングオフの利用援助、住民票の届け出、印鑑登録代行などが、日常生活の範囲として当時の報告書を作成する際に議論された援助の範囲の事項であった。

検討会後半では、特に認知症の利用者の意思能力喪失後の支援の契約（の継続）が議論となった。当時の社協等では、意思能力喪失後も支援は継続するという特約事項を契約書に残す等が行われていた。これらは、実際に支援する現場を悩ませる問題となっていたが、日常生活自立支援事業では、意思能力が喪失した場合の持続的代理権は、意思能力が喪失した場合の居所の変更（福祉施設や病院）や、そうした施設での人権問題（身体拘束等）の課題があると指摘されたため、成年後見制度等（措置制度含む）ふさわしい援助の制度につなぐ・ふさわしい援助ができるところにつなぐ、という整理を行った。

また、代理権について、現場は、成年後見制度での代理というよりも、日常的金銭管理特に、預金の払い戻し等の折、金融機関との関係での委任状等のやりとりの煩雑さを避けるため、日常生活上必要な金額の範囲、そして、在宅福祉サービスの契約において代理権

を授権する、という整理で事業を開始させた。

日常生活自立支援事業の実施主体は全国あまねく整備するという観点で都道府県社会福祉協議会（現在は指定都市社会福祉協議会も含む）とされ、委託先には当事者団体からの委託希望もあった。また、国庫補助とは関係なく、福祉サービス利用援助事業の実施主体については、第2種社会福祉事業であることから、社会福祉士会等もありえるという議論もでていた。

福祉関係者が成年後見制度に注目し、日常生活自立支援事業との関係性も周知された頃、全社協も地域福祉推進委員会では、社協の法人後見についても検討をした。あわせて、社会福祉協議会の職員の個別援助力と社会資源開発力を強化するため、事業開始当初より全社協では社協が行うソーシャルワーク実践として、事例検討会の実施を徹底するとともに、スーパービジョンの環境の整備を試みている。

現在は、国の予算（財政上の）の増額困難、潜在的な利用者が増加する中で、実施主体が都道府県・指定都市段階であることなど、実施上、社会福祉法制のそれぞれが課題となっているのではないかと。

### **③ 社会福祉法人 本別町社会福祉協議会**

#### **1) ヒアリングの趣旨**

人口 7000 人弱、高齢化率 40%超、十勝の東北部の山間地に位置する本別町において、権利擁護の取り組みだけではなく、従前から行われていた生活支援事業や個別支援の事業を一体的に取り組むセンターとして、平成 25 年 3 月に「あんしんサポートセンター」を設置した本別町社協の取組経緯と現状を聞き、今後の課題や取り組みについてヒアリング調査を行った。

#### **2) 取組概要**

本別町社会福祉協議会では、権利擁護の取組だけでなく、生活支援事業や個別支援の事業を一体的に取り組む必要があることから、平成 25 年 3 月に「あんしんサポートセンター」を設置し、地域の困りごとについて対応できるよう、社協全体および行政の福祉部局、地域包括支援センターと連携した体制をとっている。

また、「あんしんお預かりサービス」という契約に基づく一次的な金銭管理のための取組を開始したところ、利用者が急増している。

#### **3) 取組のポイント**

##### **○「あんしんサポートセンター」について**

本別町あんしんサポートセンターは、町民の「いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けたい」という願いを実現するために、「地域の困りごと窓口としてどんな相談でも受ける」「困りごとに対応するための事業を一体的に取り組む」ことを目的としている。

権利擁護や金銭管理に関する事業として、法人後見、日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービスを実施している。

「あんしんお預かりサービス事業」は、あんしんサポートセンターを立ち上げた時に、品川区社会福祉協議会の取組を参考に新たな事業として開始した。日常生活自立支援事業等の前段階の金銭管理に関する事業としても位置づけている。現在 27 件の利用があり、年間 7, 8 件新規利用者があり、利用は増加傾向である。関係制度への連携としては、近年ではあんしんお預かりサービスから成年後見制度への移行が多く見られる。

## あんしんサポートセンターについて

権利擁護の取り組みだけではなく、センター立ち上げ前から実施していた生活支援事業や個別支援の事業を一体的に取り組むセンターとして、平成25年3月に「あんしんサポートセンター」を設置

センターの目的としては、町民の『いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けたい』という願いを実現するために、

- ・地域の困りごと窓口としてどんな相談でも受ける
- ・困りごとに対応するための事業を一体的に取り組む

- ・社協全体で相談対応がしていくため、センター内の事業を一体的に取り組むために、社協事務局内部で事業状況等を情報共有する取り組みを実施
- ・様々な相談に対応していくために、町行政の福祉部局（高齢者福祉・障がい者福祉・社会福祉）、地域包括支援センターと社協事務局が情報共有する取り組みを実施

5

## あんしんサポートセンターの組織・連携体制

### あんしんサポートセンター 運営委員会

構成員：社協福祉部会員、ケアセンター職員（行政）、町内専門家、市民後見人代表者、商工会、消費者協会  
 役割：あんしんサポートセンター事業の年間活動状況、あんしんサポートセンターの活動計画への意見

### 生活応急資金貸付審査委員会

構成員：社協会長、社協副会長、社協各部会長  
 役割：生活応急資金貸付に関する可否など

内容に応じて、他の社協職員、役場職員、専門家にも参加を求める

### あんしんサポートセンター ケース会議

構成員：社協事務局職員（地域福祉活動推進部門・法人運営部門）、地域包括支援センター  
 役割：簡易な内容に関するサービスの可否、あんしんサポートセンター内の事業利用者に関する情報共有

### あんしんサポートセンター 行政合同会議

構成員：ケース会議構成員に加えて、ケアセンター職員（高齢・障害・社会福祉）  
 役割：ケース会議で判断が難しい複雑なケースに関する事業検討、あんしんサポートセンター利用者状況・相談状況の報告、成年後見事業の受任調整、その他あんしんサポートセンターに係る事項の情報交換・共有など

6

## あんしんサポーターの体制について

あんしんサポートセンターの下記事業においては、あんしんサポートセンターでの研修を修了した方に、あんしんサポーターとして登録いただき、実際の支援活動に取り組んでもらう体制となっており、地域住民が地域住民を支える体制づくりが図られている。

### あんしんサポートセンター

- 後見サービス（法人後見事業）
- 金銭管理等サービス（日常生活自立支援事業）
- 認知症見守りサービス（やすらぎ支援事業）
- あんしん訪問サービス（安心生活創造事業）

### あんしんサポーター



### ○日常生活自立支援事業と「あんしんお預かりサービス」の利用状況

日常生活自立支援事業の利用は2件（すべて生活保護受給者）、あんしんお預かりサービスの利用は27件である。あんしんお預かりサービス利用者のなかに、日自の対象者と思われる方が10名程度みられる。あんしんお預かりサービスは判断能力がある人が利用している。利用料の問題で、日自が難しい人が対象となっている。

両制度ともに、成年後見に移行するまえのステップとして位置づけられる。

一時的に金銭管理をできる仕組みとして、「あんしんお預かりサービス」を開発した。しかし、実際には、判断能力があるがお金のやりくりで困る人が多いことがわかった。日常生活自立支援事業でも、成年後見でもない、制度にマッチしない人が相談で増えてきたことによる。日常生活自立支援事業と比べて、相談を受けて即日から、迅速にサービスを提供できる。本人とは契約書を交わすが、日自のような定まった様式はない。

「あんしんお預かりサービス」の利用料が低廉すぎるため、単独で賄うことができない実情がある。

### ○成年後見制度への移行、法人後見について

日自やあんしんからの移行ケースは保佐類型となる方が多い。

社協の法人後見として、現在法定7件、任意後見1件（発効前）を受任している。  
法人の任意後見につながった事案は、複数の課題があるような事案であった。

#### ○ 既存の制度にマッチしない相談への対応

権利擁護以外のネットワークとして、当町には「居住支援協議会」がある。

地域内での連携は顔が見える関係でよくとれている（入院できる病院1か所）。

あくまでも、本人が希望して契約するということを重視しているので、日自やあんしん事業を利用することを前提とした施設利用や入院を求められることはない。

「あんしんすまい保証サービス事業」を平成28年から実施している。身元保証について、積極的な啓発を行っているわけではないが、個別事案ごとに対応しているので、身元保証がなくとも施設入所や入院ができない、という課題は多くはないと考える。平成31年から「生前事務委任契約事業」も実施している。

平成29年から実施している「死後事務委任契約事業」については、社協がそこまで担うのか、という意見もあるが、行政がしっかり関わっており、地域の中でさまざまな関係機関や事業所にもかかわってもらい、頼れる親族等が居ない等の新たなニーズに対応する取り組みとして実施している。

#### ○ 今後について

令和3年度より町役場が中核、社協は中核の役割機能を分担し、一緒に中核の機能を果たしていく予定である。

## ④ 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

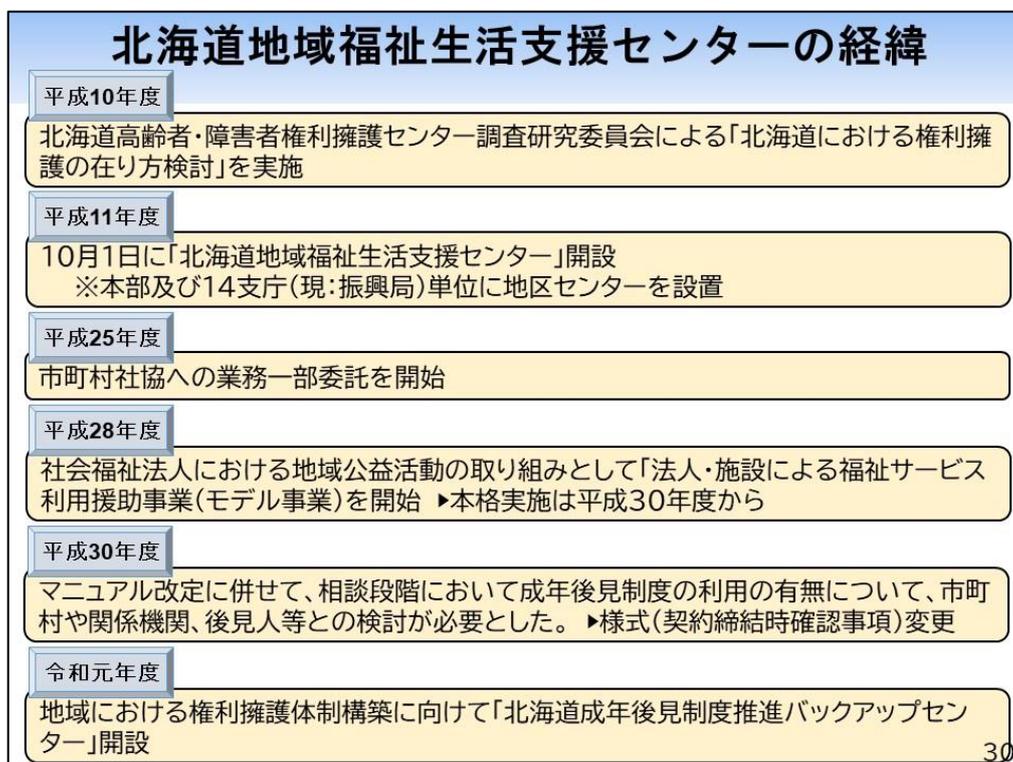
### 1) ヒアリングの趣旨

成年後見制度推進バックアップセンターを設置し、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の連携も含めた市町村の総合的な権利擁護体制の構築を支援している社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「道社協」）に対し、取組に関するヒアリング調査を行った。

### 2) 取組概要

#### ○北海道における権利擁護体制整備の考え方

道社協では、社会的にハンディキャップを持つ人々が新しい社会福祉システムの中で、自らの権利に立脚し、種々の福祉サービスを活用しつつ地域社会や福祉施設などでの生活を保障していける仕組みの確立を目指して、その在り方について高齢者・障害者権利擁護センター調査研究委員会（平成10年7月～平成11年3月）において調査研究を行った。



同調査研究では、生活支援システムを必要とする背景には「1、生活課題を抱える人々へ

の全人的ケアに対する時代的要請」、「2 権利性の重視に裏打ちされた福祉サービスの変化」、「3. 新たな「成年後見制度」確立をめぐる動向」、「4 「地域福祉権利擁護制度」の制度化への取り組み」の4点があると提示した。その上で、北海道における権利擁護センターの意義と重視する観点として「公共性、福祉性、市民性、地域性、簡便性、低廉性」を挙げた。

権利擁護事業を実施するセンターの名称としては、権利の主体者、社会的存在としての人間として、自らが自立的・自律的に生活するための様々な生活課題克服への支援が求められていることなどを考慮し、「地域が福祉的に生活課題を持つ人々を多面的に支援する」という主旨を強調する「地域福祉生活支援センター」という名称が提言された。

## 北海道地域福祉生活支援センターの概要

### 目的

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方の福祉サービス利用の手続きや、生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いいたします。

### 対象となる利用者

#### 利用対象は 広めに考える

「いま、生活上、困っていることがないか」  
「本事業による援助が効果的かどうか」を見極める(アセスメントする)

道内在住の認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のことなどに不安を抱えている方。

- ① **日常生活自立支援事業の援助内容が理解できることが必要**  
※「契約の内容に判断し得る能力」は、「契約締結ガイドラインにより」に基づいて判断する
- ② **医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持の有無は不問**
- ③ **在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方が対象**  
※なお、在宅で本事業を利用されていた方が、病院に入院したり、施設に入所した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲で支援を継続します。

### サービス内容

- ① **福祉サービスの利用援助** <基本事業>  
▶福祉サービスの情報提供や利用についての手続き等を援助します。
- ② **日常的な金銭管理サービス**  
▶日常的な金銭管理を援助します。  
▶取り扱う預貯金の口座の限度額は50万円程度を目安としています。  
▶ご希望や状況に応じて、日常的な金銭管理サービスで取り扱う通帳や印鑑を預かりも可能。
- ③ **書類等の預かりサービス**  
▶金融機関の貸金庫に書類等を預かります。

10

**本事業で提供できない内容**

- 本人の買い物や洗濯、外出援助等、ホームヘルプサービスで行う援助
- 治療への同意や入院契約等の医療契約に関する援助
- 入院先や次の入所先への搬送・同行
- ※上記のような支援が必要なときは、具体的な援助を行う事業所や関係機関への繋ぎを行います。
- 本人が所有する賃貸アパート等の管理や家賃請求・代理受領
- 遺産相続手続き
- 本人の自宅(アパート等)の解約、自宅にある本人の持ち物の処分など
- 入院や施設入所等に伴う保証や身元引受
- 利用者が死亡した後の死後事務 他

**サービス利用料**

- ① 福祉サービス利用援助(基本)・・・ 無料
- ② 日常的金銭管理・・・・・・・・・・・・ 1回1時間当たり1,200円
- ③ 書類預かりサービス・・・・・・・・・・・・ 金融機関の貸金庫利用料
- ※ 生活支援員の交通費・・・・・・・・・・・・ 公共交通機関利用の場合は、運賃等の実費  
自家用車使用の場合は、1回一律300円

**実施主体**

本事業の実施主体は、北海道社会福祉協議会です。  
また、市区町村社会福祉協議会や社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等に事業の一部を委託できることとなっています。

**委託市町村社協数**  
147/178(82.6%)

**実施主体**

支援員の確保は、各市町村社会福祉協議会の推薦もしくは協力により選任し登録します。

**登録支援員数**  
1,209名

**○法人・施設による福祉サービス利用援助事業**

北海道の本事業における特徴的な取組みは、H28年度（H30年度より本格実施）からの社会福祉法人の地域公益活動メニューとして展開していることである。

北海道では、本事業を事業開始のH11年度から道社協直営方式で実施していたが、住民のより身近な地域で事業を実施することが望ましいことから、H25年から各地の市町村社協に一部委託（市町村事業化）を進めてきている。

身近な地域での展開を行うことで新規契約者が倍増したが、一方で担い手問題を抱えることとなった。また、利用者の病気や障がいの重度化や課題の複合化などにより、より専門的な担い手の確保が必要となり、福祉・介護の専門職である、法人・施設のマンパワーの協力を得ることとなった。

ポイントとしては、本事業を必要とする方は、その他の福祉サービスや地域での支え合いも不可欠であることから、原則、社協契約ケースの中で、福祉・介護専門職の支援員が担うことが望ましいケースについて、移行していく仕組みとなっている。このことで、法人・施設への移行後も、市町村社協と連携した支援体制が組むことが可能である。

二つ目は、社会福祉法人における地域公益活動の一環として行うものであるが、高齢者施設は障がい者、障がい者施設は高齢者の支援を行うなど、利益相反関係を避ける工夫を行った。

三つ目としては、市町村社協と法人・施設との橋渡し役として、また、ケース移行の妥当性について判断するために、市町村社協から依頼があったときに、道社協が調整をかけるようにしている。

法人・施設における福祉サービス利用援助事業の課題としては、支援員として法人・施設の職員全員が担うことができると想定していたが、支援員業務が平日・日中の支援活動であり、支援契約により定められた日時に行われることから、シフトを自由に調整することが難しい介護職員は担うのが難しく、管理職、事務職、相談関係の職員が担うことになり、法人・施設としては数件程度しか実施が難しい。

支援メニューは、①は社協と同じ、②は生活支援員登録と活動のみである。

福祉サービス利用支援事業のメニューは社協と一緒にあり、利用費用も1時間1200円と同じ金額としているが、社会福祉法人の公益活動という位置づけのため、専門員等の費用については、道社協からはだしていない。

以上

## **⑤ 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会**

### **1) ヒアリングの趣旨**

これまでさまざまな権利擁護支援にかかる取組を実践されてきた伊賀市社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業等関係制度と成年後見制度との連携について主に、制度開始当初からの経緯、運用のありかた、重視してきた観点等を中心にヒアリング調査を行った。また、当日は日常生活自立支援事業の利用者からも聞き取りを行った。

### **2) 取組概要**

#### **○制度開始前の準備、開始当初から現在までの経緯**

日常生活自立支援事業の開始にあたり、三重県社会福祉協議会とのやりとりで、基幹的社協をどこにおくかで協議を重ねた。当初は、合併前6市町村で協議を重ね、体制整備を行った。平成11年秋から6市町村社協の専門員を集めて研修を実施するとともに、様式の作成を行った。

日常生活自立支援事業が運用開始された平成12年当時、利用件数は1、2件程度で、実績はあまり多くなかった。和歌山県で訪問介護員による横領事件が発生したが、同様に当地域においても支援者等に金銭管理を委ねていた事例もあった。

大きな変化があったのが平成14年頃である。当時、精神科病院入院中の事業利用者の中で、病院が借り上げたアパートで生活し、デイナイトを病院で過ごす方々について、「このままでいいのか」、と社協が精神科病院PSWからも相談を受けた。病院に入院中の方の日常的な金銭管理の必要性に着目し、課題認識が広がったことから、日常生活自立支援事業の利用者が急速に増えていった。

このような経緯が影響しているためか、伊賀市社協では、高齢者よりも精神障害の方の利用が多い。専門員1人について担当件数は30件という基準が示されたので、件数にあわせて専門員を配置した。生活支援員の担い手として、地域の民生委員や訪問介護事業所退職者等に声をかけた。人材養成のための生活支援員養成講座を開始したのもこの時期であった。

このような事業実績から、平成18年伊賀市及び名張市から委託を受け伊賀地域福祉後見サポートセンターが設置されることとなった。

当初から、本人側にどのようなニーズがあるかが出発点であり、日常生活自立支援事業の利用については本人の理解や承諾をどのように得るかを重視してきた。そのために、本人とのやりとりに力を注いだ。本人から解約ができるという制度設計から、本人が「利用を辞める」と言ったとき、そのあとどうするのかを検討するためにも、本人の意向を尊重し、支援

を一旦とめる、という方法もとりながら、本人の生活について、本人とともに検討してきた。

## ○現状について

令和2年12月現在

利用者 193名（認知症高齢者 52名、知的障害者 52名、精神障害者 76名、  
その他 13名）

\*うち40名の方については、通帳を預かっておらず、通帳管理を行っていない

\*後見との併用 7名（後見類型 2名、保佐類型 4名、補助類型 1名）

認知症高齢者おらず、精神障害者の方のみ

元々日常生活自立支援事業を契約していた方が多かった

職員 専門員 8名（常勤換算 5.4名） 生活支援員 18名（常勤換算 1.5名）

### ① 成年後見制度へ移行する事案

毎年5名程度の利用者が、成年後見制度に移行している。案件の特徴や見極めポイントは、「日常生活自立支援事業の契約の継続が可能かどうか」が最大のポイントとなるが、社協としては可能な限り日常生活自立支援事業の継続を検討する。その中でも、本人の理解の程度や入院等の身体的な状況の変化もポイントとなる。本人と適切な関与ができる親族がいるのかいないのか、経済的なゆとりがあるのかどうかなども見極めポイントとなる。判断が難しい事案については、県社協の契約締結審査会にあげている。

### ② 他制度や専門機関との連携

書籍「社協の底力」（原田正樹監修・伊賀市社協編集、2008年7月）でもまとめたが、精神障害者の方が地域移行を実現するために、社協として取り組むべきと考え実践してきた。時代の流れでも地域移行の動きはあるが、入院はしていなくても生活実態は入院とあまり変わらないのではないかと（例えば、ひとつの組織で丸抱えとなった実態があった）ということへの問題があると認識していた。社会資源として精神科病院や相談支援事業所もある。ひきこもり支援や就労支援ともつながり、新たな社会資源開発にもつながった。平成21年度の厚生労働省調査研究事業「『地域福祉あんしん保証システム』構築事業」に取り組み、「地域福祉あんしん保証事業」を提案した。令和元年度に改めて調査を行い、新たな社会課題の解決として、終活への対応を行政とも連携し、検討している。

### ③ 伊賀市における取組の特徴

日常生活自立支援事業だけで完結させないこと。伊賀市内の法人連絡会が3年前に設立、連携はさらに深まった。当初は事例毎にお願いや交渉にいたりしたこともあったが、

関係が取れた施設や病院等からは、「社協が関わってくれればいい」という話も頂けるようになった。

現在では、施設にもよるが、保証人がいなければ後見制度をつけてほしい、といわれることはあるし、入院は長期化すると、後見制度を利用してほしいといわれることもある。

関係者からの相談がほとんどであり、退院時に金銭管理がうまくできないから、この事業をつかってほしいとケアマネから相談が入ることもある。生活保護が必要となる方は生活保護を受給する上で、日常生活自立支援事業を条件的に強く勧められることもある。

このように、はじめは支援関係者が考える必要性から相談が入ることが多いわけであるが、社協として、本人との面談をしっかりと行うことが必須である。本人が利用したくないという意思を明確に表示した場合は、そのあとの生活実態や支援体制などの経緯をみて、再度こちらからフォローすることもある。

## ○日常生活自立支援事業の対象範囲や終了について

たとえば、前述のように明確に「利用したくない」という人でも必要性のある人に理解を促すことは、日常生活自立支援事業の役割としてあると考える。「利用したくない」「嫌だ」にも理由がいくつかある。実際に利用してみて「よかった」という例もある。逆に「嫌だ」と言わずに、支援者の言われるまま、拒否ができずにいる人は、日常生活自立支援事業の対象者とはいえない場合も考えられる。

借金の返済等、本人が抱える課題が解決したときに日常生活自立支援事業の利用を終了するという案件は、年に数件ある。基本的に、本人が計画的に金銭を利用することができるが、伊賀市社協が目指している自立支援であると考ええる。

## ○今後の検討課題について

### ① 日常生活自立支援事業の利用料について

資産がない方は、より頻回な訪問、関わりが必要となる事案もある。1回の訪問につき、負担は1200円であるが、その理解が難しい場合もある。財産状況によって利用料を変え、することも検討が必要とは考えるが、訪問回数が増えることで負担が増える、あるいは回数は少なくとも資産がある場合に1回の利用料が高くなると、利用を控えることにならないか、危惧はある。

### ② 成年後見制度との関係について

成年後見制度の必要がなくなったら制度利用を終わりにして日常生活自立支援事業で対応することも検討されてよいのではないかという意見や、本人が施設に入所、あるいは入院した場合は、成年後見制度ではなく日常生活自立支援事業で金銭管理をしてはどう

か、という意見がある。利用者側にたてば、施設等が管理するのではなく、施設等からも中立的な第三者が関わったほうがよいだろうと考える。

### ③ 関連事業（生活困窮家計改善支援、家計改善支援等）と日常生活自立支援事業との重なりや違いについて

家計管理ができる人は、自立度が高い人であり、何らかのアドバイスを受ければ、自分自身で金銭管理ができる人と考えられる。そのため、直接金品を預かったりせず、間接的サポートを行うことで、自身で手元の金銭管理が可能となる。

しかし、日常生活自立支援事業が必要な人は、手元に金銭があると使ってしまうなど、直接的な支援が必要な方が対象となる。本人が自身で金銭管理できるようになったら、日常生活自立支援事業は卒業していくこととなる。

生活保護受給者については生活保護として単なる金銭管理が必要かだけではなく、判断能力の有無など生活に支障がある場合、社会的な支援が必要な場合は対象になると考える。依存症については、治療やピアサポートが必要ではないかという考え方もあるが、社会資源として不足しているため、日常生活自立支援事業で関与することが必要な場合も考えられる。本来は、専門的関わりが必要なのに、手帳がない等の理由で支援につながることが難しい人もいる。

### ④ 日常生活自立支援事業における意思決定支援について

支援者が代行するのではなく、利用者本人と共に行う、という姿勢を重視している。

例えば、業者に依頼の電話を行うときも、支援者だけがかけるのではなく、利用者が行う、また「手元のお金がこのくらいあり、もしそれを支払ったらお小遣いがこのくらいに減る」など、現状や、とりうる選択肢、その行動を行った後予測される状況を利用者と共有することで、利用者が現在の状況や選択肢のメリット・デメリット、リスクを踏まえ、実施する、もしくは「しかたがない」と断念する等の意思決定を行うことの支援を行っている。

## ○日常生活自立支援事業利用者の声より

伊賀市社会福祉協議会において日常生活自立支援事業を利用している利用者2名の方（Aさん、Bさん）からのヒアリングを実施した。

利用者からは、金銭管理において、日常生活自立支援事業の専門員、生活支援員の関わりがあることで「安心する」ということ（Aさん、Bさん）、自身が手元のお金を使ってしまうことや、家を空けているとき盗難に合わないかの不安があるため、制度を利用してよかったと思うこと、他の方にも制度利用をすすめたいこと（Aさん）、今後も日常生活自立支援事業、法人後見の担当者に「きてほしい」という意向が示された（Bさん）。

## ⑥ 特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター

### 1) ヒアリングの趣旨

5市1町の広域にわたる、特定非営利活動法人が担う中核機関としての尾張東部権利擁護支援センターが、各市町の社会福祉協議会における日常生活自立支援事業とどのように連携の工夫を行っているのか、また日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度への移行を検討するために有用なツールとして開発された「そろそろシート」の開発過程と主旨、運用の実際についてのヒアリング調査を行った。

### 2) 取組概要

尾張東部権利擁護支援センターは、6自治体の委託によりNPO法人として設立され、設立から10年が経過した。現在、職員13名、うち社会福祉士9名である。

当初は法人後見の受任の受け皿としてセンター業務を開始したが、半年後、地域の権利擁護ニーズに対応するためのコーディネート事業を主体とした活動にかじを切った。

H26に専門職協力者名簿登録制度、H27年に市民後見人養成を開始した。

### 特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター

#### 設置主体(5市1町) 平成23年10月開設

・瀬戸市・尾張旭市・豊明市  
・日進市・長久手市・東郷町

①職員数 13人  
センター長(専門相談員兼務)  
専門相談員 9人(社会福祉士)  
事務員 4人(支援員兼務)

②事業内容  
○中核機関受託(平成31年4月～)  
(広報啓発・相談・市民後見推進・受任調整  
後見人支援・協議会の事務局)

○独自事業 法人後見

令和2年12月1日現在 5市1町 人口合計 478,424人

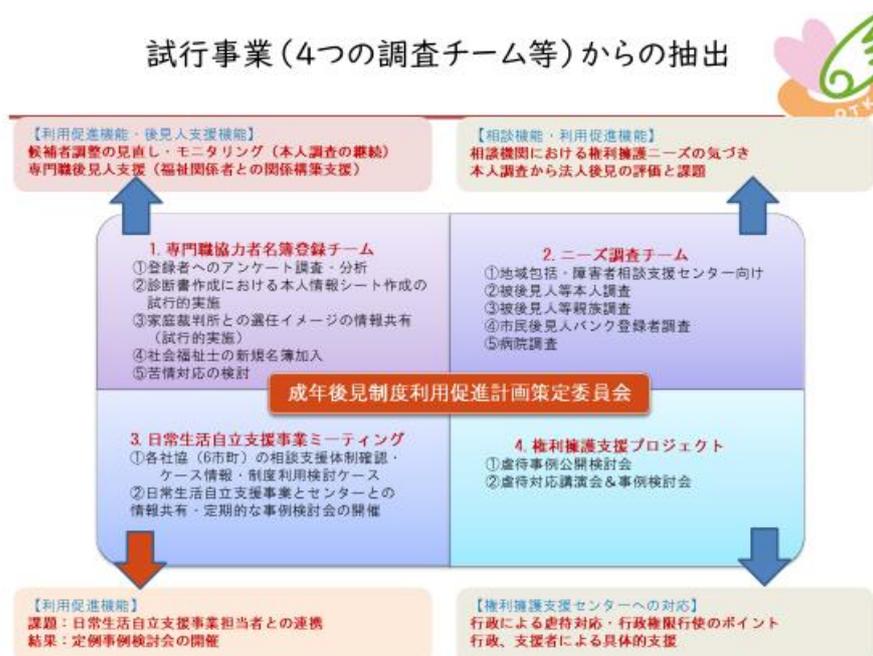
## ○市民後見人養成研修を契機とした社協との連携

センターにおける市民後見人養成研修事業では、同事業が地域福祉の向上を目的としているため事業協力について各社協を回り局長および職員に説明、依頼した。その後、市民後見人養成研修では、演習の評価などの専門員の参画により市民後見人への理解が進んだ。また、日自の支援員に対して、日自や成年後見との連携事業を進める際に困っていること、研修等についてアンケートを行ったところ、「研修の場がない」という課題があがった。そのため、日自の支援員に対し、市民後見人養成研修において希望するカリキュラムの受講を可能とする等、連携して事業に取り組むことでお互いにメリットを感じられるよう工夫をした。

## ○社協と中核機関との連携における課題

各市町の社協によって、相談件数が多い・少ない等の温度差がみられた。また、日自は県社協から市町社協への委託事業であり、市民後見はセンターが行政から委託されているため、当時は、あまり他機関の委託業務に時間を割きたくない、との反応があった。地域での権利擁護を推進するにあたり、広域運営するNPO法人にとって複数の社会福祉協議会との連携は容易ではない。

そこで、H30年度に6市町の成年後見制度利用促進計画を策定中に連携の試行的事業として「日常生活自立支援事業担当者ミーティング」を2回行い、課題の共有や事例検討を行った。その結果、同計画に「日自との連携強化」という項目に反映された。具体的には、定期的な日常生活自立支援事業担当者とのケース会議を継続することになった。



① 2018年5月 第1回ミーティング

6市町社協日常生活自立支援担当者（専門員）、T市社協事務局長、行政担当者、センターをメンバーとした。基礎データとして、成年後見制度の潜在的利用者と見込まれる推定認知症者数16,974名、手帳保持者数6,296名であることを共有した。成年後見制度の利用を検討した場合の対応について尋ねたところ、センターにつなぐ：33%、利用者によって異なる66%という回答であった。

6市町社協合計の新規契約は18人、うち生保4人、利用者総数77名、うち17名が生保であった。

H30年度現在、成年後見制度利用が妥当だと思われる人は数名いるが、実際の制度利用者はいない。また、他の機関から日自業務以外の役割を求められる等の意見もあった。

② 2018年10月 第2回ミーティング

参加者は第1回目の参加者に加え、計画策定委員長が参加した。事例検討の中で、専門員は身元保証にはつながが、利用者が成年後見制度を利用するのはかわいそう、という考え方を持っている人がいることも分かり、成年後見制度の理解や具体的支援の共有が必要であった。2回の試行事業を経て、参加者からもミーティングを継続希望により、ミーティングを定期的を開催することを、計画項目19-2に反映した。

（第1回・2回は利用促進計画策定中の試行事業として開催した）

## 成年後見制度利用促進計画の項目への採用 施策19-2



◆目標1 行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築

A 行政の役割	施策1 権利擁護支援の仕組みの計画的推進 施策2 中核機関の機能強化・整備とセンターの安定的運営の確保 施策3 中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築 施策4 地域連携ネットワークの重層的な形成を主導
------------	--

◆目標2 幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備

B 権利擁護支援センターの役割	B-1 センターの新たな運営方向 成年後見支援から権利擁護支援へ	施策5 中核機関の機能強化（4つの機能） 施策6 権利擁護支援に関連する人材の養成 施策7 虐待対応のための基盤強化 施策8 中核機関と法人後見受任の一体的な運営
	B-2 広報啓発・相談・利用促進機能の強化	施策9 地域における権利擁護支援のための広報啓発 施策10 専門相談機関としての機能の発揮 他機関等との連携強化 施策11 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化 施策12 法人後見実施機関の育成
	B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進	施策13 モニタリング機能、苦情窓口の整備 施策14 親族後見人への支援 施策15 市民後見人への支援 施策16 法人後見の質の確保と向上

◆目標3 地域連携ネットワークの重層的な形成

C 地域連携ネットワークの役割	施策17 ネットワーク会議の機能強化 施策18 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携 施策19 相談支援機関とのケース検討・研究の会議 施策20 権利擁護支援の計画的推進のための協議会等の設置 （本計画の進行管理会議の位置づけ）
--------------------	--

19-2 日常生活自立支援事業  
担当者と定期的なケース会議  
を開き連携を強めます



③ 2019年5月 第3回ミーティング

2回の試行事業を計画への反映と位置づけ、事例検討を行った。

メリットPT(行政に伝える)、そろそろシートPT(移行のタイミング)、法人後見PTをつくり、6市町社協で担当者が2名ずつ検討することとなった。

#### 4.ミーティングから3つのプロジェクトチームの編成



①各社協(6市町)の相談支援体制確認・  
ケース情報・制度利用検討ケース

②日常生活自立支援事業担当者とセンターとの  
情報共有・定期的な事例検討会の開催



今年度は2つのプロジェクトチームによる活動実施

1 そろそろシートPT そろそろシート作成 試行的実施

2 法人後見PT 法人後見の必要性についての研修会の実施



21

④2019年7月 第4回ミーティング

3つのプロジェクトからの報告と、そろそろシート案①、②が提示された。

⑤2019年10月 第5回ミーティング

そろそろシート案①②について、シートを用いて事例検討を実施した。

⑥2020年2月 第6回ミーティング

支援員の高齢化と人材不足が課題としてあげられた。また、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援事業担当者、障がい者相談支援事業所等からの相談もあり、令和3年度からミーティングの対象となる参加者を生活困窮者自立支援事業担当者に拡げていくこととなった。

権利擁護支援そろそろシート（日自担当・他機関⇄あすライツ） 記入日 \_\_\_\_\_

発信元事業所名	➡	送信先事業所名
---------	---	---------

1. 基本情報

担当者氏名 \_\_\_\_\_

対象者	氏名			年齢		性別	男・女
	市町			就労	している・していない		
居所	在宅	持家 / 借家 一戸建 / 集合住宅					
	施設	特別養護老人ホーム / 老人保健施設 / 有料老人ホーム 病院・診療所 / その他社会福祉施設など ( )					
心身の状況	【要介護度】 【障害支援区分】 【療育手帳判定】 【精神保健福祉手帳】 【認知症高齢者の日常生活自立度 I II III IV V M】						
親族状況【キーパーソン _____】 <関係図>	【経済的虐待・搾取 ある・なし】			【疾患・既往歴】			
	【関係機関・サービスの利用状況】						
1月あたりの 経済状況 □生保 預金額 _____円	収入	年金	円	生活保護	円	給与	円
		預金・その他( )		円	収入合計	円	
	支出	生活費	円	家賃等	円	福祉サービス利用料	円
		その他(債務/ )		円	支出合計	円	

2. 日常生活自立支援事業の支援状況

事業利用開始時期		対象区分	認知症・知的障がい・精神障がい
利用しているサービス	福祉サービス利用援助 日常的金銭管理 書類等預かり		
支援頻度	月 回 / 週 回 / その他 ( )		
支援内容 支援時の本人の様子			

3. そろそろ度 ※該当する場合は確認項目に○を記入してください。(◎・○・△)

検討課題	該当項目	具体的検討課題	該当項目	【検討課題】(記述)
判断能力の低下		財産の管理		
法律的な課題 (相続・訴訟・ 調停・自己破産・ その他 )		貯金の払出し、解約		
		保険金の受領		
		交通事故の示談等		
		不動産の管理・手続き(売却・賃貸・ 抵当権の設定・その他 )		
身元保証 (施設・病院等 からの要求)		施設(病院)入所(入院)の契約締結		
		訪問販売等の契約の取消し		
緊急度		その他		

他機関への情報提供について本人の同意を得ている。(チェックを入れてください)

そろそろシート（日自担当⇒あすライツ）

記入日

発信元事業所名	送信先事業所名
---------	---------

1. 基本情報

担当者氏名

対象者	氏名		年齢		性別	男・女	
	市町		就労		している・していない		
居所	在宅	持家 / 借家 一戸建 / 集合住宅					
	施設	特別養護老人ホーム / 老人保健施設 / 療養型病床群 病院・診療所 / その他社会福祉施設など（ ）					
心身の状況	【要介護度】 【障害支援区分】 【療育手帳判定】 【精神保健福祉手帳】 【認知症高齢者の日常生活自立度 I II III IV V M】						
親族状況【キーパーソン _____】 <関係図>	【経済的虐待・搾取 ある・なし】			【疾患・既往歴】			
	【関係機関・サービスの利用状況】						
1月あたりの 経済状況 □生保 預金額 円	収入	年金	円	生活保護	円	給与	円
		預金・その他( )		円	収入合計	円	
	支出	生活費	円	家賃等	円	福祉サービス利用料	円
		その他(債務/ )		円	支出合計	円	

2. 日常生活自立支援事業の支援状況

事業利用開始時期		対象区分	認知症・知的障がい・精神障がい
利用しているサービス	福祉サービス利用援助 日常的金銭管理 書類等預かり		
支援頻度	月 回 / 週 回 / その他( )		
支援内容 支援時の本人の様子			

3. そろそろ度

※1 身元保証は施設・病院等からの要求の程度を示す。

検討課題	度 合 1(ない) ……5(ある)	【検討課題】(記述)
判断能力の低下	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	
法律的な課題	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	
身元保証※1	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	
緊急度	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	
総 合 ※上記4項目の合計÷4	┆┆┆┆┆┆ 1 2 3 4 5	

他機関への情報提供について本人の同意を得ている。(チェックを入れてください)

## ○「そろそろシート」について

プロジェクトにおける検討過程において日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行が必要かどうか、判断するためのツールとして、「そろそろシート」（試案）が開発されている。

シート（試案）は2種類あり、生活上どこに課題があるのかを把握するとともに、判断能力の低下等課題の度合いを把握するための指標がチェック型・スケール型にて示されている。2種類のシートがあるが、両方併用することが可能である。「そろそろ度」は、関係者が話し合う過程の中で検討・共有され、重要な指標となっている。

開発の背景は、日常生活自立支援事業担当者ミーティングにおいて、成年後見制度への移行のタイミングがわからないという意見や、地域包括支援センターやケアマネジャーからも同様の声があったことから開発した。現在、地域のケアマネジャーや、生活困窮担当窓口等にもシートを配布し、成年後見制度または日常生活自立支援事業の利用タイミングを検討するツールとして周知している。

「そろそろシート」は、協議体の中で、関係者がそれぞれの認識を共有し、本人を中心とした支援を検討する過程を生み出すツールとして機能している。

## ⑦ 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

### 1) ヒアリングの趣旨

日常生活自立支援事業や成年後見制度等権利擁護事業と市行政の生活保護との連携の取組について、取組の実際や特徴、成年後見制度との連携等に関するヒアリング調査を行った。

### 2) 取組概要

横浜市社会福祉協議会では、平成10年より権利擁護事業を開始した。従前より日常生活自立支援事業の契約者の中で、約6～7割が、生活保護受給者の方であった。

平成16年9月より、横浜市福祉局の保護課と情報交換を行い、連携をはかっていこうとしていた。

### ○連携のための研修プログラムの実施

平成27年に区役所の生活支援課の職員に対し、権利擁護の基礎研修を開始した。令和2年度の研修は6年目である。研修は毎年継続して行っており、連携の基礎となっている。

局や市社協レベルで共有できていても、区や区社協の職員まで落とし込んでいくために現状の分析と今後の連携強化を図っている。

生活支援員に対し、平成30年4月に、生活支援課の係長を講師に迎え、生活保護を理解するための研修等を行っている。

#### 目 的

生活保護業務を担う社会福祉職に対し、被保護者の権利擁護を推進する意義、関係機関との連携や、後見人の実際の職務を知ること、成年後見制度等の理解を深めることを目的とした研修を実施します。

#### 内 容

内 容	講 師 等
オリエンテーション・あいさつ	健康福祉局福祉保健課
講義①「生活保護業務における権利擁護とは」	健康福祉局生活支援課
講義②「権利をまもるしくみ」 「権利擁護事業（日常生活自立支援事業） について」	横浜生活あんしんセンター
休憩	
講義③「成年後見制度の基本的理解について」	横浜生活あんしんセンター
★対談「先輩ワーカーはどう連携したか」	横浜生活あんしんセンター 南区生活支援課
講義④「区長申立てにおける連携のポイント」	健康福祉局福祉保健課
休憩	
★シンポジウム形式による「後見人の活動紹介」	市民後見人受任者 横浜生活あんしんセンター
振り返り、アンケート記入	

横浜市健康福祉局福祉保健課・横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター  
「令和2年度成年後見制度基礎研修」より抜粋

### ○連携イメージの共有のための通知の発出

異動に合わせて、毎年、社協と市生活支援課との連携のイメージの資料を4月に配布している。通知には、支援の流れと連携を必要とするタイミングについてフロー図にまとめられており、緊密な連携について市と社協間でイメージを共有できる内容としている。

生活支援課係長会議資料  
平成28年10月27日(木)  
横浜生活あんしんセンター  
健康福祉局生活支援課・福祉保健課

**権利擁護事業を利用する生活保護受給者の状況と、今後の連携強化について**

区社協あんしんセンターの権利擁護事業は本人との契約によるサービスとして実施しており、本人死亡とともに契約終了となる事業です(出納を含む一切の手続きができなくなります)。

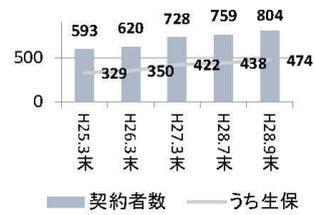
権利擁護事業の利用者のうち、生活保護受給中の利用者の方については、従来より生活支援課との協力・連携のもと、支援を行っています。しかし、利用者の増加に伴い対応困難な利用者も増加しています。

権利擁護事業を必要とする方ができるだけ多くご利用いただけるよう、区社協あんしんセンター利用状況と、生活支援課へお願いしたい連携内容をまとめましたので、ご確認ください。

**1 区社協あんしんセンター利用者数の推移**

権利擁護事業の契約は下表のとおり増加傾向にあり、それに伴い生活保護を受給する利用者数も増加しています。

	H25. 3月末	H26. 3月末	H27. 3月末	H28. 7月末	H28. 9月末
契約件数	588	617	724	755	801
うち、書類預かりサービス	172	172	178	180	188
契約者数	593	620	728	759	804
うち、生活保護受給者	329 (55.5%)	350 (56.5%)	422 (58.0%)	438 (57.7%)	474 (59.0%)



**2 訪問回数・訪問人数について(H28.7月調査)**

区社協あんしんセンターによる利用者への訪問は概ね月1回を基本とし、また訪問する非常勤職員(以下、支援員)も1人を基本としています。

しかし、特段の事情のあるケースについては、月2回以上の訪問や、2名による訪問を行っています。

訪問回数	総計	支援員複数訪問						支援員1人訪問(基本)					
		計	月1回未満	月1回	月2回	月3回	月4回	計	月1回未満	月1回	月2回	月3回	月4回
全体件数	755	335	25	227	74	3	6	420	34	284	92	1	9
うち生活保護受給者	438	189	5	121	56	2	5	249	9	154	76	1	9
	(58.0%)	(56.4%)	(20.0%)	(53.3%)	(75.7%)	(66.7%)	(83.3%)	(59.3%)	(26.5%)	(54.2%)	(82.6%)	(100%)	(100%)

支援員複数訪問の件数は総計の4割を超えている。

複数の支援員が月2回以上訪問しているケースは、生活保護受給者が多い。

支援員1名訪問においても、訪問頻度の高いケースは生活保護受給者が多い。

月2回以上訪問件数

属性	件数	構成比
精神障害	88	47.6%
高齢他	47	25.4%
知的障害	36	19.5%
身体障害	9	4.9%
認知症	5	2.7%
合計	185	100.0%
うち生保	149	80.5%

支援員訪問人数に拘らず、月2回以上訪問を行っている件数の集計では、8割が生活保護受給者でした。また、利用者属性別にみると最も高いのは「精神障害」です。

**【訪問回数の多いケースの例】**  
浪費傾向等で計画的な金銭管理が出来ず、1週間ごとに生活費を届ける必要がある

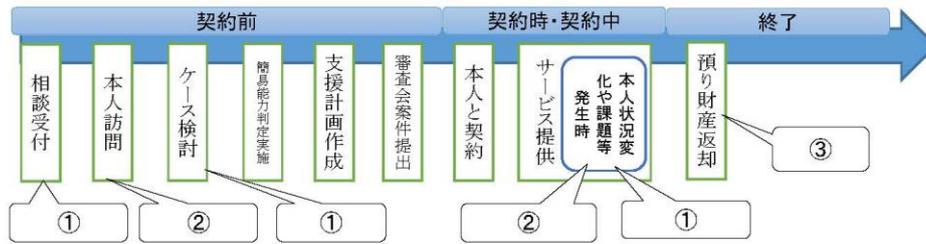
**【複数訪問が必要なケースの例】**  
本人や本人に関わる者からの攻撃的態度や、セクハラ行動等により訪問時の危険が

### 3 権利擁護事業を利用する際の区生活支援課と区ACの連携イメージについて

生活保護受給中の方が、権利擁護事業を利用する際に、区社協あんしんセンターと区生活支援課で必要な情報を共有することでより良い支援につながり、死亡時等の対応についても、事前に準備することができるようになりますと考えています。

今後、区社協あんしんセンターから以下のような内容について、ご相談させていただくことがあるかと思いますが、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

【参考】権利擁護事業を利用する際の主な流れ ※別添「横浜生活あんしんセンターパンフレット」参照



#### <連携のイメージ>

① 本人状況の共有・必要に応じたケースカンファレンスの実施	
【契約前】	【契約中】
○本人状況の情報提供 ・相談者や本人から得られなかった本人状況を把握 ・本人聞き取り内容と比較し、本人判断能力を確認	○本人状況変化時等の情報共有 双方で把握した本人や周囲の状況の変化の情報共有
○ケースカンファレンス実施 ・支援者間の本人課題の共有と、それぞれの支援内容及び役割分担の確認 ・あんしんセンター訪問回数、訪問人数の確認	○本人状況の変化や課題の状況に応じ、カンファレンスを実施 本人の課題が改善しない場合や、新たな課題発生時における本人支援の方針見直し、役割分担の再確認

② あんしんセンターによる本人訪問への必要に応じた同席・同行	
【契約前・契約時】	【契約中】
○契約に向けた初回訪問時等の同席 ・初回訪問 ・簡易能力判定実施時 ・契約締結時 等	○定期訪問等の同行 ・双方で本人状況の把握や確認が必要な場合 ・本人への生活指導等、あんしんセンターでは行えない援助が必要な場合 等

③ 預かり財産返却時の対応	
【契約前・契約中】	【死亡時】
○保管物件引受人(*)設定予定や、死後の対応についての確認 ○把握している親族(推定相続人の範囲)についての情報提供 本人死亡による契約終了時に備えて、預かり財産(通帳・印鑑等)引渡し先の把握・確認 *「保管物件引受人」とは、利用者が指定した預り財産の引受人	○原則、保管物件引受人にあんしんセンター預り財産(通帳、印鑑等)を引き渡し。 ※保管物件引受人がいない場合は、生活支援課に引き渡しをお願いします。

担当 横浜生活あんしんセンター 小方、井出  
健康福祉局生活支援課 岩井  
健康福祉局福祉保健課 伊藤、吉澤

## ⑧ 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

### 1) ヒアリングの趣旨

東京都社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の展開と成年後見制度との連携について、取組の実際や課題等に関するヒアリング調査を行った。

### 2) 取組概要

#### ○東京都における日常生活自立支援事業の実施状況

東京都における地域福祉権利擁護事業の実施体制は、62 団体（61 社協・1 福祉公社、令和 2 年 12 月現在）が実施しており、専門員 279 人、生活支援員 1,395 人が従事している。契約状況は 3,858 件であり、専門員 1 名あたり平均 13.83 件である。契約件数は全国同様に、微増傾向にある。

東京における地域福祉権利擁護事業 実施状況（令和2年度）※独自事業含む										資料1	
										令和2年12月末時点	
〔相談・契約件数〕										（単位：件）	
	相談件数		新規契約件数		終了・解約件数		契約中件数（当月）		契約準備件数（当月）		
認知症高齢者	91,141	56.5%	534	74.6%	515	73.8%	2,245	58.2%	265	71.2%	
知的障害者	16,705	10.4%	38	5.3%	32	4.6%	426	11.0%	23	6.2%	
精神障害者	38,419	23.8%	96	13.4%	116	16.6%	858	22.2%	61	16.4%	
その他	14,927	9.3%	48	6.7%	35	5.0%	328	8.5%	23	6.2%	
合計	161,192	100.0%	716	100.0%	698	100.0%	3,857	100.0%	372	100.0%	

※相談件数の合計は、その他問合せ件数（件）を含む合計値。

〔専門員・生活支援員数〕						
	専門員数					生活支援員数
	国庫補助	区市町村	社協独自	その他	合計	
人数	136	123	20	0	279	1,395

出典：東京都社会福祉協議会「東京における地域福祉権利擁護事業 実施状況（令和2年度）」より

東京都の地域福祉権利擁護事業に関する統計によると、人口あたりの利用者数は、全体的な傾向として区部よりも市部のほうが多く、人口 1 万人あたりの利用者数の平均をみると、区部で 2.2 人、市部で 4.9 人となっている。なお、東京都における日常生活自立支援事業の利用者数は、成年後見制度利用者数の約 7 分の 1 である。

東京都社会福祉協議会による事業実施団体に対する訪問調査は、毎年10箇所前後実施している。運営適正化委員会が行う現地調査にも職員が出席しており、62区市町村に3年に1回程度は現場の状況を確認する機会を得ている。また業務連絡会を年2回、センター長会議を年1回開催している。

東京都社会福祉協議会が運営する契約締結審査会に諮る要件は、主として「能力疑義」、「支援計画変更」、「生活保護受給者との契約」の3点である。審査内容ごとの件数は以下のとおりである。

#### 東京都社会福祉協議会契約締結審査会における審査内容ごとの件数

審査内容	平成 29 年度 3月まで	平成 30 年度 3月まで	令和元年度 3月まで	令和2年度 1月まで
能力疑義	7	8	5	5
支援計画変更	233	183	223	243
生活保護受給者との契約	317	332	304	225
途中から生保受給	20	23	31	21
社協・団体からの解約	0	1	1	1
成年後見制度との併用	0	1	1	0
軽微な支援計画の変更	845	829	946	879
その他	3	4	2	3
計 (A)	1,425	1,381	1,515	1,377
軽微なものを除く計 (B)	580	552	569	498
B の平均審査数/月	48.3	46.0	47.4	49.8

出典：東京都社会福祉協議会「令和2年度地域福祉権利擁護事業運営状況」より

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の併用に関する審査、とくに成年後見制度の利用に伴う地域福祉権利擁護事業の解約に関する審査等については、慎重な検討を要することもあり、専門員も参加して実施している。なお、解約理由の内訳は、次ページの表のとおりである。

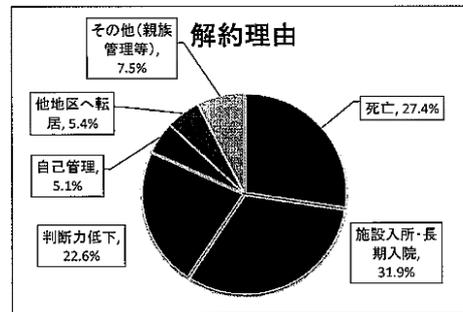
令和2年度 地域福祉権利擁護事業 解約理由内訳(独自除く)

資料5

令和2年12月末現在

【解約理由】

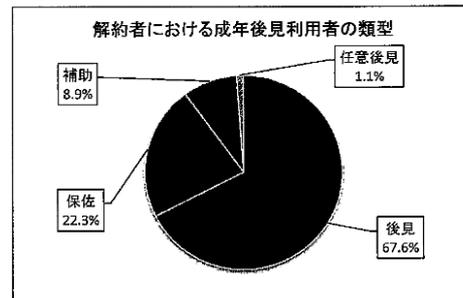
理由	R2年12月末
死亡	27.4% 171
施設入所・長期入院	31.9% 199
判断力低下	22.6% 141
自己管理	5.1% 32
他地区へ転居	5.4% 34
その他(親族管理等)	7.5% 47
合計	100.0% 624



【解約者における成年後見制度利用者の類型】

成年後見制度利用者  
令和2年度解約者 624名中 178名(28.6%)

後見類型	R2年12月末
後見	121 67.6%
保佐	40 22.3%
補助	16 8.9%
任意後見	2 1.1%
合計	179 100.0%



出典：東京都社会福祉協議会「令和2年度地域福祉権利擁護事業運営状況」より

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の併用に関しては、検討の上で、平成20年に「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度を併用する場合の取扱について」という通知を発出し、「成年後見制度と併用して地権事業を利用することが必要と判断される指標」として以下の4点を示した。

- ①権利侵害、虐待等をうける恐れがあり、日常的な見守りが必要な場合
- ②同居者や親族が何らかの生活課題等を抱えており、本人の生活を支援するために、ファミリーソーシャルワークの観点から同居者や親族を含めた見守りが必要な場合
- ③精神的な問題等により、本人からの頻繁な訴えに対してきめ細かな対応が必要であり、複数の機関での関わりが必要な場合
- ④本人にとって、新しい人間関係を形成することが難しく、地権事業の支援がなくなることが本人に大きな不利益になると想定される場合

本指針では、「地権事業と後見人等の役割分担の考え方」として、後見人等が行うべき身上保護を地域福祉権利擁護事業が「代行」するのではなく、本人の状況によって後見人等では十分に担うことのできない役割がある場合、福祉的な観点から被後見人等の日常生活自立を支援する役割を担うものとして位置づけることとし、指針別紙1にて、

各場面における制度の役割分担を示した。しかし、実際に両制度の併用に関して契約締結審査会にあがってくる件数は決して多くはないし、また審査会に付議されても実際に併用が認められる案件はごく限られる状況にある。これは、成年後見人等の身上保護の役割を地域福祉権利擁護事業が安易に肩代わりしてしまうことへの危惧や、地域福祉権利擁護事業の運営体制上のキャパシティの課題が背景にあるといえる。

## ○東京都における日常生活自立支援事業の課題

東京都における地域福祉権利擁護事業の課題として、年々件数が増える中、事業実施団体（区市町村社協等）によっては安易な代理権の設定や月 1 回に限定した支援の設定等、画一的な支援に陥りがちなことや、定期的なモニタリングが徹底されていないことなどがあげられる。

また、実施体制について、年間 1000 件を超える新規ケースがあるため、法制度上の事業の実施主体である東京都社会福祉協議会として全件をつぶさに把握することが難しく、どのように効果的、効率的に全体を把握し、必要なコントロールを図るかが課題となっている。

また、地域共生社会の包括的実施体制の中に、地域福祉権利擁護事業をどう位置づけるか、社会福祉協議会内の他部門とどのように連携・協働をしていくかも推進上の課題である。包括的支援体制の推進との連携の観点からは、本来的には、地域福祉権利擁護事業を区市町村への補助事業とすることにより、区市町村における一体的な推進体制を確立することが考えられる。ただし、その場合には、区市町村における必要な財源の確保や、都道府県社協による支援体制の継続、強化が前提となる。

## ⑨ 大阪市

### 1) ヒアリングの趣旨

政令市における成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携に関する取組について、取組の実際や特徴にかかるヒアリング調査を行った。特に、大阪市における地域福祉基本計画における権利擁護事業の推進の一環である、日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行にかかる検討について、調査を実施した。

### 2) 取組概要

#### ○「あんしんさぼーと事業」(日常生活自立支援事業)から成年後見制度への移行

大阪市では、権利擁護に関する事業に20年以上取り組んでいる。

平成11年度より地域福祉権利擁護事業の「あんしんさぼーと事業」を市社協が実施主体として行った(※大阪市における日常生活自立支援事業の事業名称は、「あんしんさぼーと事業」)。

現在、大阪市におけるあんしんさぼーと事業の利用者数は約3,000人である。あんしんさぼーと事業の利用者は、単身の高齢者が42%を超えている。生保の利用者が圧倒的に多く、非課税世帯を含めると利用者の約9割を占めており、低所得者層の利用が多い。新規の利用ニーズも多く、現在も約200人が利用開始手続き中又は待機している。

こうした背景のもと、大阪市として、地域連携ネットワークの中で、あんしんさぼーと事業から、成年後見制度等適切な制度への移行のための検討を進めている。

検討にあたり、平成29年度には、あんしんさぼーと事業の利用者約3,300人を対象に実態調査を実施し、その結果、約6割が居宅、意思表示できる方は約8割、話ができる方が約7割、何らかの法律行為が必要という方が約8%等であった。

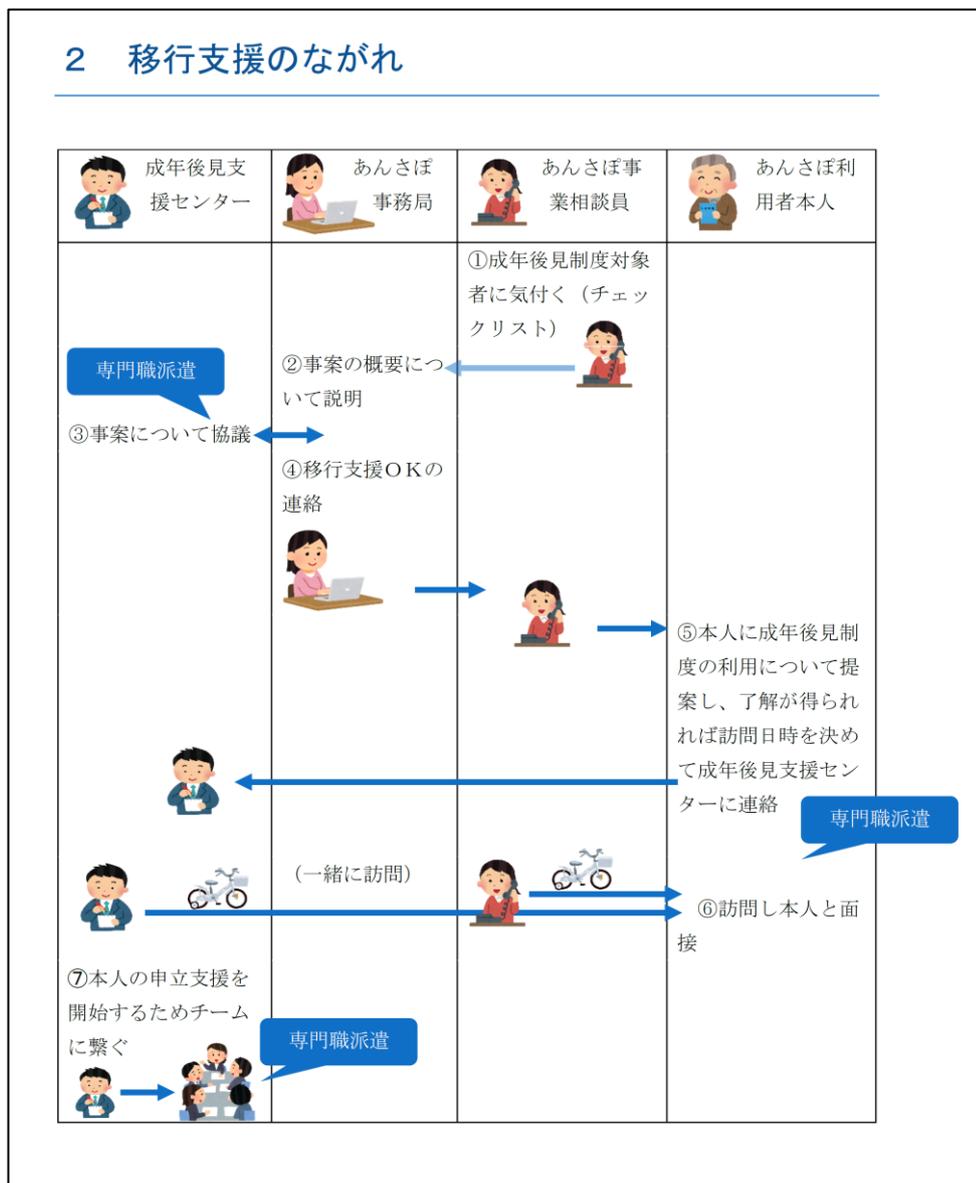
こうした状況を踏まえ、第1期大阪市地域福祉基本計画策定にあたって、大阪市「権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会」に「制度利用促進部会」を設置、あんしんさぼーと事業利用者のうち、成年後見制度の利用が望まれる方を発見し、制度へ移行支援するための検討を進めてきた。

制度移行が必要な対象者として「(1) 市民後見人の支援により地域生活の安定・継続が見込まれる方、(2) 法定後見人が選任されることで、保有財産の有意義な活用を検討しその結果、生活の質の向上が見込まれる方」を想定している。具体的には、あんしんさぼーと事業利用中の方のうち、判断能力が低下している方、法律行為が必要な方、遺産分割協議、訴訟が必要な方、悪質な商法や経済的搾取への対応が必要な方、多額の財産をお持ちの方等

を想定した。

あんしんさぼーと事業から成年後見制度への移行支援の流れとしては、以下の図のように整理されている。

あんしんさぼーと事業の相談員が、利用者の状況の変化と成年後見制度利用の必要性に気付いたときには、まず、あんしんさぼーと事業の事務局を通じて、市社協が受託している中核機関と連携・協議し、移行支援可能との判断が出た後、相談員が利用者本人に制度の提案を行い、了解が得られれば、相談員と中核機関職員が本人に面談し、制度の詳細、及び制度利用に伴いあんしんさぼーと事業の契約は終了することを説明する。制度利用について本人の同意が得られれば、本人の申立支援を開始するため、地域包括支援センターや区役所など、本人支援のチームに繋いでいる。



出典：大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ、大阪市成年後見支援センター「あんしんさぼーと事業から成年後見制度へ（手引き）2018年6月、P8より

なお、制度利用を進める過程で、現場の職員の判断が難しい場合、中核機関が専門職を派遣する仕組みを作っている。通常、専門職派遣の依頼元は、区役所や地域包括支援センター等、成年後見制度の利用に関する相談窓口（相談支援機関）となるが、大阪市においては、あんしんさぼーと事業経由でも、派遣が依頼できることとし、支援に繋がるよう対応している。また、市町村長申立の場合には、区役所が申し立てるため、情報共有を行っている。

大阪市では、あんしんさぼーと事業から成年後見制度への移行に向けて、相談員用の「手引き」を作成しているほか、具体的にどのように制度移行をしていくか、相談員向けの研修でも取り上げている。

制度利用促進部会の検討では、このような体制を整えることにより、第1期計画期間中に300人の制度移行を目標として設定した。実績値として、平成30年4月から令和2年10月までで、231人制度移行している。

## ○制度移行における課題

制度移行における課題としては、現在利用しているあんしんさぼーと事業からの変化を望まない利用者からは、制度移行の理解が得られにくいことがある。支援者からも、現在の安定した環境を変化させることへの懸念や、成年後見制度の利用手続きが煩雑、というイメージを持たれること等が、制度移行を阻害する要因となっている。

大阪市では、制度移行後の担い手として、市民後見人の活用を想定してきた。本市における市民後見人については、平成19年度より養成事業を開始、現在市民後見人バンクには、237名が登録している（平成30年6月7日現在）。日常生活自立支援事業から成年後見制度の移行の対象者として、「市民後見人の支援により、地域生活の安定・継続が見込まれる方」が挙げられている。しかし、大阪市における市民後見人は後見類型のみ受任しており、補助・保佐類型の場合は市民後見人の選任がなされないこと、類型の決定と後見人等の選任は、家庭裁判所の審判による事項であることから、当初予定していた市民後見人の活用については、現時点で限定的な状況である。

制度利用開始手続きの煩雑さとともに、利用開始までに時間を要することも、制度利用を阻害する要因の1つとなっていた。しかしながら、平成31年度より、申立の段階において、適任と思われる後見人等候補者を家庭裁判所に推薦する受任調整の仕組みを整備するなど、家庭裁判所の審判時間の短縮に繋がるような取組を進めている。

## ○関係制度との連携

あんしんさぼーと事業の利用者に生活保護受給者が多いことから、生活保護担当部局との関わりは深く、連携が欠かせない。そのため、生活保護担当者の研修であんしんさぼーと

事業及び成年後見制度について説明を行う、日常的なケースワークでの連携や情報共有等を行う等している。

## ⑩ 社会福祉法人 AJU 自立の家

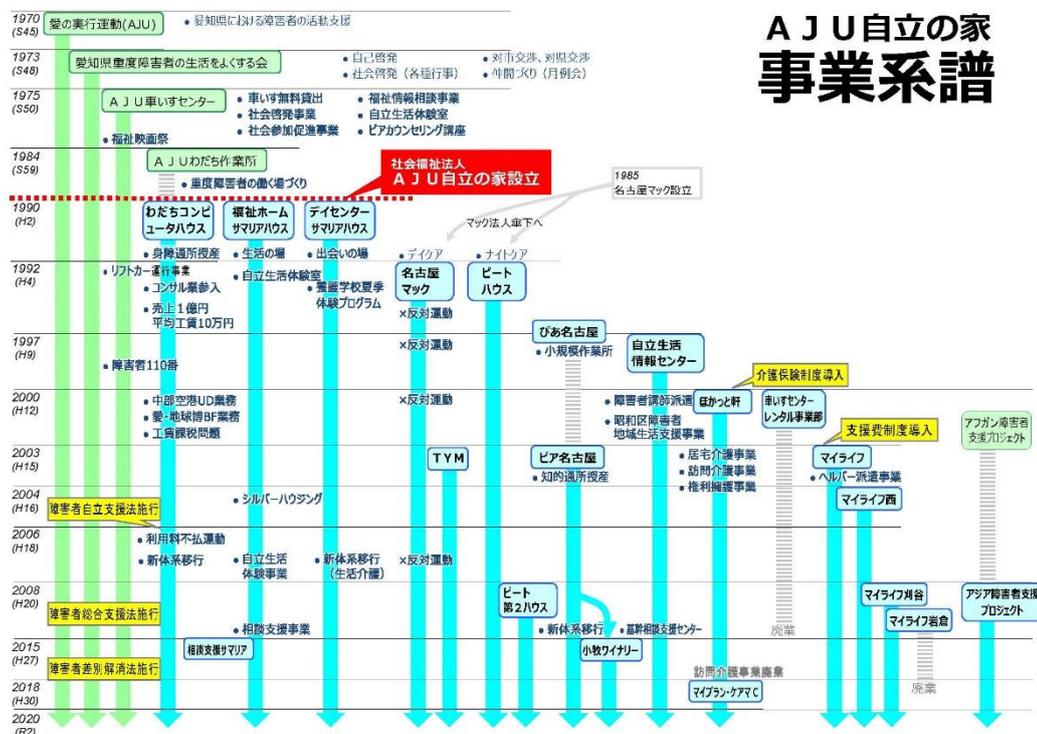
### 1) ヒアリングの趣旨

社会福祉協議会以外の社会福祉法人における日常生活自立支援事業の取組について、取組の実際や特徴、成年後見制度との連携等に関するヒアリング調査を行った。

### 2) 取組概要

AJU 自立の家は、1973 年に、愛知県重度障害者の生活をよくする会と愛の実行運動 (AJU) が出会い、AJU 車いすセンターの開設や重度障害者の働く場づくりなど、だれもが住める福祉の街づくり運動に取り組み、1990 年に社会福祉法人「AJU 自立の家」として設立された。

地域福祉権利擁護事業が開始された 1999 年当初、愛知県内の基幹的社会福祉協議会だけでは十分なフォローが難しい地域があったこと、社会福祉法人 AJU 自立の家では、愛知県内に 15 箇所の車いすセンター支部を有していたことから、社会福祉法人 AJU 自立の家が地域福祉権利擁護事業への取組を開始することとなった。



(出典：社会福祉法人 AJU 自立の家ホームページより)

日常生活自立支援事業利用者は現在 18 名。児童養護施設退所後に利用する 경우가多く、区分としては精神障害が 6 名、知的障害が 12 名、いずれも在宅の利用者である。事業の利用者は最も多い時は 25 名程度であった。

日常生活自立支援事業には、AJU スタッフから専門員が 1 名、生活支援員数名が兼務で配置されている。なお、利用者が AJU 自立の家の就労支援施設等のサービスを利用している場合には、生活支援員は、サービス担当者と別の職員が担うよう調整を行っている。

日常生活自立支援事業に関する相談ルートは、車いすセンター、当事者団体の他、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等が主である。

成年後見制度等関係制度へ連携は、本人、家族、関係者に成年後見制度申立に繋がる支援を行っている。

当事者団体が母体となった社会福祉法人が日常生活自立支援事業を運営しているため、利用者により近い立場から相談に応じ、支援が行えていることは、事業のメリットといえる。

一方で、事業費については、県社協からの委託金だけで運営しなければならず、委託金が減少する中で、きめ細やかな支援を進めれば進めるほど、財政的には厳しい。以前は日常生活自立支援事業の運営を特定非営利活動法人等複数の団体が担っていたが、現在では社会福祉協議会以外の団体の多くが、日常生活自立支援事業より撤退している。

また、社会福祉法人が担う日常生活自立支援事業について、専用保険の整備や、金融機関の理解の推進と書式の整備等が、今後の課題と考えられる。

## 第4章 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の適切な連携に向けて

アンケート調査、ヒアリング調査、および委員会での検討の結果、以下のように整理できると考えられる。

### 1 日常生活自立支援事業と成年後見制度の特色

日常生活自立支援事業は、社会福祉基礎構造改革に伴い、成年後見制度ともに誕生した権利擁護支援の事業である。今回の調査では、「地域住民が支援員となって、地域で、地域住民としての本人を支える」という、「互助」を重視した事業であることも把握することができた。

また、本人の意思を尊重しつつ、本人が自分で権利行使できるようにする支援（契約に基づく委任による限定的代理権のみ）、意思決定支援を重視したサービス提供をしてきたことも確認することができた。意思決定支援を重視し、本人が自分で決定し、実践する支援をすることで、最終的に本人が自分で金銭管理をできるようになり、日常生活自立支援事業を「卒業」できる事案が（多くはないが）あることも分かった。

これに対して、成年後見制度は、法的保護、重大な法律行為における代理の制度としてとらえられており、下記の際に、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が、求められていることも分かった。

- 契約をしているという認識がなくなり、支援計画の変更が必要となったとき
- 虐待や経済的搾取等、法的保護が必要な時
- 法的代理人が必要な重大な法律行為が必要な時

### 2 日常生活自立支援事業等関連諸制度と成年後見制度の連携に向けて

#### (1) 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

現在、日常生活自立支援事業における終結事案の約2割が成年後見制度へとつながっている。このことから、日常生活自立支援事業は、成年後見制度の「入り口」ともいえるべき機能を果たしていると考えられる。

今回の調査では、日常生活自立支援事業の実態において、次ページの「課題整理（試案）」および「課題のまとめ」(図)のような「目詰まり」状態を把握することができた。これらの目詰まりを解消することは、成年後見制度の適切な利用促進にも資するものと思われる。

日常生活自立支援事業等に関する現状の課題整理（試案）

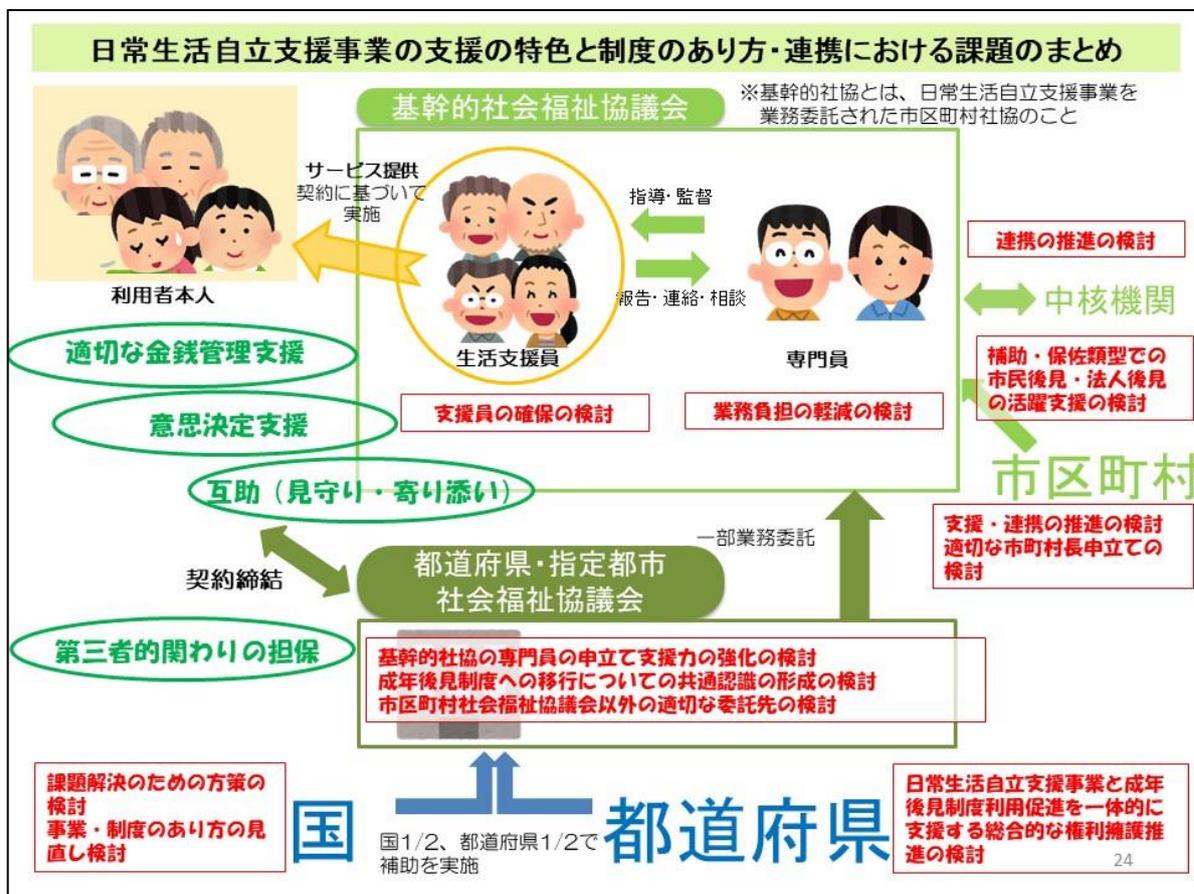
	事業の設定	備考	効果	現在の傾向	考察	課題解決方法
<b>利用者本人</b>	判断能力が不十分であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している者	診断書、手帳は必須ではない（40.6%に診断書も手帳もなし）	成年後見制度には利用にはなじまない、診断書がない人、判断能力の状態に波がある人が利用できる制度となっている	精神障害者の利用が増加政令市になると、利用者の8～9割が生活保護受給者 生活保護CWが「日自を条件に生活保護受給を認める」と都道府県社協がとらえている場合がある（14県／47県が回答、約30%） 精神科に入院している人の地域移行の際に日自利用が条件となっている場合がある。（回答してきた市町村社協の13.5%）	生活保護受給者の利用増が赤字の一因か（市町村を実施主体にすると、もっと生保利用者が増えると想定される） 生活保護受給や地域移行の際の条件とされていることで、利用者の利用意向が定まらず、契約や支援に支障をきたす場合がある（契約に至らない理由は、「本人に利用意思がない」がトップ）	生活保護のCWによる関与を求める事務連絡等の発出（例、横浜市）
<b>利用方法</b>	専門員が本人宅を訪問してサービス内容を説明するとともに本人の困りごとや希望を把握し支援計画を作成。 契約締結判定ガイドラインにより、本事業の契約能力を確認。 判断能力が低下した場合や本事業では実施できない財産管理等の支援が必要になった場合には成年後見制度の利用を支援。 本人の意思により解約することが可能。	複合的な課題がある場合には、契約前の段階から解決に向けた支援や関係機関との調整を行う。（例：滞納等の把握、返済の調整、年金受給申請等）	契約前のアセスメントや本人の意向確認に時間をかけて行うとともに、課題を整理し、必要に応じて関係機関につなぐことにより、福祉サービスの利用をはじめ、生活全体の安定が図られる。	初回相談から契約までに時間がかかる（平均3.6ヶ月） 死亡により契約終了するケースでは、葬儀や遺品の引き取り・処分、保管物件の親族への引き渡し等、煩雑な事務が発生する。	契約前の支援や契約終了後の事務に関する専門員の業務負担が大きい。	契約前の課題整理や関係機関との調整・役割分担について、地域の関係機関と適切な役割分担が必要。 協議会でのケース検討や地域ケア会議の活用。 法律専門職に気軽に相談できる体制整備。

	事業の設定	備考	効果	現在の傾向	考察	課題解決方法
提供されているサービス	福祉サービス利用援助	社会福祉法への位置づけの際、金銭管理事業では社会福祉事業としての位置づけが困難だった。制度設立当初は、ケアマネジャーも相談支援専門員もいなかったため、役割が大きかった。	単なる金銭管理支援ではなく、本人の意思決定支援による支援を提供地域住民が定期的に見守り支援を行うことで、生活が安定。	実際は、「適切な金銭管理を支えるサービス」であると、認識している。福祉サービスを利用する予定がある、決定しているといったことを日自の利用の条件にしている場合がある（12県が回答）	待機者がでる一因か。	正しい意味を伝える事務連絡を出す
	苦情解決制度の利用援助			書類預かりサービスで預かる通帳は残高が1000万までと言っているが、それ以上の金額の通帳を預かっている事案もある。（応能負担はない）		
	住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等	これよりも、法律行為の範囲が広い場合は、契約締結審査会によって、支援できるかどうかを決定（不動産の売却等）		実際は、支援計画に位置づけない「電話対応」等も多い。	結果として、現在、社会で不足している支援を補うことになりやすい。（目詰まりが起りやすい）	アディクション問題がわかる精神科医師に相談できる体制が必要（これは中核機関への支援体制と重ねて） 提言、資源開発を機能として持つ必要がある
	預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）	福祉サービス利用援助の付随的位置づけである。		浪費傾向のある利用者への頻回な金銭受け渡し支援や、死後の事務にも時間を割かれている。		
	書類預かり			職員一人当たりの業務時間のうち4割がサービスの位置づけのない業務。		
定期的な訪問による生活変化の察知		リソースの問題から、施設入所、医療機関への長期入院の場合には、サービスの対象外としているところが多い（解約理由が入院、入所）	施設や医療機関が身元保証機能、日常的な金銭管理機能の代わりとして成年後見制度の利用を求めている傾向もあると思われる。	社会福祉法人への再委託や支援員の拡大を検討することも考えられる。		

	事業の設定	備考	効果	現在の傾向	考察	課題解決方法
支援員	地域住民が地域住民を支えるというコンセプト。	ドイツの名誉世話人を参考に作られた。	支え手が地域課題に気づき、共に地域をつくるため、地域の活性化につながっている。	市民後見人養成研修修了者が支援員をしている地域も多い。支援員のなり手が不足している地域が出てきている。	支援員と専門員の役割分担による金銭管理サービスの複数チェックが重要である。	市民後見の推進とともに、支援員のなり手を確保する。日自の広報啓発も重要。
専門員	基幹的社会福祉協議会の職員。支援計画を立て、支援員を指導する。	1人平均13.5件を対応	計画的な支援を実行し、必要に応じて契約締結審査会にかけることができる	実際は、1人で平均13.5件を対応(最大値は73件)。うち、負担が大きいと感じる事案はそのうち2.3件。	書類作成業務が負担になっている(支援計画の立案)	電子システム利用による支援が可能ではないか?
県社協	実施主体。契約締結審査会を実施するほか、研修を提供。		第三者性のあるチェックを行うことができる。	契約締結審査会の審査待ち時間が発生。結果が出るまで成年後見と同じくらい時間がかかる地域が出ているという現象が起きている(半数以上)。市町村社協との精神的距離が遠く、事例を出す市町村社協が決まっているという現象も起きている。都道府県社協にとっては、業務負担が大きい(2割強が回答)	市町村の人的資源によって、契約締結審査会を実施できるところと、できないところがあるため、市町村単位とするだけでは不足。	市町村単位でも契約締結審査会を実施できるようにしてはどうか? 中核機関で開催される「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」のための会議体の活用も考えられるか? オンライン審査会を推奨してはどうか?

	事業の設定	備考	効果	現在の傾向	考察	課題解決方法
市	役割なし	不平等重大な問題が発生した場合、特別監査を実施		約1割強の市町村が、独自に補助制度を設けている。これに対して、必要性を感じていない市町村が8割。	実施主体が県社協であるため、市町村が負担金を出しにくい。 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、制度間の移行の支障となっている可能性がある。	日自の必要性や重要性に関する通知あるいは事務連絡の発出 市町村を中心とした実施体制への移行の検討。
県	国1/2、県1/2で補助金を出している。			47都道府県中、25カ所(53%)が補助基準額を下回っている。 利用件数が増えても、県の補助金が増えない場合、1件当たりの費用単価が7,900円より下がってしまう。	都道府県によって、日自への財政支援に格差がある。日自への支援の濃淡が、成年後見制度利用促進の関与度合いの濃淡につながっているのではないかと？	日自と成年後見制度利用促進を一体的に支援する総合的な権利擁護推進機関を都道府県社協に置くことができると、スムーズな移行や都道府県による支援につながるのではないかと？
国	国庫補助を出している。1人、1ヶ月あたり7,900円。 生活保護者からは利用料をとらないため、生活支援員の人件費等の一部として利用者1人・1ヶ月あたり3,000円。					

## 日常生活自立支援事業の支援の特色と制度のあり方・連携における課題のまとめ



また、本来移行されるべき事案が成年後見制度へと移行されるためには、以下の方策をとることが有効であると考えられる。

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークへ「日常生活自立支援事業担当部署」が参画し、中核機関職員と定期的に事例検討をできる機会を設ける。
- 中核機関で開催される「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」のための会議体を活用する
- 日常生活自立支援事業の専門員や、中核機関の職員が、本人申立てや親族申立ての支援力をつける。
- いつ、どのようなときに日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討したらよいかの共通認識を形成する。
- 市町村と社会福祉協議会における、市町村長申立てが必要な場合についての共通認識を形成する。
- 補助、保佐類型での制度利用が可能な、市民後見人または法人後見の仕組みをつくる。

特に、日常生活自立支援事業だけでなく、金銭管理等に係る関連諸制度については、例えば次ページのようなチェックシートを使って、役割分担を整理することができると思われる。

このチェックシートは、左側の「本人の状態」にチェックがついた場合、真ん中の「検討ポイント」について考えてから、右側の「該当する手段」を検討していく、という使い方となる。地域によって、対応できる手段が違っていることが想定されるため、協議会等でチェックシートの様式について検討してから使用することを想定して作成している。

役割分担の整理をする際には、いろいろな事例を用いてチェックをどうつけるのか、どういう点に迷うのか、関連諸制度の担当者が話し合っていくことが大切である。細かい場合分けの基準をつくるよりも、定期的に担当者がシートを用いて話し合いをしていくことで、共通認識が形成される。

また、本来は使いたかったサービスや制度が使えないといった「目詰まり」が起きている場合や、どこにもつなぎ先がない事案がある場合について、「どのような社会資源が必要なのか」を話し合っていくことで、新たな社会資源のあり方を話し合っていくことにもつながっていく。

### 関連諸制度との役割分担検討チェックシート

	状態（本人に生じた課題）	検討ポイント 本人のエンパワメント、支援力強化の可能性	該当しうる対応手段 (一つだけではなく、複数を選択することがありうる) 地域によって、サービス提供されているかどうか、確認		
判断能力の低下について	<input type="checkbox"/> 欲しいもの等、言葉による意思表示ができない <input type="checkbox"/> 親しい人の区別がつかない <input type="checkbox"/> 年齢や今日の年月日を言えない <input type="checkbox"/> 住所や自宅の電話番号が言えない <input type="checkbox"/> 同じことを繰り返したり、会話のつじつまが合わなかったりする <input type="checkbox"/> 約束の日時、服薬時間・種類などを忘れる <input type="checkbox"/> 帰宅できなくなることがある <input type="checkbox"/> その他、認知症・知的障害・発達障害・精神障害などの判断能力が不十分と思われる状態がある	<p><b>★判断能力の低下が、回復する可能性の検討</b>            判断能力の低下は、生活リズムの乱れ、脱水、薬の副作用や孤立感から起こる場合があります。日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を検討の前に、生活支援の見直し、医療機関の受診を検討することも大切です。</p> <p><b>★生活ができてきているかの検討</b>            判断能力の低下から、日常生活をおくるうえで必要なすべての行為に支援が必要となっている場合があります。介護サービスや障害福祉サービス等、生活を送るうえで必要なサービスにつながっているかどうかにも検討します。</p>	<input type="checkbox"/> 医療、介護、福祉サービスへのつなぎ	日常生活自立支援事業による支援	成年後見制度(法定後見)による支援
	<input type="checkbox"/> 生活支援の体制についての確認	<input type="checkbox"/> 本人の権利擁護者の存在の確認			
法的保護が必要	<input type="checkbox"/> 親族や知人等に預貯金等、財産等を搾取されている	<p><b>★通報は義務</b>            虐待、搾取については、本人の表面的な意思表示のよりも事実確認、緊急性の判断を優先させる必要があります。すぐに虐待通報が必要です。</p>	<input type="checkbox"/> 障害者・高齢者虐待の通報、事実確認への協力	<input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業による支援	<input type="checkbox"/> 成年後見制度(法定後見)による支援
	<input type="checkbox"/> 消費者被害にたびたび遭っている <input type="checkbox"/> ヤミ金融・消費者ローン・株等を自分の意思ではなく、言われるままに契約してしまう	<p><b>★緊急対応を優先</b>            消費者被害や本人にとって不利な契約は、早めに対応することで被害が回復できることがあります。消費生活センターや法テラス等、専門相談を優先します。</p> <p><b>★孤立感への支援</b>            孤立感から、消費者被害や言われるままに不利な契約をしてしまうことがあるため、適切な居場所づくり、社会参加が再発防止につながる場合があります。</p>	<input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談 <input type="checkbox"/> 法テラスへの相談		
<input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談					

	状態（本人に生じた課題）	検討ポイント 本人のエンパワメント、支援力強化の可能性	該当しうる対応手段 (一つだけではなく、複数を選択することがありうる) 地域によって、サービス提供されているかどうか、確認		
日常生活上の行為の課題	<input type="checkbox"/> 光熱水費・医療費・買い物などの支払いができない（滞納してしまう）	<p>★「支援を受けたら、できるか」を検討 本人にとってわかりやすい、適切な情報提供といった「支援を受けたら、できるか」、その支援は誰が提供できるかの検討も必要です。</p> <p>★<u>経験不足からの課題</u> 経験不足から、うまく金銭管理ができないという場合もあります。金銭管理のトレーニングを受けることで、出来るようになる可能性があるかどうか検討します。</p>	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法の自立生活援助サービス	<input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業による支援	<input type="checkbox"/> 成年後見制度(法定後見)による支援
	<input type="checkbox"/> 預貯金の出し入れができない		<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立相談の家計改善支援		
	<input type="checkbox"/> 自分の生命・生活を維持するために必要な医療・介護・障害福祉サービスが契約できない		<input type="checkbox"/> 金融機関への個別相談		
	<input type="checkbox"/> 債務整理が必要な状態になっているが、自分で手続きをとることができない		<input type="checkbox"/> ケアマネジャー、相談支援事業所等との連携による丁寧な意思決定支援		
	<input type="checkbox"/> 手元にあると、無計画にお金を使ってしまい、生活が立ちゆかなくなっている				

	状態（本人に生じた課題）	検討ポイント 本人のエンパワメント、支援力強化の可能性	該当しうる対応手段 (一つだけではなく、複数を選択することがありうる) 地域によって、サービス提供されているかどうか、確認	
<b>法律行為の必要性</b>	<input type="checkbox"/> 日常生活を上回る財産管理（定期預貯金の解約等）が必要となっている	<p>★「支援を受けたら、できるか」の検討 本人にとってわかりやすい、適切な情報提供といった「支援を受けたら、できるか」、その支援は誰が提供できるかの検討も必要です。法律行為が必要となった場合でも、委任代理契約が成立する判断能力の場合には、その検討をしてみましょう。</p> <p>★「身寄りがない人」への支援体制の拡大 身寄りがない人が安心して施設入所、医療機関の入院ができるよう、ガイドライン等を各市町村で整備する動きが始まっています。地域の支援体制を拡大することも、大切な検討ポイントです。</p>	<input type="checkbox"/> 金融機関の独自サービスの確認	<input type="checkbox"/> 成年後見制度（法定後見）の活用
	<input type="checkbox"/> 保険金の請求・受領		<input type="checkbox"/> 本人の委任代理が成立するかの検討（法テラス？）	
	<input type="checkbox"/> 税の申告		<input type="checkbox"/> 法テラスの特定援助対象者法律相談援助の利用	
	<input type="checkbox"/> 遺産分割、相続の発生		<input type="checkbox"/> 消費生活センターへの専門相談	
	<input type="checkbox"/> 不動産処分等（売却・賃貸・抵当権の設定、その他）		<input type="checkbox"/> 地域の身寄りがない人への支援体制の確認	
	<input type="checkbox"/> 裁判所の手続き（相続放棄、訴訟、調停、自己破産、その他）			
	<input type="checkbox"/> 消費者被害への対応			
<input type="checkbox"/> 施設入所・病院入院の契約において、成年後見制度の活用を求められている				

## (2) 成年後見制度から日常生活自立支援事業への移行の可能性

現在、判断能力の回復がない限り、成年後見制度の利用を止めることはできない<sup>1</sup>。しかし、成年後見制度そのものが更新制となる、あるいは一時的利用が可能な制度となる改正が行われることがあった場合、成年後見制度から日常生活自立支援事業への移行も必要となるのではないか？という指摘が、委員会ではなされた。その場合、日常生活自立支援事業の利用ニーズが高まると考えられ、「目詰まり」状態を解消しておく必要も高まる。

また、両制度の移行がスムーズとなるためには、「日常生活自立支援事業の実施主体を市町村とし、成年後見制度利用促進施策と一体的に運用するべきである」という意見がある一方で、都道府県、市町村に対してのアンケート調査、ヒアリング調査では、行政側から「日常生活自立支援事業を実施することが困難な小規模市町村も出るのではないか？」という指摘もあった。

いずれにせよ、市町村・都道府県や権利擁護支援の地域連携ネットワークの構成員が、日常生活自立支援事業の重要性と役割を認識し、成年後見制度との適切な役割分担のあり方について、地域の実情も踏まえ、各地域において話し合い、共通認識を形成していくことが求められているといえる。

1 現在でも、補助類型の成年後見制度利用の場合には、補助類型から日常生活自立支援事業への移行がありうる。補助類型の場合は、必要な代理行為が終了したあとに、本人が代理権付与に同意しないという意思を明示することで補助取消となる例があり、補助取消後に、本人が契約者となって日常生活自立支援事業を利用することも考えられる。